

苫小牧市地域防災計画

本編

＜修正案＞

下線：現行計画からの変更箇所

令和8年1月

苫小牧市防災会議

目 次

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 第1章 総則 | 総-1 |
| 第1節 計画の方針 | 総-1 |
| 第1 計画の概要 | 総-1 |
| 第2 計画の効果的な推進のための基本的事項 | 総-2 |
| 第3 防災に関する基本的な用語 | 総-3 |
| 第2節 防災テーマ及びビジョン | 総-4 |
| 第1 苫小牧市の防災テーマ | 総-4 |
| 第2 防災ビジョン | 総-5 |
| 第3 基本目標 | 総-5 |
| 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務等の大綱 | 総-9 |
| 第4節 市域の災害環境 | 総-16 |
| 第1 自然環境 | 総-16 |
| 第2 社会環境 | 総-17 |
| 第3 災害履歴 | 総-19 |
| 第4 災害の特徴 | 総-22 |
| 第5 被害想定 | 総-25 |
| 第2章 災害予防計画 | 予-1 |
| 第1節 災害別の予防対策 | 予-1 |
| 第1 地震・津波災害予防対策 | 予-1 |
| 第2 風水害予防対策 | 予-6 |
| 第3 土砂災害予防対策 | 予-9 |
| 第4 火山災害予防対策 | 予-11 |
| 第5 火災予防対策 | 予-13 |
| 第6 大規模事故災害予防対策 | 予-15 |
| 第7 積雪・寒冷対策 | 予-21 |
| 第2節 組織・人づくり | 予-23 |
| 第1 防災会議・防災関係機関の体制整備 | 予-23 |
| 第2 市民・事業所の組織整備 | 予-25 |
| 第3 災害ボランティアの体制整備 | 予-26 |

| | |
|-------------------------------|------------|
| 第4 応援・支援体制の整備 | 予-28 |
| 第5 防災訓練の実施 | 予-29 |
| 第6 防災知識の普及 | 予-31 |
| 第7 計画等の整備 | 予-33 |
| 第3節 庁舎・通信設備等の整備 | 予-34 |
| 第1 庁舎等の機能確保 | 予-34 |
| 第2 通信手段の確保 | 予-34 |
| 第3 各種支援システムの導入 | 予-36 |
| 第4節 避難体制の整備 | 予-37 |
| 第1 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定 | 予-37 |
| 第2 避難体制の整備 | 予-41 |
| 第3 避難所設備の整備 | 予-43 |
| 第5節 医療救護活動体制の整備 | 予-44 |
| 第1 医療体制の整備 | 予-44 |
| 第2 医薬品、資機材の確保 | 予-44 |
| 第6節 救命救助体制の整備 | 予-45 |
| 第7節 緊急輸送の環境整備 | 予-46 |
| 第1 緊急輸送手段の確保 | 予-46 |
| 第2 道路啓開計画の作成 | 予-46 |
| 第3 道路、インフラの復旧体制の強化 | 予-47 |
| 第8節 水道水の確保 | 予-48 |
| 第9節 食料・必需品等の備蓄 | 予-49 |
| 第10節 要配慮者対策 | 予-50 |
| 第1 要配慮者対策の体制整備 | 予-50 |
| 第2 避難行動要支援者名簿の作成 | 予-52 |
| 第3 個別避難計画の作成 | 予-53 |
| 第4 情報の管理 | 予-54 |
| 第5 福祉避難所の運営体制の整備 | 予-54 |
| 第11節 住対策 | 予-55 |
| 第3章 災害応急対策計画 | 応-1 |

| | |
|----------------------------|------|
| 第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立 | 応-1 |
| 第1 地震・津波情報の収集・伝達 | 応-1 |
| 第2 職員の動員 | 応-3 |
| 第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止 | 応-5 |
| 第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止 | 応-6 |
| 第5 災害対策本部の設置・運営・廃止 | 応-7 |
| 第2節 火山災害時の活動体制の確立 | 応-11 |
| 第1 火山情報の収集・伝達 | 応-11 |
| 第2 職員の動員 | 応-13 |
| 第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止 | 応-15 |
| 第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止 | 応-16 |
| 第5 災害対策本部の設置・運営・廃止 | 応-17 |
| 第3節 風水害時等の活動体制の確立 | 応-19 |
| 第1 気象情報等の収集・伝達 | 応-19 |
| 第2 職員の動員 | 応-28 |
| 第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止 | 応-30 |
| 第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止 | 応-31 |
| 第5 災害対策本部の設置・運営・廃止 | 応-32 |
| 第4節 被害情報の収集・伝達・報告 | 応-34 |
| 第1 被害情報の収集 | 応-34 |
| 第2 被害情報の伝達・報告 | 応-37 |
| 第5節 災害広報 | 応-39 |
| 第1 避難所・市民・事業所への広報 | 応-40 |
| 第2 報道機関への対応 | 応-40 |
| 第3 安否情報の提供 | 応-41 |
| 第6節 応援派遣要請と受入れ | 応-42 |
| 第1 自衛隊派遣要請 | 応-42 |
| 第2 自治体への要請 | 応-43 |
| 第3 応援協定先、民間企業等への要請 | 応-43 |
| 第4 受援体制の確立 | 応-44 |
| 第5 応援隊の撤収 | 応-44 |
| 第7節 消防活動 | 応-45 |
| 第1 消火活動 | 応-45 |

| | |
|-------------------------------|------|
| 第2 火災のパトロール..... | 応-45 |
| 第8節 救助・救出 | 応-46 |
| 第1 救助・救出活動の実施..... | 応-46 |
| 第2 医療救護所への傷病者の搬送 | 応-46 |
| 第9節 応急医療 | 応-47 |
| 第1 医療救護活動 | 応-48 |
| 第2 搬送体制の確保 | 応-49 |
| 第3 医薬品・資機材の調達..... | 応-49 |
| 第4 避難所の巡回活動..... | 応-50 |
| 第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬 | 応-51 |
| 第1 行方不明者の搜索..... | 応-51 |
| 第2 遺体の処理 | 応-52 |
| 第3 遺体の埋火葬 | 応-53 |
| 第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営 | 応-54 |
| 第1 警戒区域の設定 | 応-54 |
| 第2 避難指示 | 応-55 |
| 第3 避難誘導 | 応-58 |
| 第4 避難所の開設 | 応-59 |
| 第5 避難所の運営 | 応-60 |
| 第6 避難所の統合・閉鎖..... | 応-63 |
| 第7 広域避難 | 応-63 |
| 第8 広域一時滞在 | 応-64 |
| 第9 帰宅困難者対策 | 応-65 |
| 第12節 交通対策・緊急輸送 | 応-66 |
| 第1 交通規制 | 応-66 |
| 第2 緊急輸送 | 応-67 |
| 第13節 災害時の警備対策..... | 応-69 |
| 第1 連絡体制の確立 | 応-69 |
| 第2 警備活動 | 応-69 |
| 第14節 生活救援対策..... | 応-70 |
| 第1 給水活動 | 応-71 |
| 第2 食料・生活必需品の供給 | 応-72 |

| | |
|---------------------------------|------|
| 第15節 建物対策 | 応-74 |
| 第1 被災建築物応急危険度判定 | 応-74 |
| 第2 被災宅地危険度判定 | 応-75 |
| 第3 住宅の整備 | 応-76 |
| 第4 被災住宅の修理 | 応-79 |
| 第16節 災害廃棄物処理・防疫 | 応-80 |
| 第1 被災者等の保健衛生 | 応-80 |
| 第2 被災地の防疫活動 | 応-81 |
| 第3 し尿の処理 | 応-82 |
| 第4 生活ごみの処理 | 応-82 |
| 第5 災害廃棄物処理の計画・実施 | 応-83 |
| 第17節 災害ボランティアの活用 | 応-84 |
| 第1 災害ボランティアセンターの設置・運営 | 応-84 |
| 第18節 要配慮者への対応 | 応-85 |
| 第1 要配慮者の安否確認・避難支援 | 応-85 |
| 第2 避難所の要配慮者の援護 | 応-86 |
| 第3 巡回ケア・広報・相談窓口の設置 | 応-87 |
| 第4 要配慮者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策 | 応-87 |
| 第19節 公共機関・施設の応急対策 | 応-88 |
| 第1 上水道の応急・復旧対策 | 応-88 |
| 第2 下水道の応急・復旧対策 | 応-89 |
| 第3 電気・通信・ガス・鉄道等施設の応急・復旧対策 | 応-89 |
| 第4 道路・橋りょうの応急・復旧対策 | 応-90 |
| 第5 河川・海岸・指定地の応急・復旧対策 | 応-91 |
| 第6 その他の公共施設の応急・復旧対策 | 応-91 |
| 第20節 応急教育活動 | 応-92 |
| 第1 学校の災害直後の措置 | 応-92 |
| 第2 応急教育の実施 | 応-93 |
| 第3 避難所開設への支援 | 応-93 |
| 第4 保育園の災害直後の措置 | 応-94 |
| 第5 応急保育の実施 | 応-94 |
| 第21節 農林漁業対策 | 応-95 |
| 第1 農林漁業の被害の調査 | 応-95 |

| | |
|---|------------|
| 第 2 飼料の確保 | 応-95 |
| 第 3 農林漁業施設の防疫 | 応-95 |
| 第 2 2 節 大規模事故災害対策 | 応-96 |
| 第 1 大規模事故災害の応急活動 | 応-96 |
| 第 2 3 節 災害救助法の適用 | 応-97 |
| 第 1 災害救助法の適用手続 | 応-97 |
| 第 2 救助の実施 | 応-99 |
| 第 4 章 災害復旧計画 | 復-1 |
| 第 1 節 市民生活の安定のための緊急措置 | 復-1 |
| 第 1 り災証明書の発行 | 復-1 |
| 第 2 生活資金等の支給・貸付、税の減免 | 復-2 |
| 第 3 生活相談 | 復-2 |
| 第 4 農林漁業、中小企業への支援 | 復-3 |
| 第 5 義援金の受入れ・配分 | 復-3 |
| 第 2 節 災害復旧事業 | 復-4 |
| 第 1 激甚法による災害復旧事業 | 復-4 |
| 第 2 その他の法律による災害復旧事業 | 復-4 |
| 第 3 節 災害復興事業 | 復-5 |
| 第 1 災害復興事業の推進 | 復-5 |
| 第 5 章 地震防災対策推進計画 | 推-1 |
| 第 1 節 総則 | 推-1 |
| 第 2 節 関係者との連携協力の確保に関する事項 | 推-2 |
| 第 1 資機材、人員等の配備手配 | 推-2 |
| 第 2 他機関に対する応援要請 | 推-2 |
| 第 3 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 | 推-3 |
| 第 1 津波からの防護 | 推-3 |
| 第 2 津波に関する情報の伝達等 | 推-4 |
| 第 3 地域住民の避難行動等 | 推-5 |
| 第 4 消防機関等の活動 | 推-7 |
| 第 5 水道、電気、ガス、通信、放送関係 | 推-8 |

| | |
|--|------|
| 第 6 交通対策 | 推-9 |
| 第 7 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 | 推-10 |
| 第 8 迅速な救助 | 推-11 |
| 第 4 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 | 推-12 |
| 第 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 | 推-12 |
| 第 2 建築物、構造物等の耐震化の推進 | 推-13 |
| 第 5 節 防災訓練計画 | 推-14 |
| 第 6 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 | 推-15 |
| 第 7 節 地域防災力の向上に関する計画 | 推-17 |
| 第 8 節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 | 推-18 |
| 第 9 節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 | 推-19 |

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の概要

1 計画の目的

- 苫小牧市地域防災計画は、本市の地域に係る災害に関し、苫小牧市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であり、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の災害対策を実施するに当たって、防災関係各機関がその機能の全てを挙げて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、実施すべき業務を定めることを目的とする。

2 計画の位置付け

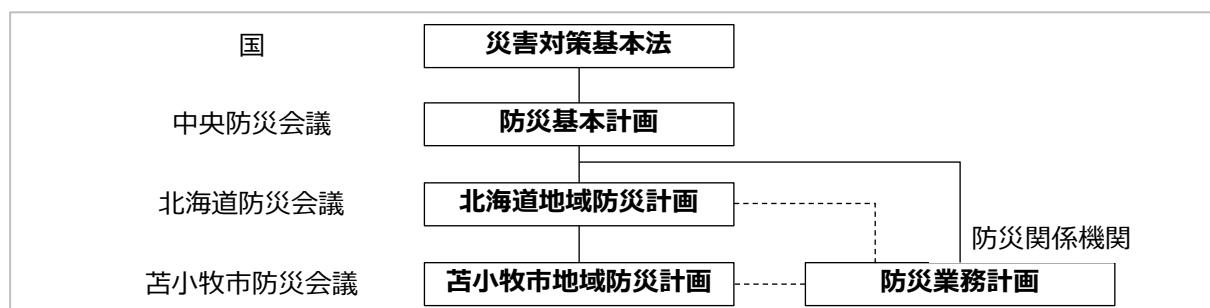
- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されたもので、市の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものである。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑に対応することができるよう配慮した計画とする。
- 国の防災基本計画、北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有し、防災関係機関の防災業務計画と、互いに連携して行えるよう定める。

3 計画の構成

- この計画は、「本編」「マニュアル編」「資料編」の3編から構成する。

4 計画の修正

- この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要に応じて市防災会議において修正する。
- 各対策担当部及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を市防災会議（事務局 市民生活部危機管理室）に提出する。
- この計画を修正したときは、速やかに道知事に報告するとともに、その要旨を市民等に公表する。



＜苫小牧市地域防災計画の位置付け＞

＜計画の構成＞

| 編 | 概要 |
|--------|---|
| 本編 | 災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの |
| マニュアル編 | 災害時の市の応急対策、復旧・復興対策に関する対応方針を記載したもの |
| 資料編 | 様式、各種基準、データ、規則・条例・要綱等をまとめたもの。 |

第2 計画の効果的な推進のための基本的事項

| |
|---|
| 1 被害の最小化 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とする。● たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会活動への影響を最小限に留めなければならない。 |
| 2 自助・共助・公助の強化 |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）</u>のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。 |
| 3 防災意識の向上 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、市民主体の取り組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。 |
| 4 多様な視点への配慮 |
| <ul style="list-style-type: none">● 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図らなければならない。● 防災に関する政策・方針決定過程等における多様な視点の反映を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。 |
| 5 感染症対策 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 |
| 6 大規模災害の教訓の適用 |
| <ul style="list-style-type: none">● 東日本大震災や令和6年能登半島地震等、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、地域特性を加味した上で、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。 |
| 7 デジタル化の促進 |
| <ul style="list-style-type: none">● 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する。● デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。 |

第3 防災に関する基本的な用語

〈人に関する用語〉

| 用語 | 解説 |
|-----------------|---|
| <u>要配慮者</u> | ● 身体障がい者、知的障がい者、病弱者、高齢者、乳幼児、妊娠婦、日本語を話さない外国人、地理に不案内な市外からの来訪者、その他災害時に特に配慮を要する者（傷病者、難病患者、性的マイノリティ等）。 |
| <u>避難行動要支援者</u> | ● 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。 |
| <u>在宅避難者</u> | ● 避難所の収容状況や避難行動の安全性を考慮して在宅を選ぶ、避難所に避難しない者。 |
| <u>車中泊避難者</u> | ● 家族やペットの状況等から、避難所での生活が難しく、車中泊をする避難者。 |
| <u>帰宅困難者</u> | ● 通勤・通学者、旅行者等のうち、交通機能の停止等により帰宅できない者。 |

〈場所に関する用語〉

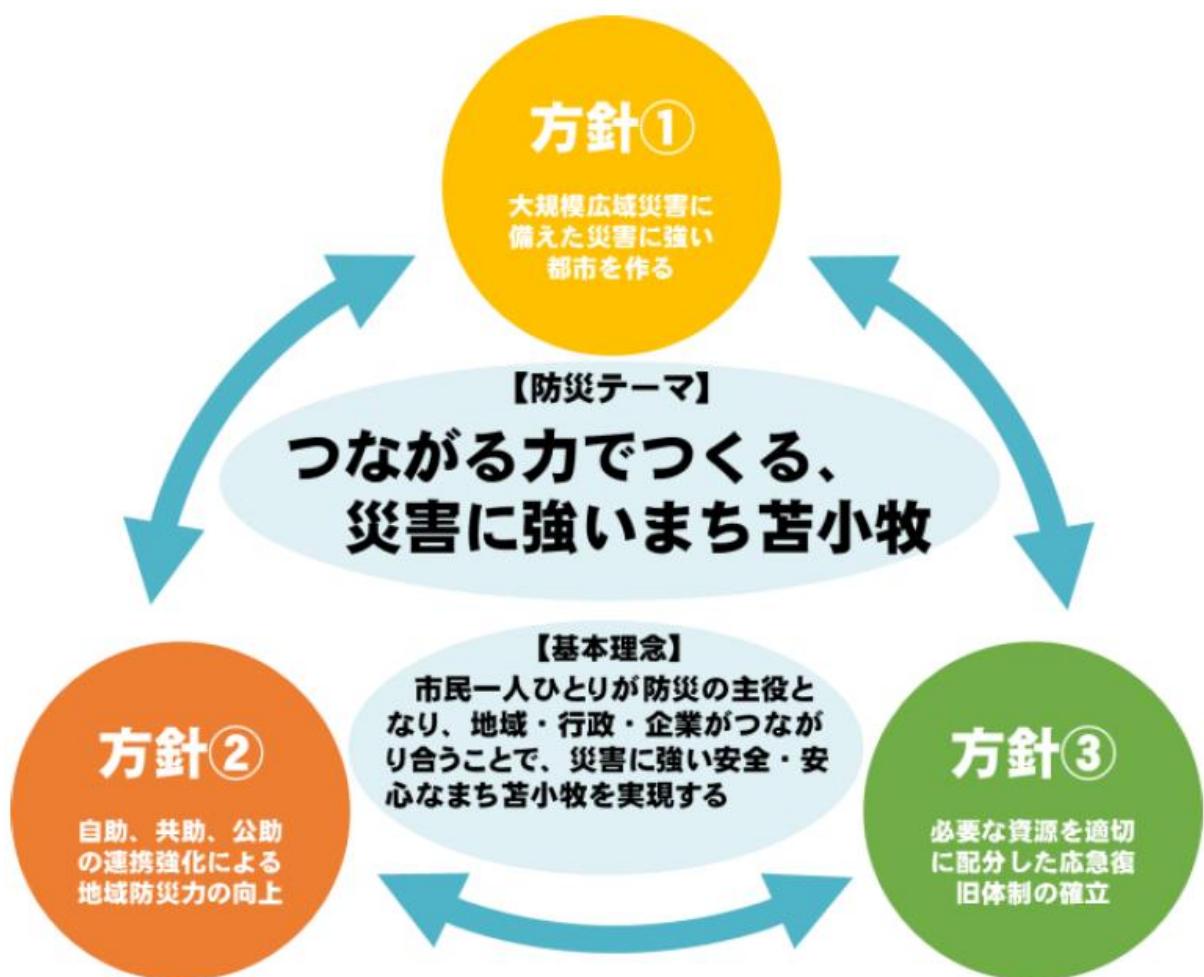
| 用語 | 解説 |
|------------------------------|--|
| <u>一時避難場所</u> | ● 一時的に退避して身の安全を確保する場所。 ● 苫小牧市では、公園等を一時避難場所としている。 |
| <u>指定緊急避難場所</u> | ● 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。 |
| <u>指定避難所</u> | ● 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。 |
| <u>福祉避難所</u> | ● 災害発生時に一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児等の要配慮者を受け入れることを目的とした施設。 ● 苫小牧市では、災害時に応じて開設される二次的な避難所となっている。 |
| <u>地域避難所</u> | ● 地域要望で賛同した企業や団体等の協力により、その所有する施設を災害時に一時避難施設として利用できるよう市と協定を締結している施設。 |
| <u>津波一時避難施設 (津波避難ビル)</u> | ● 津波が襲来し、または襲来する恐れがある場合に住民等が一時的に避難することを目的とした施設。 |
| <u>災害応急対策活動拠点</u> | ● 自衛隊等関係機関が災害時の拠点として使用する場所。 |
| <u>広域防災拠点</u> | ● 道からの救援物資の輸送等、広域的な応急活動を行う拠点。 |
| <u>地域防災拠点施設</u> | ● 市町村レベルの防災活動の中心となる施設（避難所や防災倉庫等）。 |
| <u>復旧拠点基地</u> | ● 関係機関が復旧活動を行うための拠点。 |
| <u>救援基地</u> | ● 被災地への救援物資や人員を輸送するための基地。 |

第2節 防災テーマ及びビジョン

第1 苫小牧市の防災テーマ

近年、災害が多様化・激甚化しており、災害に強い地域社会を築くためには、市民、地域、企業、行政がつながり合い、対策を進めていく必要がある。本市では次のとおり防災テーマを設定し、市民一人ひとりが防災の主役となり、地域・行政・企業がつながり合うことで、災害に強い安全・安心なまちを実現する。

つながる力でつくる、災害に強いまち苫小牧



第2 防災ビジョン

本市の地域特性や今後のまちづくりの動向を踏まえた地域防災計画運用の指針として、以下の3点を本市の防災ビジョンとする。

- | |
|-------------------------------------|
| 方針1 大規模広域災害に備えた災害に強い都市をつくる |
| 方針2 自助、共助、公助の連携強化による地域防災力の向上 |
| 方針3 必要な資源を適切に配分した応急復旧体制の確立 |

第3 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次の13項目とする。

| 防災ビジョン | 基本目標 |
|--------------------------------------|--|
| 方針1) <u>大規模広域災害に備えた災害に強い都市をつくる</u> | <ul style="list-style-type: none">● 災害に強い都市整備● 火山災害、地震・津波災害、風水害からの安全確保● 要配慮者の安全環境整備● 防災拠点施設の機能整備・強化● 防災ネットワークの構築 |
| 方針2) <u>自助、共助、公助の連携強化による地域防災力の向上</u> | <ul style="list-style-type: none">● 市民・防災関係機関・市職員の災害時行動力強化● 地域・事業所の防災体制強化● 実践的な防災訓練の実施● 地域の避難、救援、救護体制の確立● 企業・NPO等関係機関と連携強化 |
| 方針3) <u>必要な資源を適切に配分した応急復旧体制の確立</u> | <ul style="list-style-type: none">● 市外を含めた広域避難体制の確立● 行政機能維持のための業務継続体制の確立● 応援・受援体制の確立● 迅速な復旧復興体制の確立 |

方針1 大規模広域災害に備えた災害に強い都市をつくる

(災害に強い都市整備)

- 地震発生時の延焼火災、倒壊、落下物を防ぐための整備を行う。
- ・建築物の不燃化、耐震化
 - ・耐震性の高い消防水利の整備
 - ・上水道等、生活関連施設の機能停止を防ぐ対策の整備
 - ・ライフライン施設間の供給停止時の相互の機能低下を防ぐ対策の整備
 - ・ブロック塀等の倒壊、ガラス・看板等の落下による被害の防止
 - ・家具の転倒・落下物による被害の防止
 - ・老朽化した社会資本の適切な維持管理
 - ・大規模災害発生時の輸送の確保・通信手段の多様化・多重化

(火山災害、地震・津波災害、風水害からの安全確保)

火山噴火時の火碎流や火山泥流、地震発生時のかけ崩れ等や津波、風水害による浸水等の災害からの安全を確保できるよう整備を進める。

- ・情報の収集・管理体制と広報の伝達体制の整備
- ・砂防事業等による火碎流、火山泥流の防御
- ・かけ崩れ災害による危険性の解消
- ・避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進への公共用地・国有財産の有効活用

(要配慮者の安全環境整備)

支援を必要とする要配慮者に対し、災害時の安否確認や適切な安全確保が実施できる環境をつくる。

- ・要配慮者の行動に配慮した都市環境の整備
- ・コミュニティの活性化による要配慮者の支援体制の整備
- ・混乱した状況でも支援がなされる体制の整備
- ・避難所での安否確認、要配慮者優先のための体制の充実
- ・道や国を通じての広域的な要配慮者受入れ体制の確立
- ・避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成・管理

(防災拠点施設の機能整備・強化)

混乱の中でも、速やかに応急・復旧活動が行える防災拠点施設の機能整備・強化を行う。

- ・防災拠点にふさわしい施設・通信設備等の整備
- ・設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化

(防災ネットワークの構築)

- ・他自治体や市社会福祉協議会、ボランティア等との平時からの人的ネットワーク強化
- ・災害時の迅速で確実な情報伝達を行うための体制、設備の整備
- ・災害時における都市機能を維持するための交通ネットワーク強化

方針2 自助、共助、公助の役割分担による地域防災力の向上

(市民・防災関係機関・市職員の災害時行動力強化)

市民・防災関係機関・市職員は、自らが安全を確保し、被害を最小限に留め、混乱から素早く立ち直る。また、家族や要配慮者の安全を守り、リーダーシップをとって地域としての防災力を最大限発揮できるようにする。

- ・市民一人ひとりの災害に対する認識の強化
- ・防災関係機関及び市職員の技術、知識
- ・事態の推移に即して対策項目及び実施手順の具体化（マニュアル化）
- ・業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- ・市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進に資する、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい形での発信
- ・防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
- ・学校における防災に関する教育の充実推進
- ・地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災に関する教育の普及推進
- ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に対する十分な配慮の普及推進
- ・防災会議への女性委員の参画
- ・市民が災害教訓を伝承する取り組みの支援

(地域・事業所の防災体制強化)

いつ、いかなる事態においても、地域や事業所における被害及び負傷者に対してお互いに協力できるようにする。

- ・地域と企業（事業所）の協力による、助け合いの防災体制の強化
- ・企業市民としての地域への貢献要請、責任と役割分担の明確化
- ・自主防災組織の育成、強化による地域コミュニティによる防災体制の充実
- ・研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等による自主防災組織の日常化
- ・企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加を呼び掛け、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(実践的な防災訓練の実施)

実践的な防災訓練を実施することにより、行動力を強化するとともに検証する。

- ・市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できる実践的な防災訓練の実施
- ・訓練実施による応急対策計画や活動マニュアルの効果検証、不十分な内容の検討

(地域の避難、救援、救護体制の確立)

大規模災害時に安全を確保できるよう地域の災害環境にあわせた避難体制を確立する。また、広域的で同時多発の災害時にも、迅速で適切な救援・救護対策を実施する。

- ・適切な避難路、避難場所の確保
- ・避難誘導体制、交通手段の確保・実施体制の確立
- ・資機材等の備蓄
- ・市民・民間事業所・団体等も含めた救援・救護実施体制の確立
- ・被災者の救援対策が的確に行える体制の確立
- ・災害対策要員や資機材の輸送体制の確立
- ・より多くの人命救助を原則とした救急・救護、医療体制の整備

(企業・NPO等関係機関と連携強化)

企業やNPO等の関係機関と連携を強化し、地域社会全体で防災力を高め、災害時において迅速かつ効果的に対応できるようにする。

- ・情報共有体制の整備
- ・災害時協定の締結
- ・NPO等による要配慮者支援や避難所運営への参画促進
- ・企業・団体の防災訓練への積極的参加と地域防災訓練との連携強化
- ・防災に関する共同啓発活動の実施

方針3 必要な資源を適切に配分した応急復旧体制の確立

(市外を含めた広域避難体制の確立)

大規模災害時に市の避難所が不足した場合、市外への広域避難が必要となる。道や周辺自治体と協議・調整し、災害時の体制を確立する。

- ・道、周辺自治体との連携体制の確立
- ・市民への広域避難の考え方の周知
- ・移送方法の検討、交通手段の確保
- ・広域避難計画の策定

(行政機能維持のための業務継続体制の確立)

大規模災害等が発生した場合、市は災害応急活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として、重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても、市民生活を支える行政機能を維持する必要がある。

- ・指揮命令系統の確立
- ・必要資源の確保
- ・非常時優先業務の見直し
- ・業務継続計画の見直し

(応援・受援体制の確立)

大規模災害時に、市の資源の不足による業務の遅れを回避するため、外部からの応援により応急業務に当たる必要がある。応援要請が遅れないよう、受入れ体制を整備する。

- ・大規模災害時の国・道への応援・派遣要請基準のルール作成
- ・応援・受援体制の確立
- ・受援計画の策定

(迅速な復旧復興体制の確立)

大規模災害により市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、市は復興まちづくり事業に取り組む必要があるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って、早急に実施することが求められる。

- ・復旧復興に必要な人材、資機材の確保
- ・復旧復興体制の確立
- ・復興まちづくり計画の策定

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務等の大綱

〈苫小牧市〉

事務と業務の大綱

- (1) 苫小牧市防災会議に関する事務を行うこと。
- (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。
- (3) 自主防災組織の充実を図ること。
- (4) 市民の自発的な防災活動の促進を図ること。
- (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- (6) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

〈苫小牧市教育委員会〉

事務と業務の大綱

- (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
- (3) 公立学校における防災教育に関すること。

〈苫小牧港管理組合〉

事務と業務の大綱

- (1) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。

<指定地方行政機関>

| 機関等名称 | 事務と業務の大綱 |
|-------------------------|--|
| 北海道開発局 (室蘭開発建設部) | <p>(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。</p> <p>(4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。</p> <p>(5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。</p> <p>(6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(7) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(8) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(9) 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(10) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。</p> <p>(11) 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(12) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。</p> <p>(13) 補助事業に係る指導、監督に関すること。</p> |
| 北海道農政事務所 | <p>(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</p> |
| 北海道森林管理局 (胆振東部森林管理署) | <p>(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。</p> <p>(2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。</p> <p>(3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。</p> <p>(4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。</p> |
| 北海道産業保安監督部 | <p>(1) 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導に関すること。</p> <p>(2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること。</p> |
| 北海道運輸局 (室蘭運輸支局) | <p>(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんに関すること。</p> <p>(4) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。</p> |
| 東京航空局 (新千歳空港事務所) | <p>(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。</p> <p>(2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。</p> <p>(3) 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>(4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。</p> <p>(5) 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。</p> |

| 機関等名称 | 事務と業務の大綱 |
|--------------------------|--|
| 第一管区海上保安本部 (苫小牧海上保安署) | (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。 |
| 札幌管区気象台 (室蘭地方気象台) | (1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 |
| 北海道労働局 (苫小牧労働基準監督署) | (1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。 |

第1章 総則

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務等の大綱

＜北海道＞

事務と業務の大綱

- (1) 道防災会議の事務に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。
- (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

＜北海道警察＞

事務と業務の大綱

- (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 災害情報の収集に関すること。
- (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。
- (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (6) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (7) 広報活動に関すること。
- (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

＜自衛隊＞

事務と業務の大綱

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

<指定公共機関>

| 機関等名称 | 事務と業務の大綱 |
|--------------------------------|--|
| 日本郵便株式会社 (苫小牧郵便局) | (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 |
| 北海道旅客鉄道株式会社 (苫小牧駅、日高線運輸営業所) | (1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 |
| 日本貨物鉄道株式会社 (北海道支社) | (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。 |
| NTT 東日本株式会社 (北海道南支店) | (1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 |
| 株式会社 NTT ドコモ (北海道支社) | (1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 |
| 東日本高速道路株式会社 (北海道支社) | (1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関すること。 |
| 北海道電力株式会社 (苫小牧支店) | (1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時の電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。 |
| 日本通運株式会社 (苫小牧支店) | (1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。 |

<指定地方公共機関>

| 機関等名称 | 事務と業務の大綱 |
|------------|---|
| 苫小牧市医師会 | (1) 災害時における救急医療を行うこと。 (2) 福祉避難所における医療従事者等の支援を行うこと。 |
| 苫小牧薬剤師会 | (1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。 |
| 苫小牧獣医師会 | (1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。 |
| 苫小牧ガス株式会社 | (1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。 |
| 室蘭地区トラック協会 | (1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。 |
| 室蘭地区バス協会 | (1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。 |

第1章 総則

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務等の大綱

＜市民及び事業所等＞

| 機関等名称 | 事務と業務の大綱 |
|---------|---|
| 市民、町内会 | <p>(1) 平時の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認 ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保 ・隣近所との相互協力関係のかん養 ・災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ・防災訓練、研修会、<u>防災教育</u>等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得 ・語り部活動や家庭・地域内の語り継ぎ ・伝承碑の保存 ・町内会における要配慮者への配慮 ・自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施 ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等 ・SNS等の情報の発信元を確認する等、情報リテラシーの向上 <p>(2) 災害時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における被災状況の把握 ・近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援 ・初期消火活動等の応急対策 ・避難所での自主的活動や市民が主体となった避難所運営体制の構築 ・道・市・防災関係機関の活動への協力 ・自主防災組織の活動 ・インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止 |
| 自主防災組織 | <p>(1) 避難誘導、救出救護、避難所運営等の協力に関すること。</p> <p>(2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に関すること。</p> <p>(3) 防災知識の普及、防災用資機材の備蓄に関すること。</p> |
| その他関係団体 | (1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること。 |
| 事業所 | <p>(1) 平時の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定 ・防災体制の整備 ・事業所の耐震化・耐浪化の促進 ・予想被害からの復旧計画策定 ・防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施 ・燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応 ・取引先とのサプライチェーンの確保 <p>(2) 災害時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の被災状況の把握 ・従業員及び施設利用者への災害情報の提供 ・施設利用者の避難誘導 ・従業員及び施設利用者の救助 ・初期消火活動等の応急対策 ・事業の継続又は早期再開・復旧 ・ボランティア活動への支援等、地域への貢献 |
| 一般運輸事業者 | (1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。 |
| 一般建築事業者 | (1) 災害時における応急復旧の協力に関すること。 |

＜その他協力機関＞

| 機関等名称 | 事務と業務の大綱 |
|---|--|
| 石油コンビナート地帯地域関係企業 その他危険物関係施設の管理者 | (1) 災害時の危険物の保守、保安に関すること。 (2) 予防思想、安全管理の徹底に関すること。 |
| とまこまい広域農業協同組合 苫小牧広域森林組合 苫小牧漁業協同組合 | (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。 |
| 苫小牧商工会議所 | (1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 |
| 苫小牧市社会福祉協議会 | (1) 高齢者・心身障がい者の保護の協力に関すること。 (2) 被災者に対する生活維持のための支援に関するこ |
| 苫小牧地区 排出油等防除協議会 | (1) 海上において大量の油、危険物等の排出事故が発生した場合の防除活動についての連携、協議及び調整に関するこ |
| 海上災害防止センター 苫小牧駐在所 | (1) 船舶等の災害防止に関するこ |
| 一般病院・診療所 | (1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に |

第4節 市域の災害環境

第1 自然環境

1 位置及び面積

- 本市は、北海道南部の東経 141 度 36 分、北緯 42 度 38 分に位置し、総面積 561.66km² の広さを有している。

2 地形

- 市域の地形は、札幌から苫小牧へ続く「石狩低地帯」の南部に当たる。
- 低地帯の東側は、標高 150m の馬追い丘陵へと続き、その東側は夕張・日高山系の急峻な山地となっている。
- 一方、石狩低地帯の西側には、広大な火砕流台地を形成した支笏カルデラや、現在も活動的な活火山である樽前山、風不死岳及び恵庭岳が存在する。
- 市域の東部の低地は「勇払平野」とよばれ、勇払川と安平川に沿った低湿地と海岸線に沿った海岸平野からなる。
- 市域の東側の静川地区には、標高 20m の火砕流台地が分布する。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 1 自然環境 (1)地形・地質

3 地質

- 市域の基盤は第三紀鮮新世の萌別層で、主に砂質シルト岩からなり、礫岩・砂岩を挟む。
- 第四紀層との境界の深さは、静川で 84m、ウトナイで 192m、中心市街地付近で約 150m である。
- 第三紀層の上には、第四紀更新世のニタッポロ層が厚く堆積しており、主に海成の砂質シルトからなり、砂礫層を挟んでいる。
- ニタッポロ層の上層は約 3 万年前に支笏火山から噴出した支笏火砕流堆積物であり、市域の西部では厚さ 50m 以上になるが、東ほど薄くなり、勇払川流域では見られない。
- 勇払川流域には河成の砂礫層からなる静川層が堆積している。
- 第四紀更新世の上部より上には、河川や沿岸流等によって運ばれた未固結の礫、砂、粘土等のほか、恵庭火山、樽前火山の新しい噴出物が地表を覆っている。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 1 自然環境 (1)地形・地質

4 気候・気象

- 気温の平年値（平成 3（1991）年～令和 2（2020）年の 30 年平均）は、8 月が 20.4℃、1 月が -3.6℃ である。
- 観測史上最高気温は 35.5℃（平成 19 年 8 月 15 日）、最低気温は -21.3℃（昭和 20 年 1 月 18 日）である。
- 湿度は冬季の 12～2 月が比較的低く、夏季の 6～8 月が比較的高くなる。
- 降水量は、7～9 月の夏から秋にかけての時期に多く、年間総雨量の平年値は 1239.2mm（平成 3～令和 2 年）である。
- 梅雨前線が北上し、北海道南岸に停滞した場合に大雨になる可能性高く、これに台風や台風から変わった低気圧が近づく場合や日本海から前線に沿って東進する場合は特に厳重な警戒が必要となる。
- 風向は、冬は山風といわれる強い北風が吹き、夏は南の風が吹く。
- 3 月末を過ぎると日平均気温は 0℃ を越えるようになり、3 月上旬には平地での積雪もほとんどなくなる。
- 4 月下旬から 5 月にかけては移動性高気圧が広く日本を覆うようになり、好天が続く。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 1 自然環境 (2)気象状況

第2 社会環境

| |
|---|
| <p>1 人口・世帯数の推移</p> <ul style="list-style-type: none">令和6年5月末時点の人口は、166,094人であり、男女ともに45~54歳、70~74歳の人口が比較的多い。人口は、平成22年頃までは増加していたが、近年は減少傾向にあり、今後も減少は続くことが想定されている。推計によれば、2050年には人口は131,140人となり、現在の79%まで減少する。高齢化率は、現在31%程度であるが、2050年には41.5%が高齢者となる。地区別人口・世帯数は、市街化の進んでいる地域に集中している。 |
| ▶資料編：<3>災害素因と災害誘因 2社会環境 (1)人口 |
| <p>2 建物</p> <ul style="list-style-type: none">令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査より、建物棟数は69,100棟であり、鉄道駅の周辺を中心に多く分布している。全建物のうち、約3割が旧耐震建物である。 |
| ▶資料編：<3>災害素因と災害誘因 2社会環境 (2)建物 |
| <p>3 交通</p> <ul style="list-style-type: none">本市は陸、海、空の交通の要所となっており、陸路では、JRの千歳線、室蘭本線、日高本線の3路線が接続する。JRの駅は、苫小牧駅、糸井駅、植苗駅、勇払駅、沼ノ端駅、青葉駅、錦岡駅がある。高速道路は、旭川方面と函館方面を繋ぐ道央自動車道、苫小牧と日高方面を繋ぐ日高自動車道が通っている。海路では、東北(八戸、仙台、秋田)、関東(大洗)、北陸(新潟、敦賀)を結ぶ旅客フェリーの発着がある。空路では、北海道の空の玄関口である新千歳空港が、千歳市と苫小牧市にまたがる形で位置し、国内航空及び国際航空の拠点となっている。 |
| <p>4 避難施設</p> <ul style="list-style-type: none">本市では、災害対策基本法に基づき、「指定緊急避難場所兼指定避難所」を48か所、「福祉避難所」を8か所、「津波緊急避難場所及び津波避難ビル」を235か所指定している。 |
| ▶資料編：<5>避難関係 1避難施設 |
| <p>5 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none">沿岸部の建物用地が時間経過とともに広がっており、荒地は整備され、農用地・建物用地等に変化している。1990年代にかけて、ゴルフ場が増加している。 |
| ▶資料編：<3>災害素因と災害誘因 2社会環境 (3)土地利用 |
| <p>6 産業</p> <ul style="list-style-type: none">市内には約7,000の事業所があり、卸売業・小売業、建設業、宿泊業、飲食サービス業で約5割を占める。 |
| ▶資料編：<3>災害素因と災害誘因 2社会環境 (4)産業 |
| <p>7 観光</p> <ul style="list-style-type: none">観光入込客に占める宿泊客の割合は、4.6%と低くなっている。日帰り客が多く、通過型の観光地であるため、夜間の観光客数は少ない。 |
| ▶資料編：<3>災害素因と災害誘因 2社会環境 (5)観光 |

<人口推移（国勢調査より）>

| | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 15 歳未満 | 38,770 | 38,280 | 32,969 | 29,799 | 26,445 | 24,575 | 23,476 | 22,401 | 20,426 |
| 15~64 歳 | 104,702 | 108,385 | 111,589 | 119,164 | 120,237 | 116,949 | 113,284 | 105,217 | 96,847 |
| 65 歳以上 | 8,485 | 11,394 | 15,020 | 19,847 | 25,397 | 31,234 | 36,515 | 44,469 | 50,022 |
| 総数（不詳を含む） | 151,967 | 158,061 | 160,118 | 169,328 | 172,086 | 172,758 | 173,320 | 172,737 | 170,113 |

<構造、年代別建物棟数（令和 6 年度防災アセスメント調査より）>

| 木造 | | | | | | | | 非木造 | | | | 合計 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|--------|--------------|-----------------|--------------|--------|--------|
| 1950 年 以前 | 1951~ 1960 年 | 1961~ 1970 年 | 1971~ 1980 年 | 1981~ 1990 年 | 1991~ 2000 年 | 2001 年 以降 | 小計 | 1971 年 以前 | 1972~ 1980 年 | 1981 年 以降 | 小計 | |
| 169 | 412 | 2,508 | 11,218 | 11,379 | 13,624 | 16,767 | 56,078 | 1,306 | 2,455 | 9,260 | 13,022 | 69,100 |

第3 災害履歴

| 1 地震 | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 本市に被害をもたらした地震の多くはプレート境界付近で発生した海溝型地震である。 ● 平成 30 年には活断層型地震である北海道胆振東部地震が発生し、日本国内で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生し、北海道全域の約 295 万戸が停電する事態となった。 | |

〈本市に影響を及ぼした地震〉

| 地震名 (マグニチュード) | 発生年月日 | 苦小牧市 の震度 | 被害状況 | |
|-----------------------|-------------------------|-------------|--|--|
| | | | 全体 | 苦小牧市 |
| 十勝沖地震 (M8.2) | 昭和 27(1952)年 3月 4 日 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> 死 者 : 28 人 不 明 者 : 5 人 負 傷 者 : 287 人 家屋全壊 : 815 棟 家屋流出 : 91 棟 家屋半壊 : 1,324 棟 | <ul style="list-style-type: none"> 非住家被害 : 4 棟 (美々川、勇払川流域の湿地帯における老朽化冲に被害が多かった) 道路破損 : 2 カ所 橋りょう破損 : 1 カ所 |
| 十勝沖地震 (M7.9) | 昭和 43(1968)年 5月 16 日 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> 死 者 : 2 人 負 傷 者 : 133 人 住家全壊 : 110 棟 住家半壊 : 405 棟 津 波 : えりも町 1.5~2.7m、北海道南岸 1m 前後 | <ul style="list-style-type: none"> 死 者 : 1 人 建物半壊 : 4 棟 建物一部破損 : 6 棟 上水道管破損 : 30 数か所 津 波 : 1.6m |
| 釧路沖地震 (M7.5) | 平成 5(1993)年 1月 15 日 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> 死 者 : 2 人 負 傷 者 : 966 人 住家全壊 : 53 棟 住家半壊 : 254 棟 | |
| 十勝沖地震 (M8.0) | 平成 15(2003)年 9月 26 日 | 5 弱 | <ul style="list-style-type: none"> 死 者 : 1 人 不 明 者 : 1 人 負 傷 者 : 847 人 住家全壊 : 116 棟 住家半壊 : 368 棟 | 石油コンビナートにおける石油タンクの浮き屋根が沈没し、地震から 2 日後に静電気が原因で火災が発生 |
| 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0) | 平成 23(2011)年 3月 11 日 | 4 | 東北地方太平洋沿岸にこれまでの想定をはるかに超える被害 <ul style="list-style-type: none"> 死 者 : 19,475 人 不 明 者 : 2,587 人 負 傷 者 : 6,221 人 住家全壊 : 121,744 戸 住家半壊 : 279,107 戸 (北海道以外の被害も含む) | <ul style="list-style-type: none"> 第一波 : 苦小牧西港に 20cm の引き波 (3 月 11 日 15 時 37 分) 最大波 : 210cm を観測 (同日 17 時 30 分) |
| 北海道胆振東部地震 (M6.7) | 平成 30(2018)年 9月 6 日 | 5 強 | <ul style="list-style-type: none"> 死 者 : 43 人 負 傷 者 : 782 人 住家全壊 : 469 棟 住家半壊 : 1,660 棟 住家一部損壊 : 13,849 棟 (平成 31 年 3 月 31 日現在) | <ul style="list-style-type: none"> 死 者 : 2 人 重 傷 者 : 9 人 軽 症 者 : 15 人 住家半壊 : 5 件 住家一部損壊 : 340 件 |
| カムチャツカ半島付近の地震 | 令和 7(2025)年 7月 30 日 | 二 | 釧路市・釧路町・厚岸町・標津町・別海町等で震度 2 を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度 1 を観測 | <ul style="list-style-type: none"> 津波警報発表 津波高 50cm を観測 避難所避難者 10,086 人 (最大) |

| 2 風水害 | | | |
|--|--|--|--|
| ● 過去 20 年間において、本市では大雨、暴風、台風に伴う大雨等による被害が発生している。 | | | |

＜本市に影響を及ぼした風水害（過去 20 年）＞

| 種類 | 発生年月日 | 雨量 | 被害状況 |
|----------|----------------------------|------------|--|
| 暴風 | 平成 17（2005）年 11月 28 日～29 日 | | 3,220 世帯で停電 |
| 台風第 12 号 | 平成 18（2006）年 9月 5 日～6 日 | | 高波により市道東部南通線が冠水。小泉の沢川護岸損壊。 |
| 暴風 | 平成 21（2009）年 12月 5 日～6 日 | | 建物破損 20 数件、停電 3,338 戸 |
| 大雨 | 平成 25（2013）年 8月 27 日 | 81 (1 時間) | 床上浸水 4 件、床下浸水 5 件、道路陥没 1 件、歩道陥没 2 件、法面崩壊 3 件、舗装破損 1 件、橋台洗掘 1 件 |
| 大雨 | 平成 26（2014）年 9月 11 日～12 日 | 110 (1 時間) | 土砂災害 15 件、床上浸水 1 件、床下浸水 16 件、道路・公園等の冠水 39 件 |
| 大雨・暴風 | 平成 26（2014）年 11月 12 日 | | 住宅及び工場・倉庫等の建物被害 8 件、電柱の破損倒木 22 本 |
| 大雨 | 平成 27（2015）年 9月 2 日 | | 避難者 148 名、トイレ流下不全、道路冠水、停電 |
| 暴風 | 平成 27（2015）年 10月 8 日 | | 負傷者 1 名、住家一部損壊 40 件、住家以外被害 23 件（全壊 4 件、半壊 1 件、一部破損 18 件）、倒木 157 件、枝折れ 34 件 |
| 台風第 10 号 | 平成 28（2016）年 8月 29～31 日 | | 床下浸水 3 件、ブロック塀の損壊 2 件、民家の一部損壊 2 件、物置の損壊 10 件、護岸流出・河川崩壊（小泉の沢川）、道路の一部損壊（市道東部南通線）、倒木 50 本、高波による砂・流木等の漂着 |
| 台風第 18 号 | 平成 29（2017）年 9月 17～18 日 | | 住家一部損傷 1 件、非住家一部損傷 3 件 |
| 台風第 21 号 | 平成 29（2017）年 10月 22～23 日 | | 重症者 2 名、軽症者 1 名、家屋被害 16 件 |
| 暴風 | 平成 29（2017）年 12月 25 日 | | 重症者 1 名 |
| 暴風雪 | 平成 30（2018）年 3月 1 日 | | 停電（市内一部）、字丸山地区林道で遭難事案、死者 1 名 |
| 暴風 | 平成 30（2018）年 9月 4 日 | | 家屋等被害 60 件、倒木・枝折れ 346 本、停電（最大 5,890 戸） |
| 暴風 | 令和 3（2021）年 6月 3 日 | | 重傷者 1 名、軽傷者 1 名 |
| 暴風 | 令和 3（2021）年 11月 9 日 | | 軽傷者 2 名 |
| 大雨・洪水・暴風 | 令和 7 年（2025）年 9月 20 日 | | 記録的短時間大雨情報発表（120 mm/h） 床上浸水 1 件、床下浸水 2 件 |
| 洪水 | 令和 7 年（2025）年 10月 1 日 | | 白老町森野にて 117mm（1 時間） 別々川水位上昇により自主避難所開設 避難者 1 名 |

3 火山災害

- 樽前山（標高 1,041m）は、支笏洞爺国立公園の東端、札幌より 40km 南方の道央圏に位置し、約 4 万年前の支笏火山の噴火後にできた直径約 12km の支笏カルデラの南東縁に、風不死岳（標高 1,102m）、恵庭岳（標高 1,320m）に次いで誕生した活火山である。
- 樽前山は、約 3,000 年前の大噴火の後 2 千数百年間休止し、1667 年に再び活動を開始しており、現在は、このときから始まった活動期にあるものと考えられている。
- 明治 42 年 4 月 17 日～19 日に典型的な溶岩円頂丘を生成し、その後、断続的に活動を続けている。
- 直近では、平成 11 年 5 月 1 日から 6 日までの間に 367 回の火山性地震が発生し、7 月 1 日から 5 日までの間にも 305 回の火山性地震が確認され、更には火口温度が 600 度を超える高温により、赤く光って見える「赤熱現象」が確認された。

＜樽前山の活動履歴＞

| 活動時期 | 活動期間 | 休止期間 | 規模 | 噴火の概要 |
|-----------------------------------|------|--------|-----|--|
| 9,000 年前 | | 2 千数百年 | | |
| 3,000 年前 | | | | |
| 1667 年 (寛文 7 年) | | 約 70 年 | 大噴火 | 火碎流が山麓に流下した。降灰は苦小牧で 1m～2m、十勝平野～道東にまで達した。 |
| 1739 年 (元文 4 年) | | | 大噴火 | 火碎流が山麓に流下し、山頂カルデラが形成される。降灰は千歳付近で 50～100cm、大雪山系に達した。また、外輪山が形成された。 |
| 1804～1817 年 (文化年間) | | 約 55 年 | 中噴火 | 火山灰が噴出し、シシャモナイ川に火碎流が流下した。 |
| 1867 年 (慶応 3 年) | | | | 白老方面に降灰があった。中央火口丘及び旧溶岩ドームが形成された。 |
| 1874 年 (明治 7 年) | | 6 年 | 中噴火 | 南方に降灰があった。中央火口丘及び旧溶岩ドームが破壊された。 |
| 1883～1887 年 (明治 16～20 年) | | | | 苦小牧に降灰があった。 |
| 1894 年 (明治 27 年) | | 8 年 | | |
| 1909 年 (明治 42 年) | | | 中噴火 | 岩塊や火山灰を噴出した。火山灰は山麓に達し、現在の溶岩ドームが形成された。 |
| 1917 年～1936 年 (大正 6 年～昭和 11 年) | | 7 年 | | この期間に時々噴火した。降灰はオホーツク海沿岸の渚滑（北東 240km）に及ぶ。 |
| 1944 年～1955 年 (昭和 19～30 年) | | | | この期間に時々噴火した。山頂付近に降灰があった。 |
| 1978 年～1981 年 (昭和 53～56 年) | | 23 年 | 小噴火 | この期間に時々噴火した。山頂付近に微量の降灰があった。 |
| | | | | |

第4 災害の特徴

1 地震

(活断層型地震)

- 市域の東部には石狩低地東縁断層帯が位置している。
- 地震調査研究推進本部によれば、石狩低地東縁断層帯は、北海道西部の石狩平野とその東側に分布する岩見沢丘陵、栗沢丘陵、馬追丘陵との境界付近に位置する活断層帯であり、その分布形態から石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部に区分される。

<石狩低地東縁断層帯主部>

- ・美唄市から岩見沢市、夕張郡栗山町、夕張郡長沼町、夕張郡由仁町、千歳市を経て、勇払郡安平町に至る断層帯である。
- ・長さは約 66km と推定され、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。
- ・全体が 1 つの活動区間として活動した場合、マグニチュード 7.9 程度の地震が発生する可能性がある。今後 30 年以内の地震発生確率はほぼ 0% である。

<石狩低地東縁断層帯南部>

- ・千歳市から勇払郡安平町、苫小牧市、勇払郡厚真町を経て、沙流郡日高町沖合の海域に至る断層帯である。長さは 54km 以上と推定され、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。
- ・全体が 1 つの活動区間として活動した場合、マグニチュード 7.7 程度以上の地震が発生する可能性がある。今後 30 年以内の地震発生確率は 0.2% 以下であり、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 3 災害誘因 (1)活断層型地震

(海溝型地震)

- 本市が面している太平洋では、日本海溝、千島海溝において太平洋プレートが北米プレートに沈み込んでいる。
- 中央防災会議の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」によれば、北海道から岩手県の太平洋沿岸地域における最大の津波によると考えられる津波堆積物の資料から、過去の最大クラスの津波の間隔が約 3～4 百年であり、17 世紀の津波からの経過時間を考えると、日本海溝、千島海溝いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられるとしている。
- 北海道では、国が示した考え方を基本として、太平洋沿岸で「最大クラスの津波」が発生した場合に想定される津波高、浸水域等を示した津波浸水想定を設定、公表している。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 3 災害誘因 (2)海溝型地震

2 風水害

(洪水)

- 本市では、二級河川が 10 河川、準用河川が 5 河川、普通河川が 28 河川流れており、各河川は標高の高い北から南に向かって流れ、最終的には海に流れ込む。
- 北海道では、水防法に基づき、洪水予報河川（法第 11 条）及び水位周知河川（法第 13 条）を指定しており、本市においては、安平川、勇払川、苫小牧川が水位周知河川に指定されている。
- 重要水防箇所は、水位周知河川である勇払川、安平川、苫小牧川に加え、錦多峰川において指定されている。
- 洪水予報河川及び水位周知河川では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域（法第 14 条）として指定し、指定の区域が浸水した場合に想定される水深等を示した洪水浸水想定区域図を作成している。
- 北海道では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない河川等においても想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成している。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 3 災害誘因 (3)洪水

(台風)

- 令和 6 年度苫小牧市防災アセスメント調査によると、台風発生数に対する北海道への接近割合は 10% 程度であり、北海道に接近する台風の経路を分類すると、ほぼ 6 割が日本海を北上するルートであり、本州を縦断するルートと太平洋を北上するルートが 1 割から 2 割である。
- 近年、本市に影響を及ぼした台風のうち、平成 29 年台風第 18 号は日本海を北上するルート、平成 29 年台風第 21 号は太平洋を北上するルートに分類される。
- 平成 28 年台風第 10 号は、いずれにも分類されないが、苫小牧市では倒木や避難者が多発した。

(大雨)

- 北海道に災害をもたらす大雨は、台風によるもの、線状降水帯によるものが主である。
- 線状降水帯による大雨として、胆振地方に大雨特別警報が発表された平成 26 年 9 月 11 日の大雨があり、北海道内で初めての特別警報の発表となった。
- 9 月 9 日から 12 日にかけて、上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となつたため、西日本から北日本にかけて雷を伴つて猛烈な雨が降った。
- 9 月 9 日から 12 日までの総降水量は、支笏湖畔観測所で 380.0mm となり、9 月の月降水量の平年値を上回る大雨となつたほか、苫小牧観測所で最大 1 時間降水量 100.0mm を観測した。

(高潮)

- 本市においては、高潮浸水想定区域が指定されている。
- 高潮は、台風等強い低気圧に伴い、海面の水位が上昇する現象であり、主に二つのメカニズム「吸い上げ」「吹き寄せ」がある。
- 吸い上げは、大気圧の低下に伴い、海面が吸い上げられるように上昇する現象、吹き寄せは、湾口から湾奥に向けて強風が吹き続けることにより、湾の奥に海水が吹き寄せられて海面が上昇する現象である。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 3 災害誘因 (4)高潮

(土砂災害)

- 本市では、土砂災害防止法に基づき、北海道により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 3 災害誘因 (5)土砂災害

＜本市の二級河川＞

| 名称 | 水位周知 河川 | 上流端 | 下流端 | 延長 (km) |
|------|------------|--|-----------|------------|
| 安平川 | ○ | 左岸 勇払郡追分町字追分 622 の 19 番地先 右岸 同国道 234 号線 | 海 | 36.30 |
| 明野川 | | 苫小牧市字高丘 126 番 2 地先の北海道縦貫自動車道ボックスカルバート下流端 | 勇払川への合流点 | 9.60 |
| 勇払川 | ○ | 左岸 苫小牧市字丸山国有林 209 林班先 右岸 同 235 林班先/ (植苗川合流点) | 安平川への合流点 | 21.00 |
| 美々川 | | 左岸 千歳市美々 758 番 109 地先 右岸 同美々 758 番 26 地先 | 勇払川への合流点 | 14.70 |
| 遠浅川 | | 左岸 勇払郡安平町遠浅 691 番 48 地先 右岸 苫小牧市字柏原 123 番 1 地先 | 安平川への合流点 | 4.60 |
| 幌内川 | | 左岸 苫小牧市字高丘 3 番地先 右岸 同北海道大学演習林 131 林班地先 | 海 | 4.70 |
| 苫小牧川 | ○ | 左岸 苫小牧市字高丘 78 番地先 右岸 同 77 番地先 | 海 | 12.80 |
| 有珠川 | | 左岸 苫小牧市字高丘 61 番 3 地先 右岸 同字糸井 406 番 1 地先 | 苫小牧川への合流点 | 2.30 |
| 錦多峰川 | | 左岸 苫小牧市錦岡 479 番地先 右岸 同 482 番地先 | 海 | 6.00 |
| 別々川 | | 左岸 苫小牧市字樽前 493 番地先 右岸 白老郡白老町字社台国有林 175 林班地先 | 海 | 11.00 |

＜土砂災害警戒区域＞

| 災害種別 | 土砂災害警戒区域数 |
|---------|-----------|
| 急傾斜地の崩壊 | 28 |
| 土石流 | 52(1)※ |
| 合計 | 80 |

※ ()内は千歳市と重複しているか所数

3 火山噴火

- 樽前山で異常現象等が発生し情報の収集を行う必要がある場合に備え、気象台、北海道、各市町（苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町）、防災関係機関で構成される樽前山火山防災協議会が設置されている。
- 樽前山火山防災協議会では、樽前山の噴火予測図を公表している。

►資料編：<3>災害素因と災害誘因 3 灾害誘因 (6)樽前山

第5 被害想定

1 地震アセスメント調査

- 令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査において、活断層型地震（石狩低地東縁断層帯南部地震）、海溝型地震（日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震）を想定地震として、被害量の算出を行った。

<想定される被害量（令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査より）>

| 項目 | | | 被害量 | |
|----------|--------|--------------|-------------------|-------------------|
| | | | 活断層型地震 | 海溝型地震 |
| 建物被害 | 全壊棟数 | 液状化 | 約 60 棟 | 5 棟未満 |
| | | 揺れ | 約 1,800 棟 | 5 棟未満 |
| | | 土砂災害 | 約 10 棟 | 5 棟未満 |
| | | 津波 | — | 約 13,900 棟 |
| | | 火災 | 約 340 棟 | 5 棟未満 |
| | 半壊棟数 | 液状化 | 約 110 棟 | 5 棟未満 |
| | | 揺れ | 約 4,400 棟 | 5 棟未満 |
| | | 土砂災害 | 約 30 棟 | 5 棟未満 |
| | | 津波 | — | 約 13,300 棟 |
| | | | | |
| 人的被害 | 死者 | 建物倒壊 | 約 120 人 | 1 人未満 |
| | | 土砂災害 | 5 人未満 | 1 人未満 |
| | | 津波 | — | 約 25,100 人 |
| | | 火災 | 10 人未満 | 1 人未満 |
| | | 屋外転倒物 | 5 人未満 | 1 人未満 |
| | 負傷者 | 建物倒壊 | 約 3,400 人 | 10 人未満 |
| | | 土砂災害 | 10 人未満 | 5 人未満 |
| | | 津波 | — | 約 2,700 人 |
| | | 火災 | 約 20 人 | 1 人未満 |
| | | 屋外転倒物 | 約 60 人 | 5 人未満 |
| ライフライン被害 | 電力 | 停電件数 | 約 5,700 件(約 6%) | 約 20,000 件(約 22%) |
| | 通信 | 支障回線数 | 約 1,100 回線(約 7%) | 約 4,700 回線(約 28%) |
| | 上水道 | 断水人口 | 約 72,000 人(約 43%) | 約 800 人(1%未満) |
| | 下水道 | 支障人口 | 約 15,000 人(約 9%) | 処理場が浸水(100%) |
| | LP ガス | 機能支障戸数 | 約 900 戸(約 1%) | 被害なし |
| | 都市ガス | 供給停止戸数 | 約 26,000 戸(約 97%) | 基地一帯が浸水(100%) |
| 土木構造物被害 | 道路被害 | 揺れによる被害か所数 | 約 300 か所 | 約 100 か所 |
| | 橋りょう被害 | 揺れによる通行支障か所数 | 約 20 か所 | 被害なし |
| | | 揺れによる不通か所数 | 約 10 か所 | 被害なし |
| | | 浸水する橋りょう数 | — | 約 110 橋 |
| 生活支障 | 避難者 | 避難所避難者 | 約 17,000 人 | 約 56,000 人 |
| | | 避難所外避難者 | 約 8,000 人 | 約 28,000 人 |
| | 災害廃棄物 | 発生量 | 約 35 万トン | 約 195 万トン |
| | | 仮置場必要面積 | 約 11ha | 約 64ha |
| 職員参集予測 | 参集率 | 3 時間以内 | 約 43% | 約 9% |
| | | 6 時間以内 | 約 70% | 約 14% |
| | | 12 時間以内 | 約 74% | 約 15% |
| | | 24 時間以内 | 約 74% | 約 15% |
| | | 3 日以内 | 約 85% | 約 26% |
| | | 1 週間以内 | 約 99% | 約 53% |
| | | 1 週間以降 | 約 100% | 約 85% |

※冬 18 時、強風を想定した結果。

※津波による人的被害は、早期避難率が低い場合の結果。

※避難者数は、上水道の復旧人員が 1/4 の場合の結果。

2 風水害アセスメント調査

- 令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査において、市内10河川の洪水及び土砂災害警戒区域における土砂災害を想定災害として、被害量の算出を行った。

<想定される被害量（令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査より）>

| 項目 | 被害量 | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------|----------|---------|-------------|------------------|----------|---------|----------|---------|------------------|----------|
| | 安平川・ 勇払川 | 明野川 | 美々川 | 遠浅川 | 幌内川 | 苫小牧川 | 有珠川 | 錦多峰川 | 別々川 | 全河川 | |
| 建物被害 | 床上浸水 | 約12,000棟 | 約3,200棟 | 約610棟 | 約50棟 | 約9,000棟 | 約4,000棟 | 約1,800棟 | 約2,400棟 | 約90棟 | 約29,000棟 |
| 人的被害 (死傷者) | リードタ仮 なし | 約6,700人 | 約900人 | 約200人 | 約80人 | 約5,100人 | 約3,400人 | 約670人 | 約420人 | 5人未満 | 約16,000人 |
| | リードタ仮 3時間未満 | 約4,000人 | 約520人 | 約120人 | 約40人 | 約3,000人 | 約2,000人 | 約400人 | 約250人 | 5人未満 | 約9,300人 |
| | リードタ仮 3時間以上 | 約3,700人 | 約500人 | 約110人 | 約40人 | 約2,900人 | 約1,900人 | 約380人 | 約240人 | 5人未満 | 約8,800人 |
| ライフ イン被害 | 電力 使用不能 | 約27,000人 | — | — | — | 約6,500人 | — | — | — | — | — |
| | 通信 使用不能 | 約27,000人 | — | — | — | 約6,600人 | — | — | — | — | — |
| | 上水道 停止影響 | 約1,100人 | — | — | — | 約500人 | — | 約88,000人 | — | — | — |
| | 下水道 停止影響 | — | — | — | — | 約49,000人 | — | 約81,000人 | — | — | — |
| | LPガス 使用不能 | 約6,100人 | — | — | — | 約310人 | — | — | — | — | — |
| | 都市ガス 停止影響 | 約5,400人 | — | — | — | 約660人 | — | — | — | — | — |
| 土木構造 物被害 | 浸水する 橋りょう | 約40橋 | 約20橋 | 約20橋 | 0橋 | 約20橋 | 5橋 | 約20橋 | 約20橋 | 4橋 | 約120橋 |
| 生活支障 | 立ち退き 避難者 | 約6,700人 | 約900人 | 約200人 | 約80人 | 約5,100人 | 約3,400人 | 約670人 | 約420人 | 5人未満 | 約16,000人 |
| | 水害 廃棄物 | 約3.1万トン | 約0.8万トン | 約0.2万 トン | 0.1万 トン 未満 | 約2.2万トン | 約1.0万トン | 約0.4万トン | 約0.6万トン | 0.1万 トン 未満 | 約7.1万トン |

※「—」は算出不可能な項目を示す。

※洪水と土砂災害が同時発生した場合、立ち退き避難者は最大約17,000人となる。

3 火山災害アセスメント調査

- 令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査において、樽前山の噴火を想定災害として、被害量の算出を行った。

<想定される被害量（令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査より）>

| 噴火規模 | 項目 | 被害量 | | | | | |
|-------|---------|----------|----------|----------|-----|------|-----------|
| | | 影響棟数 | 全壊 | 大半壊 | 小半壊 | 一部損壊 | 影響人口 |
| 小規模噴火 | 噴石 | 5棟未満 | — | — | — | — | 5人未満 |
| 中規模噴火 | 噴石 | 5棟未満 | — | — | — | — | 5人未満 |
| | 泥流 | 危険度重大 | 約170棟 | — | — | — | 約50人 |
| | 火碎流 | 危険度重大 | 5棟未満 | 5棟未満 | — | — | 5人未満 |
| 大規模噴火 | 火山灰 | 16cm | 約10棟 | 5棟未満 | 0棟 | 0棟 | 約10棟 |
| | | 8cm | 約20,000棟 | — | — | — | 約43,000人 |
| | | 4cm | 約68,000棟 | — | — | — | 約165,000人 |
| 大規模噴火 | 噴石 | 5棟未満 | — | — | — | — | 5人未満 |
| | | 泥流 | 危険度大 | 約10,000棟 | — | — | 約25,000人 |
| | 火碎流 | 危険度重大 | 約21,000棟 | — | — | — | 約51,000人 |
| | | 危険度大 | 約1,600棟 | 約1,700棟 | — | — | 約1,500人 |
| | 火山灰 | 危険度重大 | 約120棟 | — | — | — | 約100人 |
| | 100cm以上 | 約62,000棟 | 約51,000棟 | 約11,000棟 | 0棟 | 0棟 | 約154,000人 |

※「-」は算出不可能な項目を示す。

| 時期 | 噴火規模 | 活動期 | 避難情報 | 発令先人口 |
|-----|-------|--------|----------------|----------------|
| 通常期 | 中規模噴火 | 小規模噴火 | 拡大期 | 高齢者等避難 約2,300人 |
| | | 前兆期 | 避難指示 約6,500人 | |
| | | 噴火期 | 避難指示 約6,500人 | |
| | | 拡大期 | 避難指示 約6,500人 | |
| | 大規模噴火 | 高齢者等避難 | 約8,700人 | |
| 積雪期 | 中規模噴火 | 小規模噴火 | 高齢者等避難 約2,300人 | |
| | | 前兆期 | 避難指示 約6,500人 | |
| | | 噴火期 | 避難指示 約6,500人 | |
| | | 拡大期 | 避難指示 約6,500人 | |
| | 大規模噴火 | 高齢者等避難 | 約33,000人 | |
| | 大規模噴火 | 前兆期 | 避難指示 約97,000人 | |

第2章 災害予防計画

第1節 災害別の予防対策

第1 地震・津波災害予防対策

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。● 施策を確実に推進するため、進捗状況の定期的な把握と、必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に十分留意する。 |
| 担当 | 未来創造戦略室、危機管理室、ゼロごみ推進課、道路建設課、維持課、緑地公園課、建築指導課、住宅課、上下水道部、消防本部 |
| 連携先 | 道、北海道電力、NTT、苫小牧ガス、道路管理者、苫小牧港管理組合、室蘭開発建設部、室蘭建設管理部 |

実施内容

1 都市計画

(防災都市づくり)

- 市全体を災害に強い都市にするために、道路の整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震・不燃化等、都市計画に防災の視点を反映させた防災都市づくりを行う。

(市街地の整備)

- 木造老朽建物が多い地区では、出火の危険性が高く、いったん出火すると延焼の危険性があり、消火活動も困難な場合が多く、地震が発生した場合には避難活動の支障となる。
- 地域の再開発に係る計画等を考える場合には、防災という観点から地区の居住環境、都市防災等への都市機能の向上を図り、災害に強い都市づくりと安全な避難路の確保を検討する。
- 低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業等の必要な施策の推進に努める。

(火災の防止)

- 燃えにくい都市づくりのため、建物が密集し、火災の危険が予想される地区に防火地域及び準防火地域指定を行う。
- 木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(災害に強いまちづくり)

- 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、特に、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
- 都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

2 ライフライン施設の整備

(ライフライン施設の整備)

- 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、ライフライン施設や代替施設の機能の確保を図るため、主要施設の強化、復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な強化を進める。

(上下水道施設の整備)

- 上水道施設については、水道システムの「急所」である浄水場施設および導水管・送水管の耐震化、防災拠点、病院、避難所等「重要施設」に接続する配水管の耐震化を進めるとともに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。
- 下水道施設については、下水道ストックマネジメント計画等による改修を進め、終末処理場やポンプ場、下水管渠等の耐震性の向上に努める。
- 民間事業者等との協定締結等により発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、必要な資機材の整備等に努める。
- 発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておく等、上下水道一体となった対応に努める。

(災害廃棄物処理施設の整備)

- 大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて「苫小牧市災害廃棄物処理計画」の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

(その他施設の整備)

- 危険物施設、高圧ガス施設等では、地震による火災の発生等を予防・軽減するための必要な安全措置に努める。
- 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 道路・橋りょうの整備

- 道路及び橋りょうは、避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止する等、多様な機能を有するため、道路及び関連施設の整備、橋りょうの維持・整備・補修に努める。
- 整備に当たっては、国や道等の各道路管理者と連携し、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(道路の整備)

- 避難所への避難経路、避難所と施設とを連携させる道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進、応急対策活動の拠点となる公共施設の周辺道路等の整備推進を図る。
- かけ崩れ等の補強を推進する。

(橋りょうの整備)

- 地震による地震動・液状化、津波等による防災対策上の安全性に配慮し、橋りょうの整備・点検等を実施する。

4 河川・海岸施設の整備

- 関係機関と連携し、河川・海岸に関する各事業整備を推進し、総合的な治水対策及び津波対策を確立する。
- 対策の促進に当たっては、必要に応じて道に対応を要請する。

(河川の施策)

- ・未改修河川の早期整備
- ・下水道等、汚水処理施設整備事業の促進による公共水域の水質保全
- ・良質な水の長期的な確保と水資源の整備
- ・生活用水、産業用水の確保と水道施設の充実

(海岸の施策)

- ・防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業
- ・水門や陸閘の自動化や遠隔操作化
- ・景観に配慮した海岸浸食対策事業の推進
- ・ふれあいの場としての海岸環境の整備と有効利用

5 港湾施設の整備

- 港湾は、緊急物資や避難者の輸送、救援活動等に重要な役割を果たす。
- 被災による経済社会活動への影響を最小限に抑えるために、物流機能を確保する必要がある。
- 苫小牧港管理組合は、防災拠点港湾として、耐震強化岸壁等の施設整備の促進に努める。

▶資料編：<6>救援・救護関係 9 苫小牧港オープンスペース一覧表

6 都市公園の整備

- 都市公園は、災害時の避難場所としての機能だけでなく、火災発生時には延焼遮断帯、災害後には復旧拠点基地や救援基地としての機能を有している。
- 都市公園の集約や機能再編の際に、これらの機能を有した公園は、一定規模以上の面積となるよう配慮する。

7 広域防災拠点、一時避難場所等の確保

- 整備済みの総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園は、災害時の広域防災拠点や一時避難場所としての活用が可能となるよう維持管理に努める。

8 建築物の安全化

(建築物の耐震性の向上)

- 建築基準法、耐震改修促進法、その他の法律及び「苦小牧市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促進するため、主に次の対策を推進する。
 - ・災害時に防災拠点となる施設の耐震改修等を促進する。
 - ・耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため相談窓口を設ける。
 - ・建築技術者等を対象に診断・改修に必要な技術者の育成を促進する。
- 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

(建築物の耐浪化)

- できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

(防災拠点等の安全化)

- 防災拠点等の耐震診断を行い、その結果を公表する。
- 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進める。
- 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫等、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図る。

(文化財の保護)

- 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

9 液状化対策

- 液状化による被害を最小限に留めるため、公共事業等の実施に当たって、現地の地盤を必要に応じて調査するなど、液状化対策の推進を検討する。
- 大規模開発などにおいて、液状化の発生が懸念される場合は、関係機関と十分な連絡・調整を図り、施設被害の防止等の対策方策を検討する。
- ライフライン施設等については、ネットワーク化等による代替機能の確保を図る。
- 個人住宅等の小規模建築物における液状化被害の危険性や影響等について、市民への周知に努める。

10 危険物施設等の安全確保

- 危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

1.1 危険箇所の対策

(がけ地、擁壁の崩落防止対策)

- 崩壊防止・倒壊防止の対策は、原則として所有者・管理者等が行い、市は、関係法による規制指導や工法上の指導を行う。

(落下物・転倒物等対策)

- 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、長周期地震動対策等、総合的な地震安全対策の推進や民間施設管理者への必要な指導を図る。
- 特に、既存ブロック塀等については、建築パトロール等を通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させる等、安全性の確保について指導する。
- 落下物については、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

(災害危険区域の対策)

- 市域における災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備等を行う。
- 防災関係機関と連携し、これらの区域における災害予防策を講じるものとする。

1.2 災害応急対策等への備え

- 地震等が発生した場合に備え、自衛隊等関係機関の災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグランド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得る等、環境整備に努める。
- 不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。
- 災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

第2 風水害予防対策

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● <u>風水害に強い国土の形成を図るため、治水、海岸保全、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進する。</u>● <u>施策を確実に推進するため、進捗状況の定期的な把握と、必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に十分留意する。</u>● <u>本項に記載のない事項については、本節「第1 地震・津波災害予防対策」に準ずる。</u> |
| 担当 | 危機管理室、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>こども未来部</u> 、 <u>農業水産振興課</u> 、 <u>維持課</u> 、 <u>下水道課</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>消防団</u> |
| 連携先 | 道、苦小牧港管理組合、施設管理者、とまこまい広域農業協同組合 |

| 実施内容 | |
|----------|--|
| 1 河川等の整備 | |
| | <ul style="list-style-type: none">● 浸水等の水害被害を防止するために、河川・水路等の改修・整備、公共下水道（雨水）及び各事業整備を推進し、総合的な治水対策を確立する。● 市内河川及び海岸等の危険箇所の調査把握に努める。 |
| | <p>（河川の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">● 住宅等の開発によって低下した土地の保水・遊水機能を、河川改修として堤防や床固めを行い、治水事業を推進する。● 二級河川については、管理者である道に対し、河川改修の促進を積極的にはたらき掛ける。● 準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。● 普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業、公共下水道事業等との調整を図り、計画的に整備を推進する。 |
| | <p>（公共下水道（雨水）の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">● 市街地の排水不良を改善するために、公共下水道の整備を図り、<u>維持管理</u>を行う。 |
| | <p>（海岸の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">● 海岸の侵食防止、高潮被害の防止対策等を国、道にはたらき掛ける。 |
| | <p>（港湾の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">● 道、苦小牧港管理組合と連携し、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。 |

2 流出抑制対策の推進

- 近年、土地開発によって土地の保水・遊水機能が低下し、豪雨時に河川に表流水が集中することによる都市型水害が発生している。
- 本市においても、樽前山麓や低地において住宅団地や工業団地の造成が行われ、都市型水害の発生が懸念される。
- 表流水の河川への集中が発生しないよう、次の対策の実施を図る。
 - ・大規模な都市開発時には、雨水を一時的に貯留し、河川への流出を低減する貯水池等を整備する。
 - ・公共公益施設に貯留・浸透施設を整備する。

3 流域治水の推進

- 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する。
- 減災対策協議会や流域治水協議会等を活用し、国、道、他の市町村、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者とともに、「流域治水」の取り組みを推進するための密接な連携体制を構築する。

4 浸水想定区域における避難計画

- 本市においては、既に公表されている洪水浸水想定区域の周知啓発を目的とし、防災ハンドブックを作成・配布している。
- 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域が新たに指定された場合、防災ハンドブックを見直すとともに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、市民に周知する。
- 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合は、施設の名称及び所在地を把握し、洪水予報等の伝達方法を定める。
- 施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市長に報告するよう指導する。

5 中小河川の水害リスク

- 洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川について、過去の浸水実績等を把握したときは、これらを水害リスク情報として市民等へ周知する。

6 水防体制の強化

- 水防体制を強化するために、次のような対策を実施する。
 - ・水防資機材の充実
 - ・河川情報の的確かつ迅速な伝達、手段の整備
 - ・水防訓練を通じて、水防意識の向上、水防活動の指揮系統の徹底、水防作業の向上、水門等の操作の習熟を図る。

7 農作物、家畜等の予防対策

- 農作物、家畜等の風水害に備えた予防については、次に掲げる事項についてとまこまい広域農業協同組合等に連携して対策を促進し、災害の発生に備える。
 - ・災害発生後の病害虫の防除対策
 - ・伝染病の対策

8 雪害予防対策

- 雪害予防対策は「北海道雪害対策実施要綱」の定めに準じる。

▶資料編：＜9＞北海道の指針関係 4 北海道雪害対策実施要綱

9 融雪災害予防対策

- 融雪災害予防対策は「北海道融雪災害対策実施要綱」の定めに準じる。

▶資料編：＜9＞北海道の指針関係 5 北海道融雪災害対策実施要綱

10 風害予防対策

- 施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定等、強風による落下防止対策等、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置の徹底を図る。

第3 土砂災害予防対策

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 土石流、がけ崩れ、地すべり等の法令指定地があり、土砂災害による被害を最小限に留めるための対策を推進する。● <u>施策を確実に推進するため、進捗状況の定期的な把握と、必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に十分留意する。</u>● <u>本項に記載のない事項については、本節「第1 地震・津波災害予防対策」「第2 風水害予防対策」に準ずる。</u> |
| 担当 | 危機管理室、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>こども未来部</u> 、維持課、 <u>建築指導課</u> |
| 連携先 | 道、施設管理者 |

| 実施内容 | |
|----------------|--|
| 1 土砂災害予防対策の推進 | <ul style="list-style-type: none">● <u>台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために、道が行う砂防事業（土石流対策、急傾斜地崩壊防止対策）の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行う等、土砂災害の予防に努める。</u>● <u>土砂災害特別警戒区域又は土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域にある住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業精度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。</u>● <u>家屋が密集し危険度の高い箇所は、住民の協力を得た上で危険区域を指定し、危険度の高い箇所から工事を実施していくよう、道へ要請する。</u> |
| 2 避難所及び避難路 | <ul style="list-style-type: none">● <u>土砂災害警戒区域の指定があった場合、市は警戒区域ごとに警戒エリア、指定避難所、避難経路等に関する事項等を定める。</u>● <u>指定避難所や避難経路については、土砂災害に対する安全性が確保された箇所とし、避難経路にあっては、土石流のおそれがある区間等を考慮して選定する。</u> |
| 3 巡視・点検 | <ul style="list-style-type: none">● <u>被害が発生するおそれのある地域を調査し、把握に努める。</u> |
| 4 土砂災害警戒区域等の周知 | <ul style="list-style-type: none">● <u>住民に対し、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知に努める。</u>● <u>土地所有者等に対しては、平時からがけ地等の現況を把握するよう呼び掛ける。</u>● <u>土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地・河川等の異常の報告や住民自身による防災措置等の周知・啓発を図る。</u> |

5 土砂災害警戒区域における避難計画

- 本市においては、既に公表されている土砂災害警戒区域等の周知啓発を目的とし、防災ハンドブックを作成・配布している。
- 土砂災害警戒区域等が新たに指定された場合、防災ハンドブックを見直すとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知する。
- 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、施設の名称及び所在地を把握し、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- 施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市長に報告するよう指導する。

第4 火山災害予防対策

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 火山の噴火や土石流等の発生に対して被害を最小限に留めるため、火山災害を想定し、それを防止するための施設の整備を推進する。● <u>施策を確実に推進するため、進捗状況の定期的な把握と、必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に十分留意する。</u> |
| 担当 | 危機管理室 |
| 連携先 | 室蘭開発建設部、札幌管区気象台、室蘭建設管理部、自衛隊、北海道電力、苫小牧ガス、NTT |

| 実施内容 | |
|-------------|---|
| 1 火山砂防施設の整備 | (砂防施設の整備) <ul style="list-style-type: none">● 樽前山の噴火によって発生する火山泥流等を防ぐため、また、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、砂防施設を整備することを基本方針に砂防事業を実施する。● 特に、火碎流、火山泥流の流下する可能性の高い河川を中心に、砂防ダム、遊砂地、流路工等を整備する。 |
| | (土砂災害監視装置の整備) <ul style="list-style-type: none">● 噴火や土砂災害による人的被害を最小限に防ぐために、次のような監視装置等を整備する。<ul style="list-style-type: none">・樽前山の監視カメラ・火碎流・泥流発生を感知するワイヤーセンサー・雨量・積雪計・空振計・地震計・GPS・傾斜計 |
| 2 各種施設の整備 | (避難施設の整備) <ul style="list-style-type: none">● 火山泥流等からの安全な避難をするために、渓流沿いの高台を避難施設として利用する。● 火山災害では避難生活の長期化が予想されることから、避難場所は、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努める。 |
| | (公共施設・ライフライン施設の整備) <ul style="list-style-type: none">● 公共施設、ライフライン施設を整備する場合は、火山災害の被害予測区域等を考慮した立地の選定や予測される災害については十分検討する。 |
| | (通信施設の整備) <ul style="list-style-type: none">● <u>円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図る。</u> |
| 3 避難確保計画の策定 | <ul style="list-style-type: none">● 火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を避難促進施設として定め、避難確保計画を作成させるものとする。 |

4 火山の観測・監視

- 札幌管区気象台は、地震計、監視カメラ等で火山活動を監視し、その結果に基づく火山情報を発表・伝達する。
- 室蘭開発建設部、室蘭建設管理部は、地震計、監視カメラ等で火山活動の異常現象を観測し、その結果を市及び関係する機関に伝達する。
- 市は、関係機関等にヘリコプターの出動を要請し、定期的に火口の状況等火山の状況を監視する。監視に当たっては、札幌管区気象台や火山研究者等に調査を依頼する。

5 体制の整備

(警戒体制の強化)

- 道及び防災関係機関と連携し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図る。
- 測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図る。

(警戒避難体制の整備)

- 避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、平時から市民等への周知に努める。
- 市民の安全確保策等、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努める。
- 対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。

(情報の収集・伝達体制の整備)

- 火山噴火の異常現象や被害の状況等の情報が、気象官署、道、市、市民の間で、迅速かつ正確に伝達されるよう相互の連携を強化する。

(研究機関・専門家との連携)

- 収集した火山に関する情報の分析・整理が的確に行われるよう、火山の研究機関や観測・研究に関わる大学等の専門家との連携の強化に努める。

6 災害発生範囲等の把握

- 本市においては、既に公表されている樽前山噴火予測図に基づき、防災ハンドブックを作成・配布している。
- 樽前山噴火予測図が見直された場合や新たな知見が公表された場合、防災ハンドブックを見直すとともに、市民に対して火山災害に関する噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、市民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を周知啓発する。

7 火山防災対策の検討体制

- 樽前山においては、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する樽前山火山防災協議会が設置されている。
- 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議することとなっており、樽前山火山防災協議会では、これらをとりまとめた樽前山火山避難計画が作成されている。これに加え、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討する。
- 登山者や旅行者への対応も想定した訓練を実施し、訓練では宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努める。
- 訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実が図られるよう努める。

第5 火災予防対策

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">火災の消火や救出等の活動により被害を最小限に留めるため、消防力の整備指針に基づいて、消防力を強化、充実化する。<u>施策を確実に推進するため、進捗状況の把握と必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に留意する。</u> |
| 担当 | 危機管理室、消防本部、消防団 |

| 実施内容 | |
|--------------|--|
| 1 地震による火災の防止 | <ul style="list-style-type: none"><u>地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火の取扱いについて周知啓発する。</u><u>苦小牧市火災予防条例に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付燃焼器具の使用について周知啓発する。</u> |
| 2 火災予防の徹底 | <ul style="list-style-type: none"><u>火災による被害を最小限に留めるためには、初期消火が重要であるため、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。</u><u>一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器、住宅用防災機器及び感震ブレーカーの設置促進並びに取扱い方法の周知により災害時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。</u><u>火災予防運動その他火災予防に係るイベント等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、市民の防火思想の普及、高揚を図る。</u> |
| 3 予防査察の強化指導 | <ul style="list-style-type: none"><u>消防法に規定する立入り検査を防火対象物の用途及び規模等に応じて計画的に実施し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。</u><u>ホテル、病院及び社会福祉施設等、一定規模以上の防火対象物に対し、消防法に基づく防火管理並びに消防用設備等の設置及び維持に関する指導を強化する。</u> |
| 4 火災に強いまちづくり | <ul style="list-style-type: none"><u>延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空き地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。</u> |

6 消防力の整備

- 大規模災害に配慮した災害活動拠点としての消防庁舎等の整備を図るとともに、高機能消防指令センターを整備し、強固な通信基盤を構築する。
 - 組織、消防力等については、苫小牧市消防計画によるものとする。
 - 救助工作車、救急車、特殊車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。
- ▶資料編：<6>救援・救護関係 2 現有防災資機材等一覧
- 大規模災害時には、水槽設備の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない水利の配置計画及び消防水利の耐震化を図る。
 - ・耐震性防火水槽の整備
 - ・自然水利の活用
 - ・民間水利の活用
 - 災害時における消防団の整備・強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努めるとともに、老朽化した車両、消防資機材等の整備を図る。

7 火災警報

- 道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

第6 大規模事故災害予防対策

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 大規模なガス爆発や道路災害等の大規模事故が発生した場合備え、関係機関との協力体制を確立しておくことが必要である。● 大規模事故については、次の事故等を想定し、関係機関と応急対策時の活動が効率よく行えるよう連携強化及び訓練を促進する。<ul style="list-style-type: none">・海上災害（海難事故、流出油等事故）・航空災害・鉄道災害・道路災害・危険物等災害・林野災害・大規模停電災害・その他、多数の避難が必要とされる事故● 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84条）に基づく特別防災区域内での事故・火災等については「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づく。 |
| 担当 | 危機管理室、農業水産振興課、維持課、緑地公園課、消防本部、消防団 |
| 連携先 | 苫小牧港管理組合、胆振東部森林管理署、苫小牧広域森林組合、 <u>苫小牧漁業協同組合</u> |

| 実施内容 | |
|------------------|--|
| 1 海上災害予防対策（海難事故） | |
| (体制の整備) | <ul style="list-style-type: none">● <u>迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡、応急活動を行うための体制の整備を図る。</u>● <u>海難事故発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。</u> |
| (資機材の整備) | <ul style="list-style-type: none">● <u>消防本部は、海難事故発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。</u> |
| (通信設備の強化) | <ul style="list-style-type: none">● <u>海難事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、平時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。</u> |
| (関係機関への指導) | <ul style="list-style-type: none">● <u>船舶所有者及び船長に対し、気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導する。</u>● <u>苫小牧漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。</u> |

2 海上災害予防対策（流出油等事故）

（体制の整備）

- 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡、応急活動を行うための体制の整備を図る。
- 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

（資機材の整備）

- 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。

（通信設備の強化）

- 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

（荷役の安全確保）

- 消防本部は、油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入り禁止の徹底を図る。

（関係機関への施設等の改善・指導）

- 関係機関に対し、危険物を取り扱う施設や管理方法について、改善・指導に努める。

（事業所相互の応援協力体制の確立）

- 危険物積載船舶等の入港状況の資料・情報を交換する等、関係機関との相互連絡を密接にするよう指導する。

3 航空災害予防対策

（体制の整備）

- 大規模な航空災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を構築する。
- 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。

（関係機関との協力）

- 新千歳空港及び空港周辺において航空機事故等の緊急事態が発生した場合、計画に基づき迅速かつ適切に対処するため、関係機関において緊密な協力体制を確立する。

4 鉄道災害予防対策

（体制の整備）

- 大規模な鉄道災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を構築する。
- 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。

5 道路災害予防対策

(体制の整備)

- 橋りょう等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努める。
- 異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。
- 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(資機材の確保)

- 施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(施設の整備)

- 道路災害を予防するために必要な施設の整備を図る。
- 道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- 安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(防災知識の普及・啓発)

- 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

6 危険物等災害予防対策

(体制の整備)

- 大規模な危険物等災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を構築する。
- 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。

(関係機関への指導)

- 消防本部は、危険物を取り扱う事業所の実態を把握し、検査や指導を行う。
- 消防法の規定に基づき、保安検査、立入り検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。
- 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。
- 高圧ガス、毒劇物等は、引火性、爆発性、毒性等があり、2次災害をもたらす可能性が高いため、特に留意する。

・高圧ガス

高圧ガス施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。

・毒物・劇物

毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。また、営業者及び取扱責任者に対し、登録基準に適合した施設を維持するように指導する。

・石油等

石油等の危険物施設は、出火や延焼拡大の要因にもなるので、危険物取扱者等に対する震災対策を含めた指導をし、法令に定める保安講習等により出火防止の推進を図る。また、緩衝地帯の整備等を推進する。

・火薬類

火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法に基づいて安全性の確保について指導を図る。

・化学薬品等

化学薬品等を取り扱う学校、医療機関、研究所等の立入り検査の実施や保管方法等の適正化を指導する。また、事業所に対しても実態調査や安全対策の指導を推進していく。

7 林野災害予防対策

(一般入林者対策)

- 登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。
 - ・タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用し、関係機関の協力を得て広く周知する。
 - ・入林の承認申請や届出等について指導する。
 - ・火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
 - ・観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(火入対策)

- 林野火災危険期間中の火入れは極力避けるようにする。

- ・危険期間 4月1日から6月30日まで
- ・林野火災予防強調期間 4月10日から5月20日まで
- ・無煙期間 4月10日から5月10日まで

- 火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ・森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- ・林野火災注意報又は林野火災警報が発令された場合、又は気象状況が急変した際は、一切の火入れを中止させる。
- ・火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- ・火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

- 許可した火入れの情報等を消防本部に共有する。

(消火体制の整備)

- 指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。
- 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努める。
- ヘリコプター離着陸場の適地をあらかじめ選定する。

(防火林帯の整備)

- 消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の実施を検討する。

(注意・警戒)

- 出火の注意・警戒として、次の対策を推進し、林野火災対策を強化する。
 - ・林内事業及びその労働者の警戒
 - ・巡視人並びに見張り人の設置
 - ・山火事防止点検

(予防思想の普及)

- 市民及び関係者に対し、広報等を利用して林野火災の予防思想の普及に努める。
 - ・ポスター、チラシ等の配布及び広報の発行
 - ・広報車、宣伝車の運行
 - ・各学校生徒の協力

(気象情報)

- 室蘭地方気象台から林野火災発生の危険性があると通報（乾燥注意報等）があった場合、市長（消防長）はこれに基づき山火事警報を発表し、関係機関等に通報する。

8 大規模停電災害予防対策

(連携体制の強化)

- 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図り、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。
- 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- 大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(非常用電源の確保)

- 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておく等、停電時に対応できる電源を確保する。

(市民への周知)

- 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。

第7 積雪・寒冷対策

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。● 積雪・寒冷対策として避難所や応急仮設住宅の環境整備を推進する。 |
| 担当 | 危機管理室、維持課、建築指導課、住宅課 |
| 連携先 | 道路管理者 |

| 実施内容 | |
|-----------|--|
| 1 避難措置 | <ul style="list-style-type: none">● 積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意する。<ul style="list-style-type: none">・ 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。・ 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄 <p>▶ 資料編：<9>北海道の指針関係 4 北海道雪害対策実施要綱</p> |
| 2 道路交通の確保 | <ul style="list-style-type: none">● 災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。● 道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。 <p>(除雪体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none">● 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。● 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。 <p>(積雪寒冷地に適した道路整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">● 道路管理者は、冬季交通の確保を図るための道路の整備を推進する。● 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。 <p>(雪上交通手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none">● 関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送等に必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。 |
| 3 航空輸送の確保 | <ul style="list-style-type: none">● 災害による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想される。● 孤立地域に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。 |

4 雪に強いまちづくりの推進

(家屋倒壊の防止)

- 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- 自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(積雪期における指定避難所、避難路の確保)

- 積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(計画的・予防的な通行止め)

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

5 寒冷対策の推進

(被災者及び避難者対策)

- 被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機等の整備、備蓄に努める。

(避難所対策)

- 避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置する等、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- 被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。
- 冬季における屋外トイレは、寒さ等により利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬季でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結等により、必要な台数の確保に努める。
- 災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(住宅対策)

- 積雪寒冷に対応した応急仮設住宅を提供できるよう、検討を進める。

第2節 組織・人づくり

| | |
|------|---|
| 基本方針 | ● <u>災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営について定め、災害対策の実施体制の確立を図る。</u> ● <u>継続的な人材育成や情報共有の仕組みの構築等を通して実効性のある体制整備に留意する。</u> |
| 担当 | 秘書課、危機管理室、総合福祉課、消防本部、消防団、教育委員会、 <u>教育部</u> |
| 連携先 | 道、近隣市町、自衛隊、警察署、防災関係機関、自主防災組織、各事業所、 <u>医師会、日本赤十字社、市社会福祉協議会</u> |

第1 防災会議・防災関係機関の体制整備

| 実施内容 | |
|--------------|---|
| 1 苫小牧市防災会議 | <p>(設置の根拠等)</p> <ul style="list-style-type: none">● 災害対策基本法第 16 条● 苫小牧市防災会議条例（昭和 37 年条例第 25 号） <p>(所掌事務)</p> <ul style="list-style-type: none">● 地域防災計画の作成、実施の推進● 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 1 項に規定する水防計画に関し調査審議すること● 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること● 市の地域に係る重要事項に関し、市長に意見を述べること● 法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務 <p>(防災会議の開催)</p> <ul style="list-style-type: none">● 市は、関係法令、条例、規定、要綱に基づき、防災会議を毎年開催し、災害対策について検討する。 |
| 2 苫小牧市災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none">● 市は、災害時に的確な行動がとれるように、苫小牧市災害対策本部の動員・連絡方法について検討する。● 災害時には、応急活動に対応する「苫小牧市職員災害対応マニュアル」に基づき行動できるよう、平時から教育・訓練等を実施する。● 災害情報等報告取扱要領に基づき、道へ災害情報を報告する体制を確保するよう努める。● 体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的に実施することとする。 |
| | ▶資料編：<4>情報収集・連絡関係 5 災害情報等報告取扱要領 |

3 防災関係機関

- 次の機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。
- 整備に当たっては、市地域防災計画の定めるところと整合を図り、連携を強化する。
 - ・指定行政機関
 - ・指定地方行政機関
 - ・指定公共機関
 - ・指定地方公共機関
 - ・その他防災関係機関

4 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

- 平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとておくこと等により、関係機関と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。
- 訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- 災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用を促進する。
- 円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておく等協力体制を構築する。

5 火山災害時の広域連携の強化

- 道及び樽前山火山の影響のある近隣市町（苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町）は、必要に応じて会議を開催し、火山観測等に対して相互に連携をとつて、総合的な防災対策を実施するよう努める。
- 自衛隊とも定期的に連絡を保つようとする。

第2 市民・事業所の組織整備

| 実施内容 | |
|---------------------------|--|
| 1 地域住民による自主防災組織の編成 | <ul style="list-style-type: none">● <u>自主防災組織が未設立の町内会においては、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民の助け合いの精神による自発的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成を促進する。</u>● <u>自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。</u>● <u>他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。</u>● <u>要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。</u>● <u>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性の参画に配慮するとともに、女性防災リーダーの育成に努める。</u>● <u>地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士等の多様な主体と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。</u> |
| 2 事業所等の防災組織の編成 | <ul style="list-style-type: none">● <u>多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。</u>● <u>その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。</u> |

＜自主防災組織の活動内容＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 平時の活動<ul style="list-style-type: none">・防災知識の普及・防災訓練の実施・避難所・避難場所の確認・地域の安全点検・要配慮者の把握・防災用資機材等の整備・点検・その他防災に関し必要な活動● 災害時の活動<ul style="list-style-type: none">・地域内の災害情報の収集・伝達・避難誘導（特に要配慮者）・負傷者の救出救護・出火防止及び初期消火活動・避難所等運営の支援・給食・救援物資の配布及びその協力 |
|--|

＜事業所における活動内容＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・防災訓練・従業員の防災教育及び広報・情報の収集・伝達体制の確立・火災その他の災害予防対策・避難体制の確立及び従業員・施設利用者の避難方法の周知・救出及び応急救護対策・災害応急対策に必要な資機材の確保・防災組織の整備、地域の防災活動への協力・災害時における飲料水、食料、生活必需品の確保 |
|---|

第3 災害ボランティアの体制整備

| 実施内容 | |
|-------------------------|--|
| 1 災害ボランティアの育成、確保 | <ul style="list-style-type: none">● 市及び関係機関は、ボランティアが円滑に活動できるよう、日本赤十字社、市社会福祉協議会、ボランティア団体、その他 NPO 等との協力のもと、平時から連携体制を整備する。● 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会や NPO 等関係機関との間で、連絡体制や役割分担、設置予定場所、費用負担等を相互に協議し、明確化する。● 避難生活支援リーダー、サポートー等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。● 国が整備するデータベースを活用する等して、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。● 地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 |
| 2 災害ボランティアの環境整備 | <ul style="list-style-type: none">● ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。● NPO・ボランティア等と連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。● 広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進、その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 |

〈関係機関の役割〉

- 市社会福祉協議会
 - ・救援活動を行うボランティアの登録、把握
 - ・災害救援ボランティアの活動拠点の確保
 - ・ボランティア研修への協力
- 警察署
 - ・ボランティア関係組織・団体との被災地における治安の維持等における連携の検討
- 日本赤十字社
 - ・医療救護活動
 - ・救援物資の搬入・搬出、配分及び炊き出し等被災者への自立支援
 - ・上記活動における防災ボランティアの養成、登録

＜災害ボランティアの活動内容＞

- 一般ボランティア（専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う、個人や団体、企業からの支援）
 - ・災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
 - ・車中や指定避難所以外の場所にいる被災者の状況把握とその情報収集、伝達
 - ・災害応急対策の事務補助
 - ・炊き出し、その他の災害救助活動
 - ・要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等）の支援
 - ・災害応急対策物資・資材の仕分け、輸送及び配布分
 - ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
 - ・清掃及び防疫の補助
 - ・避難所運営の手伝い、防犯パトロール
 - ・復興に係るコミュニティづくり等の側面支援
- 専門ボランティア（専門的な資格及び知識や経験を持つ、個人や団体・企業からの支援）
 - ・医師 …救急医療、健康管理
 - ・看護師 …応急処置、看護、健康管理
 - ・保健師・栄養士 …安全衛生管理のアドバイス
 - ・介護職 …高齢者、障がい者の介護、福祉避難所における支援
 - ・障がい者支援 …手話・点字による案内、コミュニケーション支援、福祉避難所における支援
 - ・育児・学習支援 …育児相談・一時保育、学習支援
 - ・外国人支援 …通訳、翻訳、コミュニケーション支援
 - ・アマチュア無線技士 …非常時通信、情報伝達
 - ・応急危険度判定士 …市と連携し、被災住宅の応急危険度判定等を実施
 - ・技術系NPO等 …重機やチェーンソー等を持ち込んだ支援

第4 応援・受援体制の整備

| 実施内容 | |
|--|--|
| 1 応援・受援体制の整備 | |
| ● 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリスト等、平時から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行う。 | ● あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。 |
| (応援体制の整備) | |
| ● 大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。 | ● 防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。 |
| ● 派遣職員が現地で自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努める。 | |
| (受援体制の整備) | |
| ● 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努める。 | ● 受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。 |
| ● 訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行う等、必要な準備を整えるよう努める。 | |
| 2 協定締結の促進 | |
| ● 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体や各種事業所、団体からの人員の派遣、物資（食料、医薬品、資機材等）の提供、車両の提供、場所の提供等について、相互応援協定の締結に努める。 | ● 近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。 |
| ● 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整える。 | |

第5 防災訓練の実施

| 実施内容 | |
|--|--|
| 1 防災訓練の実施 | |
| ● 災害対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、市民の協力を得て各種の防災訓練を実施する。 ● 訓練は災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善を検討する。 | |

〈訓練内容と実施項目の一例〉

● 総合防災訓練

本市で想定されている災害を対象災害とし、市、消防機関、学校、警察、自衛隊、医師会、その他の防災関係機関、要配慮者施設等の各施設管理者、ボランティア及び地域住民、自主防災組織、町内会等が一体となって、総合的な防災訓練を実施する。

〈実施項目の一例〉

- ・災害対策本部設置・指揮統制訓練
- ・情報通信訓練
- ・火災防護訓練
- ・救出救助訓練
- ・広報訓練
- ・避難誘導（要配慮者等）訓練
- ・応急給水
- ・炊き出し
- ・緊急輸送訓練
- ・警備・交通規制訓練
- ・救援物資・災害備蓄品の配布・使用
- ・公共施設復旧訓練
- ・ガス漏えい事故処理訓練
- ・災害偵察訓練
- ・図上訓練
- ・応援・受援訓練

● 地域防災訓練

自主防災組織・町内会等を単位とする訓練、複数の組織が連携した訓練を、それぞれ警察、消防機関等の協力のもとに実施する。

〈実施項目の一例〉

- ・出火防止
- ・初期消火
- ・避難誘導
- ・応急救護
- ・情報伝達
- ・給食給水
- ・図上訓練
- ・避難所運営訓練
- ・防災に関するゲーム

● 市職員の訓練

職員の参集及び配備体制時における各防災機関との連携を図るため、職員参集訓練を実施する。

＜実施項目の一例＞

- ・指令伝達
- ・防災行政無線（同報系・移動系）・情報伝達
- ・非常参集
- ・本部運営
- ・図上訓練
- ・実動訓練（避難所運営訓練等）
- ・防災関連システムの操作習熟訓練

● 施設における訓練

小学校、中学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

● 事業所における訓練

事業所は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

● 消防訓練

消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、消防計画に基づく消防訓練を実施する。事業所及び市民は、「防災の日」、「防災週間」、「防災とボランティアの日」、「救急医療週間」及び春・秋の「火災予防運動期間」を中心に消防訓練を実施する。

第6 防災知識の普及

| 実施内容 | |
|------------------|--|
| 1 職員への防災知識の普及 | <ul style="list-style-type: none">● 災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行う。● 防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。 |
| 2 児童・生徒への防災知識の普及 | <ul style="list-style-type: none">● 教育委員会は、児童・生徒の避難、保護者に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進し、防災に対する実践的な訓練を行う。● 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。● 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。● 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。● 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。● 外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。 |
| 3 市民への防災知識の普及 | <ul style="list-style-type: none">● 市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。● 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。● 自主防災組織及び町内会を通じ、地震・津波発生時の的確な判断・行動ができるよう、広報紙や防災ハザードマップの配布、ビデオの上映、防災出前講座等の機会を利用して知識の普及を図る。その際、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮することとする。● 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。● 公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。● 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。● 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報について、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。 |
| 4 災害教訓の伝承 | <ul style="list-style-type: none">● 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。● 広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。● 自然災害伝承碑の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 |

＜職員に対する教育内容＞

● 防災対策

- ・災害対策活動の概要
- ・防災関係職員としての心構え
- ・役割の分担
- ・災害情報の収集、伝達の要領、報告書式の活用

● 災害知識

- ・風水害、地震、津波、火山災害等の自然災害に関する基礎知識
- ・各災害に対する地域の危険予測（ハザード）

＜児童・生徒に対する教育内容＞

- ・地震・津波の基礎的な知識
- ・地震・津波が発生したときの対応
- ・応急救護等の技能（対象：中学校、高等学校の生徒）

＜市民に対する普及内容＞

- ・災害の基礎的な知識
- ・災害に対する心得
- ・非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持ち出し品や緊急医療の準備
- ・住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防等
- ・災害情報及び避難情報の種類、正確な入手方法
- ・出火の防止及び初期消火の心得
- ・自動車運転時の心得
- ・救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識
- ・指定避難所・指定緊急避難場所、避難経路等避難対策に関する知識
- ・水道、電力、ガス、電話等の災害時の基礎知識
- ・各防災関係機関が行う災害対策
- ・過去に発生した災害の教訓、検証結果等

第7 計画等の整備

| 実施内容 | |
|----------------|---|
| 1 業務継続計画の改訂 | ● 災害時は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限に留めるとともに、優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずることが重要である。 ● 苫小牧市業務継続計画の見直しを通じて、継続的改善に努める。 |
| 2 受援計画の策定 | ● 市が単独で対処することが困難な事態において、道、近隣市町村、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。 ● 平時において、災害時の要請に関する手順、役割分担を明確化し、受援計画を策定する。 |
| 3 広域避難計画の策定 | ● 指定避難所の被災や多数の避難者が発生することにより、市内の避難所が不足する場合、周辺自治体への避難が必要となる。 ● 平時において、道や周辺自治体と連携し、要請の手順、役割分担等を明確化し、広域避難計画を策定する。 |
| 4 復興まちづくり計画の策定 | ● 被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。 |

第3節 庁舎・通信設備等の整備

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 災害時の行政機能維持と早期復旧を目的に、庁舎機能の強化や通信設備の確保を行う。● 災害時に通信手段を確保するため、多重化・多様化することに留意する。 |
| 担当 | (総)総務課、危機管理室、消防本部総務課 |
| 連携先 | 防災関係機関 |

第1 庁舎等の機能確保

| 実施内容 | |
|------------|--|
| 1 庁舎等の機能確保 | <ul style="list-style-type: none">● 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。● 災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。● 物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。 |

第2 通信手段の確保

| 実施内容 | |
|------------|---|
| 1 通信手段の多様化 | <ul style="list-style-type: none">● 災害時において、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努める。● 現在運用している通信手段のほか、有効的に活用できる通信手段の導入を検討する。● 特に津波の場合は、サイレン、広報車、船舶の無線機等、多様な手段を整備する。● 防災行政無線及び一般加入電話の使用が困難になった場合、電波法第52条に基づく他機関の非常通信の活用を図るため、平時から利用可能な無線局を把握する。 |
| 2 通信設備の管理 | <ul style="list-style-type: none">● 情報通信手段の施設については、平時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施する。● 非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図る。● 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。● 通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。 |

| |
|---|
| 3 通信手段の提供場所の選定 |
| ● 災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。 |
| ● 様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。 |
| 4 データのバックアップ |
| ● 市において保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。 |
| ● 企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。 |
| 5 情報収集・伝達体制の確立 |
| ● 市及び防災関係機関は、通信手段が途絶した場合でも、市域の被害状況を的確に把握するため、災害情報の収集・伝達体制を確立する。 |
| ● 特に、津波の場合は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。 |
| ● 市職員の無線従事者の資格取得・無線従事者の増員や、地区別のアマチュア無線従事者の把握に努める。 |

＜情報発信のための通信手段＞

| 名称 | 機能 |
|------------------|--|
| 同報系防災行政無線 | 市民に対し、避難情報等の災害情報を伝達するための無線システム。 (市内 127 基の屋外スピーカー設置及び戸別受信機を配布) |
| 苫小牧市防災情報サイト | 市独自のピンポイント気象予報、雨量計、河川監視カメラ等のデータのほか、気象庁が発表する気象警報、土砂災害警戒情報、アメダス、衛星画像等、気象観測データ等を集約して公開。また、市からのお知らせとして、避難情報や被害情報等を掲載した総合防災情報サイト。 |
| 苫小牧市防災メール | 市民に対し、避難情報や気象情報等の災害情報を伝達するための登録型メール配信システム。 |
| テレフォンサービス | 市民に対し、市が発令した避難情報等を確認するための電話サービス。 |
| 苫小牧市公式フェイスブックページ | SNS が持つ情報拡散性等の特性を活用し、避難情報等の災害情報を公式フェイスブックページで配信。 |
| 北海道防災情報システム | 住民に対し、ホームページ及び携帯電話のメールを活用し、気象警報、地震、火山情報等を提供するシステム。 |

＜情報収集・管理のための通信手段＞

| 名称 | 機能 |
|------------------------|--|
| 移動系防災行政無線 | 市本庁舎と各外部施設、避難所及び緊急車両等を結ぶ無線システム。 |
| 全国瞬時警報システム (J-ALERT) | 気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して受信するシステム。 |
| 緊急情報ネットワーク (Em-Net) | 内閣官房が整備を進める行政専用回線の総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用し、総理大臣官邸と地方公共団体で緊急情報の双方向通信を可能とするシステム。 |
| 総合防災情報共有 WAN (北海道開発局) | 大規模災害発生に備えて、道路、河川等の状況を、国・北海道・道内自治体で共有するシステム。 |
| 高所カメラ (消防本部) | 市本庁舎屋上に設置した高感度カメラ。24 時間監視で火災・災害情報を把握するシステム。 |
| 新総合防災情報システム (SOBO-WEB) | 防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステムに集約し共有することが可能となることを目指した共通基盤である防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報システム。 |

第3 各種支援システムの導入

| 実施内容 |
|--|
| 1 各種支援システムの導入 |
| ● 防災に関する情報は広範囲・多岐にわたり、特に防災拠点や被災地等の情報が重要となる。 ● IoT の導入等、DX 推進に取り組んでいく。 |

第4節 避難体制の整備

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● <u>災害時の安全確保を目的に、指定緊急避難場所・指定避難所等の指定、避難体制の整備、避難所設備の充実を総合的に推進する。</u>● <u>災害時の避難生活では、多様なニーズに対応する必要があるため、様々な視点から避難体制の整備状況を確認し、定期的に見直すことに留意する。</u> |
| 担当 | 危機管理室、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>こども未来部</u> 、 <u>都市建設部</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>教育委員会</u> 、 <u>教育部</u> |
| 連携先 | <u>道</u> 、 <u>警察署</u> |

第1 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定

| 実施内容 | |
|---------------------|--|
| 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 | <p>(指定緊急避難場所の指定)</p> <ul style="list-style-type: none">● 災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質のほか、耐震構造で倒壊、損壊等のおそれがない等、安全性を勘案し、指定する。● 必要があると認めるときは、異常な現象ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。● <u>その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさ等の地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。</u> |
| | <p>(指定避難所の指定)</p> <ul style="list-style-type: none">● 災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。<ul style="list-style-type: none">・ 規模…被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。・ 構造…速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有すること。・ 立地…想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。・ 交通…車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。● <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u> |
| | <p>(関係者との連携)</p> <ul style="list-style-type: none">● <u>学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u> |

(指定緊急避難場所・指定避難所の変更)

- 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、施設の廃止、改築等により現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるとときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。

(指定緊急避難場所・指定避難所の報告・公示・周知)

- 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に報告するとともに、公示する。
- 指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平時から市民等への周知徹底に努める。
- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを市民等に周知する。

(指定緊急避難場所・指定避難所の調査)

- 避難所・避難場所の調査として、次に掲げる項目を調査し、災害時の安全を図る。
 - ・洪水、がけ崩れ、土石流、内水氾濫、液状化、土砂災害、津波の危険性、地すべりの危険性
 - ・延焼遮断効果
 - ・建物の耐震性、入口の広さ・方向、面積
 - ・給水・給食施設
 - ・ブロック塀・重量塀等の危険性
 - ・その他の避難所周辺の危険性、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

(広域一時滞在への備え)

- 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定める等、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設をあらかじめ決定しておく。

| |
|--|
| 2 福祉避難所の指定 |
| <ul style="list-style-type: none">● 本編第2章第10節第5「福祉避難所の確保」とおり、福祉避難所を確保する。● <u>主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、指定避難所の基準に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。</u><ul style="list-style-type: none">・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。・災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。・災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。・要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。 |
| 3 津波避難ビル等の指定 |
| <ul style="list-style-type: none">● 市有施設のほか、民間事業者等が所有する施設を、津波災害時に地域住民等が一時的に緊急避難・退避できる施設（避難所）として指定する。 |
| 4 一時避難場所の確保 |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>一時的に退避して身の安全を確保する場所として、公園等を一時避難場所として確保している。</u>● <u>必要に応じて、対応災害の見直しや、確保を進める。</u> |
| 5 感染症対策 |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。</u> |

第2章 災害予防計画
第4節 避難体制の整備

| 異常な現象 | | 崖崩れ ・ 土石流 ・ 地滑り | 大規模な 火事 | 洪 水 | 高 潮 | 内水氾濫 (※1) | 噴火に 伴い 発生する 火山現象 (※2) | 津 波 | 地 震 |
|---------------------------------------|---|-----------------------------|------------|-----|-----|--------------|-----------------------------------|-----|-----|
| 基 準 | | | | | | | | | |
| 管理の基準 | <p>居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p>＊ 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる</p> | | | | | | | | |
| 施設の構造の基準 又は立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当 | <p>構 造 (A)</p> <p>施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと 《例》津波は a1、a2、a3を満たす</p> <p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2）</p> <p>異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）</p> <p>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）</p> <p>安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある</p> <p>当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</p> | | | | | | | | |

※ 1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水

できないことによる浸水

※ 2 火碎流、溶岩流、噴石、泥流等

※ 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

〈異常な現象ごとの指定緊急避難場所の指定基準〉

第2 避難体制の整備

| 実施内容 |
|--|
| 1 避難路の指定 <ul style="list-style-type: none">● 災害から市民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定する。● 避難路については、次のような条件が備わっていることが必要であり、条件を満たしていないものについては整備を行う。<ul style="list-style-type: none">・広い幅員があり、歩道が整備されている・沿道に重量埠等の倒壊、看板等の落下の危険がない |
| 2 標識等の設置 <ul style="list-style-type: none">● 避難路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。● その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。● 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。● 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。 |
| 3 避難計画の作成 <ul style="list-style-type: none">● 震災時、風水害時の避難に対応する避難計画を作成する。● 必要に応じて、津波避難計画や樽前山火山避難計画の見直しを行う。● 避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努める。 |
| 4 自主防災組織との連携 <ul style="list-style-type: none">● 必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 |
| 5 避難指示等の発令基準の周知 <ul style="list-style-type: none">● 市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、平時から市民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。● 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、庁内を挙げた体制の構築に努める。 |
| 6 避難方法の周知 <ul style="list-style-type: none">● 避難指示等が発令された場合の避難行動は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とすることに加え、次の内容を市民等に周知する。<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと・警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと● 居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。● 冬季の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、冬季における避難誘導体制の検討や避難の困難性に関して市民等への周知に努める。 |

| |
|--|
| <p>7 広域避難の検討</p> <ul style="list-style-type: none">● 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難者の運送に関する運送事業者等との協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施する。● 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めることとしている。● 市は、道と連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。 |
| <p>8 要配慮者等への避難支援</p> <p>（自宅療養者への支援）</p> <ul style="list-style-type: none">● 保健所と連携し、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。● 保健所と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 |
| <p>（学校等との連携）</p> <ul style="list-style-type: none">● 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。● 小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。 |
| <p>9 在宅・車中泊避難者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">● 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。● やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。● その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 |
| <p>10 観光客等への避難支援</p> <ul style="list-style-type: none">● 北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。● 外国人観光客にも適切に情報提供できるよう、北海道外国人相談センターと連携を強化するものとする。● 指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 |
| <p>11 被災者の把握</p> <ul style="list-style-type: none">● 指定避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備する。● システムを整備する際には、個人情報の取扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意する。● 避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管する。 |

第3 避難所設備の整備

| 実施内容 | |
|--|--|
| 1 避難所の整備 | |
| ● 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。 | |
| ● 必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 | |
| ● 避難所を開設する予定施設は、避難施設を良好に保つため、次のとおり施設・設備の整備に努める。 | |
| ・環境を良好に保つため資機材の整備 | |
| ・避難所における通信機器等施設の設備の整備 | |
| ・避難生活に必要な物資等の備蓄 | |
| ・要配慮者の利用を配慮した施設・設備 | |
| ・女性等多様な視点を生かした避難所設備の検討 | |
| ・寒冷地を考慮した整備 | |
| ・災害時避難者の通信手段確保として Wi-Fi 環境の整備（市内小中学校） | |
| 2 避難所の運営 | |
| ● 指定管理施設や民間の施設を指定避難所として指定した場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 | |
| ● 避難所運営マニュアルを活用して災害時の活動を把握し、必要に応じて見直しを行う。 | |
| 3 公共用地、公共施設等の有効活用 | |
| ● 関係機関と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、公共施設等の有効活用に配慮する。 | |

第5節 医療救護活動体制の整備

| | |
|------|---|
| 基本方針 | ● <u>災害時の迅速な医療救護を目的に、初動医療体制の整備、医薬品・資機材の確保、後方医療体制の構築を推進する。</u> ● <u>救命率の向上に向け、関係機関と連携を強化する。</u> |
| 担当 | <u>健康づくり課、市立病院</u> |
| 連携先 | <u>道、医師会、薬剤師会、保健所、医療機関</u> |

第1 医療体制の整備

| 実施内容 | |
|-------------|--|
| 1 初動医療体制の整備 | ● <u>災害時の傷病者に対する医療救護が迅速に実施できるよう、道、医師会その他関係機関に協力を求め、連絡体制を中心に、保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を促進する。</u> ● <u>平時から関係機関との会議や情報伝達の訓練の実施に努める。</u> ● <u>医療救護体制及び医療救護チームの編成計画を作成する。</u> ● <u>災害時医療体制について、事前に市民及び関係機関等に周知する。</u> |
| 2 後方医療体制の整備 | ● <u>後方医療体制の整備、通信系統の拡充に努める。</u> |

第2 医薬品、資機材の確保

| 実施内容 | |
|--------------|--|
| 1 医薬品、資機材の確保 | ● <u>医療活動に必要な医薬品及び医療資機材等の確保について、保健所、医療機関、医師会に協力を要請する。</u> ● <u>薬剤師会、卸売業者と災害時協定の締結に努める。</u> ● <u>関係機関からの医薬品、医療資機材等の受入れを円滑に実施するため、受援体制の整備に努める。</u> |

第6節 救命救助体制の整備

| | |
|------|--|
| 基本方針 | ● 消防本部は、災害時に輻輳するおそれのある救命救助要請に対応するために、傷病者の程度に応じて優先順位を決定するようにマニュアルを作成する等、救命救助体制の整備を図る。 |
| 担当 | 危機管理室、 <u>健康福祉部</u> 、市立病院、消防本部、消防団 |
| 連携先 | <u>道</u> 、 <u>医療機関</u> |

| 実施内容 | |
|-------------------|---|
| 1 救急医療情報通信体制の整備 | ● 医療機関等の相互の情報通信機能を活用し、空きベッド数等の医療情報を常時、把握できるように体制を整備する。 |
| 2 市民の救護能力の向上 | ● 市民の自主救護能力を向上させるための教育指導を推進する。 ● 自主防災組織等の協力により地域ぐるみの救命救助体制の充実を図る。 |
| 3 消防団の救命救助活動能力の向上 | ● 消防団に対して、救命救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。 ● 津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、道等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。 |

第7節 緊急輸送の環境整備

| | |
|------|--|
| 基本方針 | ● 災害時には、緊急通行車両による緊急輸送や物資輸送が必要となるため、緊急輸送手段の確保、緊急通行車両の確保、道路・インフラの復旧体制の強化を推進する。 |
| 担当 | 危機管理室、都市建設部 |
| 連携先 | 苫小牧港管理組合 |

第1 緊急輸送手段の確保

| 実施内容 | |
|---|--|
| 1 陸上輸送の環境整備 | |
| (緊急輸送路の指定) | |
| ● 市の緊急輸送路として、道の指定する緊急輸送路線と、市役所や避難所等の施設とを結ぶ道路をあらかじめ指定する。 | |
| (緊急通行車両の確保) | |
| ● 北海道公安委員会に事前届出の申請を行い、災害発生時に緊急通行車両として使用する車両について「標章」と「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。 | |
| ● 輸送協定を締結した事業者等に対し、標章、証明書の交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行う。 | |
| 2 航空輸送の環境整備 | |
| ● 災害時に自衛隊や道のヘリコプターが離着陸する場として、臨時ヘリポートを指定する。 | |
| ● 設置予定地として指定する施設は、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。 | |
| 3 海上輸送の環境整備 | |
| ● 災害によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した港の埠頭をあらかじめ把握する。 | |
| ● 地震災害に備えた耐震強化岸壁等の整備を推進する。 | |

第2 道路啓開計画の作成

| 実施内容 | |
|---|--|
| 1 道路啓開計画の作成 | |
| ● 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、道路法等に基づき、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行い、事前の備えを推進する。 | |
| ● 当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。 | |

第3 道路、インフラの復旧体制の強化

| 実施内容 |
|--|
| 1 道路、インフラの復旧体制の強化 |
| ● <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u> |

第8節 水道水の確保

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 避難生活において、飲料水・生活用水・医療用水は極めて重要なものである。● <u>水道システムの「急所」および重要施設配水管の耐震化や協力体制の整備を進めるとともに、各家庭での飲料水の確保を促進する。</u> |
| 担当 | 上下水道部 |
| 連携先 | <u>関係事業者</u> |

| 実施内容 | |
|---|--|
| 1 水道システムの「急所」および重要施設配水管の耐震化 | |
| (水道システムの「急所」の耐震化) | |
| <ul style="list-style-type: none">● 高丘浄水場 1～3号緩速ろ過地、1号配水池、原水量水井および上屋の耐震化を進める。● <u>取水場から浄水場までの導水管の耐震化を進める。</u>● <u>浄水場から配水池までの送水管の耐震化を進める。</u> | |
| (重要施設配水管の耐震化) | |
| <ul style="list-style-type: none">● 防災拠点、病院、避難所等「重要施設」に接続する配水管の耐震化を進める。 | |
| 2 各家庭での飲料水や生活用水の確保 | |
| <ul style="list-style-type: none">● 水道管の破損等によって断水した場合に備え、各家庭において次のように生活に必要な飲料水、生活用水を備蓄しておくよう周知に努める。<ul style="list-style-type: none">・世帯人数にあわせて、最低1人1日3Lの飲料水を、3日分をポリ容器等に備えておく。・風呂の残り湯をとておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水として使用できるようにしておく。 | |
| 3 協力体制の整備 | |
| <ul style="list-style-type: none">● 企業が所有する井戸等を消防水利として利用できるよう協力体制を確立する。 | |

第9節 食料・必需品等の備蓄

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に必要な食料、生活必需品、応急活動用資機材等の確保のために、苦小牧市災害時備蓄計画に基づき備蓄体制を整備する。 ● 備蓄に当たっては、次の事項に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討する。 ・観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄する。 ・アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄する等、避難者の健康に配慮する。 ・冬季の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図る。 ・備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定する。 |
| 担当 | 危機管理室 |
| 連携先 | <u>協定締結先事業者</u> |

| 実施内容 | |
|------------|---|
| 1 整備方針 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 食料は、家庭内備蓄、事業所内備蓄、流通備蓄等の状況を鑑み、市の備蓄を推進する。 ● その他、次の資機材等の備蓄を推進していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水 ・生活必需品 ・衛生用品 ・燃料類 ・救出用機材 ・簡易組立トイレ ・暖房器具 ・照明器具 ・発電機 ・避難所運営用資機材 |
| 2 流通備蓄の確保 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 大手スーパー等と災害時の応援協定を締結し、流通在庫の供給等、流通備蓄を確保する。 ● 地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。 |
| 3 備蓄倉庫の整備 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄倉庫の整備に努める。 ● 市内の防災用備蓄倉庫は、日の出公園内にある備蓄倉庫のほか、消防防災訓練センター、沼ノ端スポーツセンター、豊川コミュニティセンター、各小中学校等の公共施設等を利用している。 |
| 4 防災資機材の整備 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。 ● 非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。 |
| 5 備蓄の周知・啓発 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、市民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。 ● 物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表するものとする。 |

第10節 要配慮者対策

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● <u>身体障がい者、知的障がい者、病弱者、高齢者、乳幼児、妊娠婦、日本語を話さない外国人、地理に不案内な市外からの来訪者等を「要配慮者」という。</u>● <u>災害時の要配慮者支援を目的に、名簿・個別避難計画の作成、福祉避難所の確保、情報管理体制の整備を推進する。</u>● <u>福祉避難所の運営等、要配慮者の支援を実施する上で必要な人員や物資を確保するために、効果的な対策を講じる。</u>● <u>平時から消防機関、民生委員、市民、自主防災組織等の関係機関と連携を強化することに留意する。</u> |
| 担当 | 秘書課、 <u>危機管理室、健康福祉部、消防団</u> |
| 連携先 | 警察署、 <u>自主防災組織、施設管理者、市社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体、道、介護・障がい者サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、医師会、保健所</u> |

第1 要配慮者対策の体制整備

| 実施内容 | |
|-----------------|---|
| 1 要配慮者の把握 | <ul style="list-style-type: none">● <u>要配慮者について、関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。</u>● <u>消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努める。</u> |
| 2 社会福祉施設等における対策 | <ul style="list-style-type: none">● <u>施設の管理者は、入所者の安全を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織との連携について検討する。</u>● <u>市は、災害時に社会福祉施設において、施設利用者の特性に合わせて円滑に対応できるよう、施設管理者が次の対策を講ずることを促進し、実施状況を確認・把握する。</u><ul style="list-style-type: none">・ <u>避難確保計画等の作成</u>・ <u>防災設備等の整備</u>・ <u>組織体制の整備</u>・ <u>緊急連絡体制の整備</u>・ <u>防災教育・防災訓練の充実</u> |

3 在宅要配慮者への対策

- 在宅要配慮者の安全確保対策として、自主防災組織等の住民組織が中心となった地域ぐるみの支援体制づくりを促進する。
- 要配慮者世帯に対し、防災時における緊急通報システムの活用について周知を図る。
- 地域住民に対して、災害時における要配慮者の安否確認、支援等を促す。
- 要配慮者の避難生活において必要となる物資等には個人差があるため、非常時持ち出し品の準備と持ち出し時の留意点等について、本人をはじめ、家族、支援機関等に対して周知を図る。

4 外国人及び市外からの来訪者への対策

- 地理に不案内である外国人及び市外からの来訪者が、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。
 - ・支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
 - ・指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
 - ・外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
 - ・外国人観光客等に対する相談窓口等の設置
- 外国人支援に係る様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。
- 本市に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なる。それに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

5 関係機関との連携体制の構築

- 避難所の要配慮者、在宅要配慮者、施設利用中の要配慮者に対して適切な支援を行うため、また、災害時の人員を確保するため、平時から道、市立病院、医師会、保健所、介護・障がい者サービス事業所、地域包括支援センター、その他関係機関と災害時の対応について協議し、連携を強化する。
- 要配慮者利用施設の施設管理者に対しては、災害時に一時的に要配慮者の受入れを依頼し、その支援のために関係機関が立ち寄る可能性がある旨を、平時から共有する。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

| 実施内容 | |
|-------------------------|---|
| 1 避難行動要支援者名簿の作成 | ● 自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援をする者について、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。 |
| 2 避難行動要支援者名簿の更新 | ● 可能な限り実態に即し、公平、的確な名簿作成に資するため、関係部署が連携して定期的に更新するものとする。 |
| 3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 | ● 名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。 |
| 4 避難行動要支援者の円滑な避難のための配慮等 | ● 避難支援等関係者等が避難行動要支援者名簿を利用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達に当たっては以下のようない点について配慮し行う。 <ul style="list-style-type: none">・高齢者や障がい者等に分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。・高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで流す等の配慮をすること。 |
| 5 避難支援等関係者の安全確保 | ● 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域全体で話し合い、ルールを決め、周知する。 ● 避難支援等関係者等は可能な限り支援を行うが、助けることができない場合もあることを、避難行動要支援者に十分に理解してもらうように努める。 |

〈避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲〉

- 生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者
 - ・介護保険の要介護3以上の居宅生活者
 - ・身体障がい者（1・2）及び知的障がい者（療育手帳A）
 - ・その他希望者（一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等）

〈名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法〉

- 名簿作成に必要な個人情報
 - ・氏名
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・住所又は居所
 - ・電話番号その他の連絡先
 - ・避難支援等を必要とする事由
 - ・前項に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 個人情報入手方法
 - ・「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」に定める個人情報を扱う業務支援システム
 - ・住民基本台帳
 - ・自治会等で策定している災害時要援護者支援プランによる情報

第3 個別避難計画の作成

| 実施内容 | |
|---------------------------|--|
| 1 個別避難計画の作成 | <ul style="list-style-type: none">● 庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくり等の関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、市社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する。● 作成に当たっては、地域特有（例：冬季の凍結）の課題に留意するものとする。● 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。● 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報を適切に管理する。 |
| 2 個別避難計画の事前提供 | <ul style="list-style-type: none">● 避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。● ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。● 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 |
| 3 個別避難計画が未作成の避難行動要支援者への対応 | <ul style="list-style-type: none">● 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡する等して備える。● 災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。 |
| 4 避難行動支援に係る地域防災力の向上 | <ul style="list-style-type: none">● 要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努める。● 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の実施等を推進する。● 地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容を整理し、両計画の整合性を図るため、訓練等で両計画の連動について実効性を確認する。 |

第4 情報の管理

| 実施内容 | |
|---|--|
| 1 情報の管理 | |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画等は、庁舎等の被災、停電、システム障害等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する。</u>● <u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u>● <u>個人情報の提供を受けようとする自主防災組織や町内会等との間で提供する個人情報の取扱い等に関する協定を締結し、情報漏えいを防止する。</u>● <u>個人情報の提供を受けた自主防災組織や町内会等が、提供を受けた個人情報の安全管理を行うために必要かつ適切な措置を指導する。</u> | |

第5 福祉避難所の運営体制の整備

| 実施内容 | |
|--|------------------------------|
| 1 福祉避難所の確保 | |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>老人福祉施設、障がい者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を確保する。</u>● <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。</u>● <u>関係機関と連携し、福祉避難所の運営に必要な人員の確保及び配置方法の検討に努める。</u> | ▶資料編：<5>避難関係 1 避難施設 (4)福祉避難所 |
| 2 福祉避難所の周知 | |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>福祉避難所の定義や指定状況、運用方針、ルール等について、市民に周知する。</u> | |

第11節 住対策

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● <u>応急危険度判定や応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を円滑に実施するため、平時から体制の整備に努める。</u>● <u>応急仮設住宅の建設候補地を検討する際は、被災者の生活利便性や安全性、インフラ整備の容易さ等を総合的に勘案することに留意する。</u> |
| 担当 | 危機管理室、住宅課、 <u>市営住宅課</u> |
| 連携先 | <u>関係事業者</u> |

| 実施内容 | |
|------|--|
| 1 | 応急危険度判定の体制整備 |
| | <ul style="list-style-type: none">● <u>応急危険度判定士の資格取得を促進し、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。</u> |
| 2 | 住宅の供給対策 |
| | <ul style="list-style-type: none">● 災害時の応急仮設住宅の建設に備え、建設候補地を想定する。● 仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の確保を想定する。 |
| 3 | 応急修理対策 |
| | <ul style="list-style-type: none">● 災害時の被災住宅の応急修理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備する。 |
| 4 | り災証明発行体制の整備 |
| | <ul style="list-style-type: none">● 災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進める等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 |

第3章 災害応急対策計画

第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立

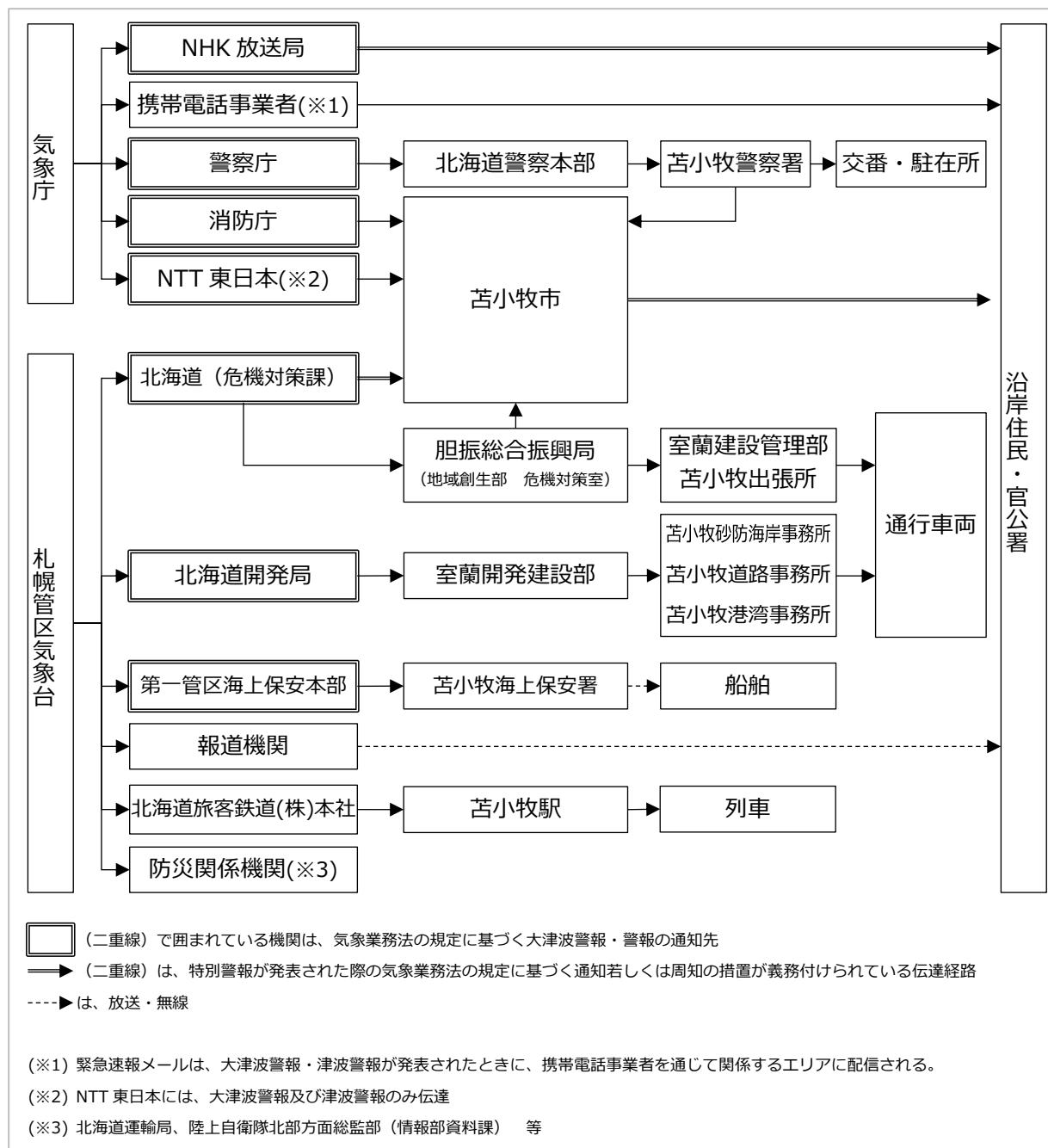
| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 地震や津波による災害が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがある場合、震度階級等の区分に応じた必要な災害応急活動体制を確立し、応急活動を実施する。● 災害発生時における活動体制については、「苫小牧市職員災害対応マニュアル」に従い確立する。 |
| 担当 | <u>全部全班</u> |

第1 地震・津波情報の収集・伝達

►マニュアル編：Pマ-23

| 実施内容 | |
|-----------------|--|
| 1 地震・津波情報の収集・伝達 | <ul style="list-style-type: none">● 全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話、ワンセグ等を用いて気象庁が発表する次の地震・津波に関する情報を把握する。<ul style="list-style-type: none">・緊急地震速報・津波に関する情報（大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ）・地震に関する情報（震度速報、震源に関する情報、震源・震度情報、推計震度分布図、遠地地震に関する情報、長周期地震動に関する観測情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、その他の情報）● 緊急地震速報、津波警報等が伝達された場合は、防災行政無線等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。 <p>►資料編：<4>情報収集・連絡関係 1 地震及び津波に関する情報</p> |
| 2 異常現象発見時の通報・伝達 | <ul style="list-style-type: none">● 災害が発生するおそれがある異常な現象（頻発地震、異常音響、地変、異常潮位、異常波浪）を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。● 通報を受けた市長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。 |

第3章 災害応急対策計画
第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立

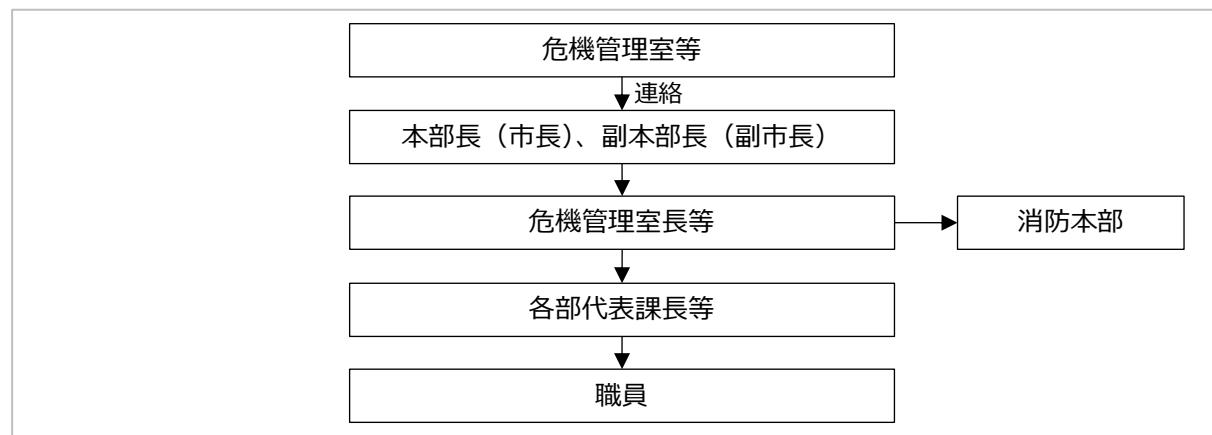


第2 職員の動員

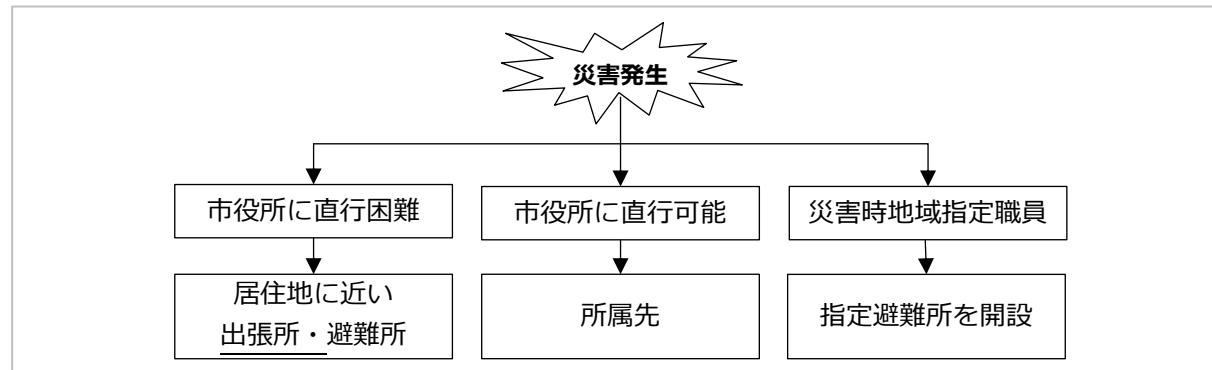
►マニュアル編：Pマ-24

| 実施内容 | |
|--|--|
| 1 勤務時間内の対応 | |
| ● 地震の震度階級や津波情報の発表等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。 | |
| ● 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。 | |
| ● 配備職員は、速やかに所定の場所で勤務する。 | |
| ● 配備職員以外の職員は、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備える。 | |
| 2 勤務時間外の対応 | |
| ● 配備職員は、配備基準に応じて、自動参集する。 | |
| ● 配備職員は、原則、所属先に参集するが、市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い出張所・避難所に参集する。 | |
| ● 災害の状況によって、道路の渋滞が予想される場合は、原則、徒步で参集する。 | |
| ● 参集時は、被害の状況、火災の発生状況等に応じ、安全に留意してルート選択を行う。 | |
| ● 参集途中は、被害状況等の情報を収集する。 | |

►資料編：<4>情報収集・連絡関係 6市の情報収集用様式



<各部への動員指示の系統>



<勤務時間外の参集の流れ>

＜地震・津波発生時の活動体制と配備基準＞

| 体制 | 配備 | 配備基準 | 活動内容 | 配備担当 |
|-------|----------------------|---|--|--|
| 本部設置前 | 情報連絡体制 注意配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度4の地震が発生したとき ○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたとき (○報道発表等市民へ情報提供が必要な場合) (○情報収集・巡回広報等が必要な場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・津波情報の伝達 ・津波の警戒 | 危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 (総合政策部) (財政部) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度4以上の地震が発生し、局地的に軽微な物的被害が発生したとき ○地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の伝達 ・災害の警戒 ・応急復旧 | 危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 総合政策部 財政部 |
| 本部設置後 | 非常警戒本部体制 災害対策本部体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき ○地震・津波により局地的に軽微な物的被害が発生したとき ○地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき ○避難所開設を必要とする事態になったとき | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・災害の警戒 ・応急復旧 | 各部 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度5強以上の地震が発生したとき ○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に大津波警報が発表されたとき ○地震・津波により人的被害が発生したとき ○地震により市内各所で被害が発生したとき | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・救出 ・応急医療救護 ・被災者救援 ・応急復旧 | 全職員 |

第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

►マニュアル編：Pマ-26

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 情報連絡体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を確立する。<ul style="list-style-type: none">・市域に震度4の地震が発生したとき・津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたとき・報道発表等市民へ情報提供が必要な場合・情報収集・巡回広報等が必要な場合 |
| <p>2 情報連絡体制の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none">● 情報連絡体制を確立した場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・情報連絡・津波情報の伝達・津波の警戒● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none">・危機管理室・消防本部（署）・都市建設部・上下水道部・総合政策部・財政部● 危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。● 総合政策部、財政部は、必要に応じて、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 |
| <p>3 情報連絡体制の廃止</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none">・情報収集の結果、市内に災害が発生するおそれが解消したとき・非常警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき |

第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

►マニュアル編：Pマ-27

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 非常警戒本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、非常警戒本部を設置する。<ul style="list-style-type: none">・市域に震度4以上の地震が発生し、局地的に軽微な物的被害が発生したとき・地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。● 組織及び役割は、本部の組織に準じ、必要なものを指名して対策に充てる。● 非常警戒本部の組織及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。<ul style="list-style-type: none">・第1位…副市长 |
| <p>2 非常警戒本部の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none">● 非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・災害の情報収集及び連絡・道及び関係機関への被害状況の伝達・市民等への災害情報の伝達・警戒活動・軽微な災害の応急復旧● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none">・危機管理室・消防本部（署）・都市建設部・上下水道部・総合政策部・財政部・危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。● 総合政策部、財政部は、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 |
| <p>3 非常警戒本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、非常警戒本部体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none">・予想された災害の危険が解消したと認められる場合・市長の判断により災害対策本部体制に移行したとき |

第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

►マニュアル編：Pマ-29

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、本部を設置する。<ul style="list-style-type: none">・市域に震度5弱以上の地震が発生したとき・津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に大津波警報又は津波警報が発表されたとき・地震・津波により被害が発生したとき・地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき・避難所開設を必要とする事態になったとき● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。● 市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、市消防庁舎、白鳥アリーナ（津波が予想される場合は使用しない）等に本部を移設する。● 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順により、その権限を委任する。<ul style="list-style-type: none">・第1位…副市長・第2位…消防長● 本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分し、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。<ul style="list-style-type: none">・初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。・応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。・復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。 |
| <p>2 現地災害対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● 被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。● 現地対策本部長は、本部長が指名したものとする。● 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。 |
| <p>3 防災関係機関連絡室の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● 本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。<ul style="list-style-type: none">・自衛隊・警察署・海上保安署・室蘭地方気象台・室蘭開発建設部・室蘭建設管理部・ライフライン機関・港管理組合・医師会・その他 |

4 本部の運営

- 本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。
- 本部は、災害の被害予測・被災地のニーズより災害応急対策を決定し、全体方針や中長期的な需給予測、復旧目標を設定する。
- 本部が設置された場合、各班は、災害の推移に応じて、次の3段階の事務分掌に従い、被害状況・職員の収集状況に応じて柔軟な対応をとる。
 - ・初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。
 - ・応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。
 - ・復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。
- 次の場合は、第1非常配備として、全班から必要な職員を配備する。
 - ・市域に震度5弱の地震が発生したとき
 - ・津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき
 - ・地震・津波により局地的に軽微な物的被害が発生したとき
 - ・地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき
 - ・避難所開設を必要とする事態になったとき
- 次の場合は、第2非常配備として、全職員を配備する。
 - ・市域に震度5強以上の地震が発生したとき
 - ・津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に大津波警報が発表されたとき
 - ・地震・津波により人的被害が発生したとき
 - ・地震により市内各所で被害が発生したとき
- 被害状況によっては、各部・班から報告される情報を分析し、対策を講ずるために、必要に応じて情報分析チーム班を設置することができる。
- 災害時の業務について優先順位を検討し、人的配置を柔軟に行う。
- 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

5 本部・現地災害対策本部の廃止

- 本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。
- 本部を設置又は廃止したときは、速やかに府内及び関係機関、報道機関、市民等に周知・通知を行う。

＜本部の組織及び役割＞

| 体制 | 役職 | 役割 |
|----------|--------------------|--------------------------------|
| 本部長 | 市長 | 本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 副本部長 | 副市長、消防長 | 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 |
| 災害対策部長 | 本部員のうちから 本部長が指名 | 本部長の命を受け、部の事務に従事する。 |
| 班長 | 本部長が指名 | 災害対策本部長の命を受け、班の事務を処理する。 |
| 班に属すべき職員 | 本部長が定める | 上司の命を受け、事務に従事する。 |

| 災害対策部 | 班 |
|---------|---|
| 秘書報道広聴部 | ●秘書広聴班、広報班、東京事務所班 |
| 総括部 | ●災害総括班、連絡記録班、地域連携班、財政・出納班、庁舎管理班、車両管理班、受援班 |
| 広報調査部 | ●広報調査庶務班、第1~19広報調査班 |
| 土木建築対策部 | ●土木建築庶務班、土木班、建築班、住宅班 |
| 上下水道対策部 | ●上下水道庶務班、水道班、下水道班 |
| 産業輸送対策部 | ●産業庶務班、第1産業班、第2産業班、輸送班 |
| 避難対策部 | ●避難庶務班、第1~7避難対策班 |
| 第1救援対策部 | ●第1庶務班、第1救援班 |
| 第2救援対策部 | ●第2庶務班、第2救援班 |
| 医療救護対策部 | ●医療対策班 |
| 環境衛生対策部 | ●環境班、清掃班 |
| 文教対策部 | ●教育庶務班、学校班、社会教育施設班 |
| 物資食糧対策部 | ●支援物資班、生活必需品班、給食班 |
| 消防部 | ●消防指揮班、消防情報広報班、消防支援班、消防指令班、消防活動班、警戒班 |

※●は各部の代表班とする

＜本部の機構図＞

＜本部会議の概要＞

| | |
|-----------|---|
| 本部会議の役割 | ○災害対策推進のための基本方針決定 |
| 本部会議の開催時期 | ○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合 |
| 本部会議の構成員 | ○本部長（市長） ○副本部長（副市長、消防長） ○教育長、監査委員 ○災害対策部長 ○上記を除く組織の長 |
| 事務局 | ○総括部災害総括班 |
| 協議事項 | ○災害応急対策の決定 ○被害予測・被災地の把握 ○中長期的な需給予測及び復旧目標の設定 ○業務の優先順位決定 ○応援の要請 ○配備の切り替え ○本部の廃止 |

第2節 火山災害時の活動体制の確立

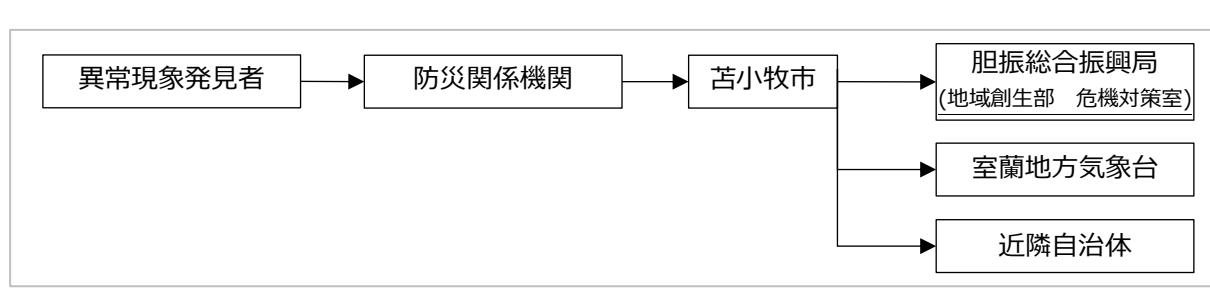
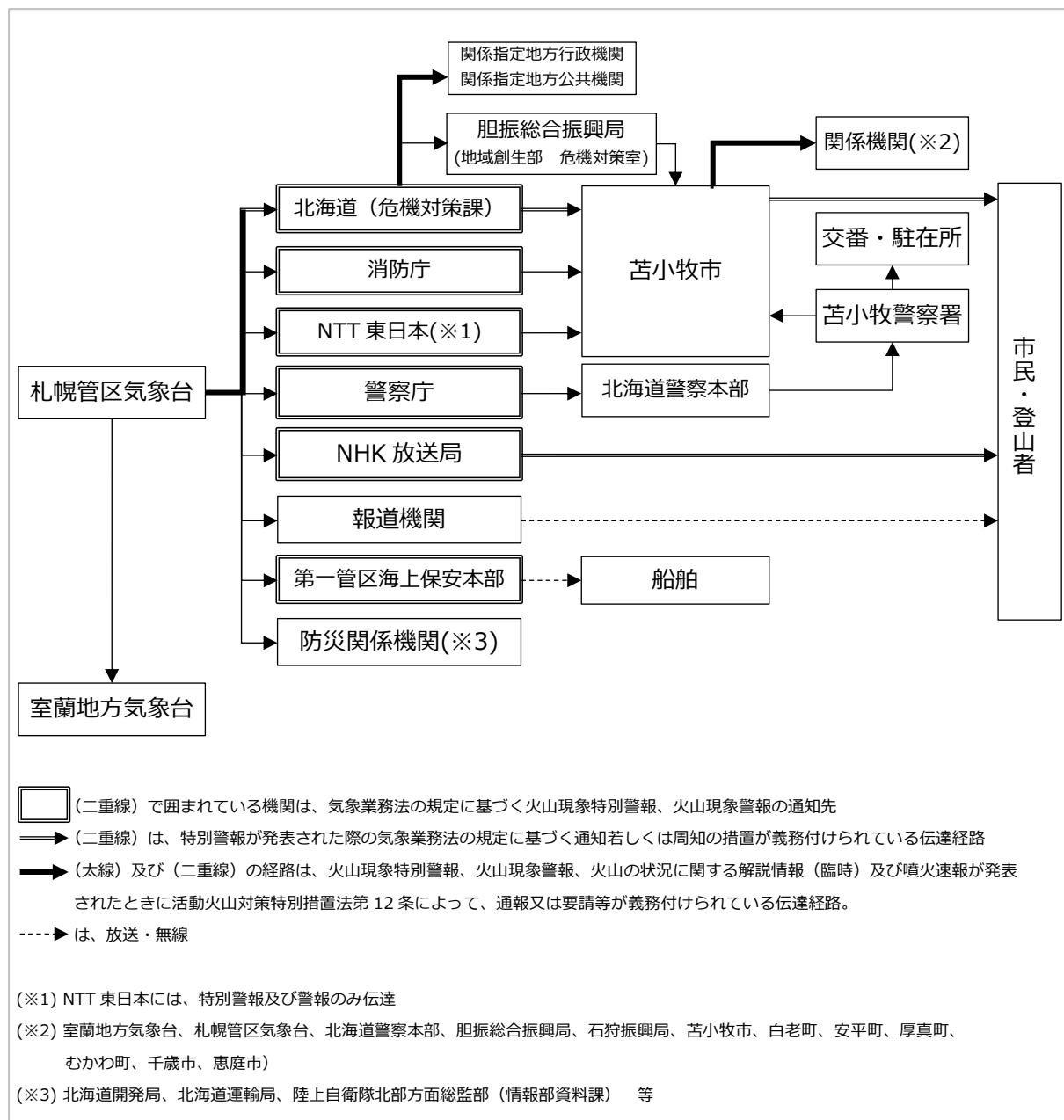
| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● <u>火山の噴火による災害が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがある場合、噴火警戒レベルの区分に応じた必要な災害応急活動体制を確立し、応急活動を実施する。</u>● <u>災害発生時における活動体制については、「苫小牧市職員災害対応マニュアル」に従い確立する。</u> |
| 担当 | <u>全部全班</u> |

第1 火山情報の収集・伝達

►マニュアル編：Pマ-31

| 実施内容 | |
|--|--|
| 1 火山情報の収集・伝達 | |
| ● 樽前山に係る次の情報の発表状況等を収集する。 | <ul style="list-style-type: none">・噴火警報・噴火予報・噴火警戒レベル・噴火速報・火山の状況に関する解説情報・降灰予報・火山ガス予報・その他の情報 |
| ● 噴火警報等は、札幌管区気象台から道に通報され、道は予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、市長に通報又は要請する。 | |
| ● 市は、道から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達する。 | <p>►資料編：<4>情報収集・連絡関係 3 火山現象に関する情報</p> |
| 2 異常現象発見時の通報・伝達 | |
| ● 市民、登山者等が噴火の異常現象と思われる現象を発見した場合は、その情報を市役所で把握する。 | |
| ● 市は、通報を受けた情報を札幌管区気象台、道、近隣市町に伝達する。 | |

第3章 災害応急対策計画
第2節 火山災害時の活動体制の確立



第2 職員の動員

►マニュアル編：Pマ-32

| 実施内容 |
|--|
| 1 勤務時間内の配備の伝達 <ul style="list-style-type: none">● 樽前山に係る噴火警報・噴火予報の発表等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。● 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。● 配備職員は、速やかに所定の場所で勤務する。● 配備職員以外の職員は、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備える。 |
| 2 勤務時間外の配備の伝達 <ul style="list-style-type: none">● 樽前山に係る噴火警報・噴火予報の発表等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。● 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。● 配備職員は、原則、所属先に参集する。● 災害の状況によって、道路の渋滞が予想される場合は、原則、徒步で参集する。● 参集時は、被害の状況、火災の発生状況等に応じ、安全に留意してルート選択を行う。● 参集途中は、被害状況等の情報を収集する。 |

►資料編：<4>情報収集・連絡関係 6市の情報収集用様式

※各部への動員指示の系統、勤務時間外の参集の流れは第1節に準じる

＜火山災害時の活動体制と配備基準＞

| 体制 | 配備 | 配備基準 | 活動内容 | 配備担当 |
|-------|----------|--|--|--|
| 本部設置前 | 情報連絡体制 | ○噴火警戒レベル1（異常現象発生期）が発表 (○報道発表等市民へ情報提供が必要な場合) (○情報収集、巡回広報等が必要な場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・異常現象の発見通報への対応 ・協議会連絡本部設置、情報収集 ・ヒュッテ等関係者、関係機関への連絡 ・被害状況の把握 ・市民からの問合せ対応 ・マスコミ対応 ・登山者・観光施設へ広報 | 危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 (総合政策部) (財政部) |
| | 非常警戒本部体制 | ○噴火警戒レベル2（小規模噴火前兆期）が発表 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・山頂部の登山規制 ・山腹への入山規制 ・被害状況の把握 ・市民からの問合せ対応 ・マスコミ対応 ・登山者、観光施設へ広報 | 危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 総合政策部 財政部 |
| 本部設置後 | 災害対策本部体制 | ○噴火警戒レベル2（小規模噴火期）が発表 ○噴火警戒レベル3（積雪期：レベル4） (小規模噴火拡大期)が発表 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・山頂部の登山規制 ・山腹への入山規制 ・被害状況の把握 ・被害記録の作成 ・市民からの問合せ対応 ・マスコミ対応 ・登山者、観光施設へ広報 ・避難広報 ・避難所開設と運営 ・応急復旧 ・要配慮者の安全確保 | 各部 |
| | | ○噴火警戒レベル3（積雪期：レベル5） (中規模噴火前兆期、噴火期)が発表 ○噴火警戒レベル4（積雪期：レベル5） (中規模噴火拡大期)が発表 ○噴火警戒レベル5 (大規模噴火前兆期、噴火期)が発表 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・被災者の救出 ・被害記録の作成 ・応急医療救援 ・市民、マスコミ対応 ・降灰、降雨状況に応じた広域避難の準備 ・降雨時警戒避難 ・避難広報 ・避難所開設と運営 ・応急復旧 ・要配慮者の安全確保 ・被災者避難者支援 | 全職員 |

第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

►マニュアル編：Pマ-33

| 実施内容 |
|--|
| 1 情報連絡体制の確立 |
| <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を確立する。<ul style="list-style-type: none">・噴火警戒レベル1（異常現象発生期）が発表された場合・報道発表等市民へ情報提供が必要な場合・情報収集・巡回広報等が必要な場合 |
| 2 情報連絡体制の活動内容 |
| <ul style="list-style-type: none">● 情報連絡体制を確立した場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・情報連絡・津波情報の伝達・津波の警戒・情報連絡・異常現象の発見通報への対応・樽前山火山防災協議会連絡本部設置、情報収集・ヒュッテ等関係者、関係機関への連絡・被害状況の把握・市民からの問合せ対応・マスコミ対応・登山者・観光施設へ広報● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none">・危機管理室・消防本部（署）・都市建設部・上下水道部・総合政策部・財政部● 危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。● 総合政策部、財政部は、必要に応じて、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 |
| 3 情報連絡体制の廃止 |
| <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none">・情報収集の結果、市内に災害が発生するおそれが解消したとき・非常警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき |

第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

►マニュアル編：Pマ-34

| 実施内容 |
|---|
| 1 非常警戒本部の設置 |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>噴火警戒レベル2（小規模噴火前兆期）</u>が発表されたとき、市長が必要と認めた場合、非常警戒本部を設置する。● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。● 組織及び役割は、本部の組織に準じ、必要なものを指名して対策に充てる。● 非常警戒本部の組織及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。<ul style="list-style-type: none">・第1位…副市長 |
| 2 非常警戒本部の活動内容 |
| <ul style="list-style-type: none">● 非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・情報連絡・<u>山頂部の登山規制</u>・<u>山腹への入山規制</u>・<u>被害状況の把握</u>・市民からの問合せ対応・マスコミ対応・登山者、観光施設へ広報● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none">・危機管理室・消防本部（署）・都市建設部・上下水道部・総合政策部・財政部● 危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。● 総合政策部、財政部は、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 |
| 3 非常警戒本部の廃止 |
| <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、非常警戒本部体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none">・予想された災害の危険が解消したと認められる場合・市長の判断により災害対策本部体制に移行したとき |

第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

►マニュアル編：Pマ-36

| 実施内容 |
|--|
| 1 本部の設置 <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、本部を設置する。<ul style="list-style-type: none">・噴火警戒レベル2（小規模噴火期）が発表・噴火警戒レベル3（積雪期：レベル4）（小規模噴火拡大期）が発表● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。● 市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、<u>市消防庁舎、白鳥アリーナ等</u>に本部を移設する。● 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順により、その権限を委任する。<ul style="list-style-type: none">・第1位…副市長・第2位…消防長● 本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分し、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。<ul style="list-style-type: none">・初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。・応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。・復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。 |
| 2 現地災害対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none">● 被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。● 現地対策本部長は、本部長が指名したものとする。● 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。 |
| 3 防災関係機関連絡室の設置 <ul style="list-style-type: none">● 本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。<ul style="list-style-type: none">・自衛隊・警察署・海上保安署・室蘭地方気象台・室蘭開発建設部・室蘭建設管理部・ライフライン機関・港管理組合・医師会・その他 <u>（樽前火山防災協議会構成市町等）</u> |

4 本部の運営

- 本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。
- 本部は、災害の被害予測・被災地のニーズより災害応急対策を決定し、全体方針や中長期的な需給予測、復旧目標を設定する。
- 本部が設置された場合、各班は、災害の推移に応じて、次の3段階の事務分掌に従い、被害状況・職員の収集状況に応じて柔軟な対応をとる。
 - ・初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。
 - ・応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。
 - ・復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。
- 次の場合は、第1非常配備として、全班から必要な職員を配備する。
 - ・噴火警戒レベル2（小規模噴火期）が発表
 - ・噴火警戒レベル3（積雪期：レベル4）（小規模噴火拡大期）が発表
- 次の場合は、第2非常配備として、全職員を配備する。
 - ・噴火警戒レベル3（積雪期：レベル5）（中規模噴火前兆期、噴火期）が発表
 - ・噴火警戒レベル4（積雪期：レベル5）（中規模噴火拡大期）が発表
 - ・噴火警戒レベル5（大規模噴火前兆期、噴火期）が発表
- 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

5 本部・現地災害対策本部の廃止

- 本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。
- 本部を設置又は廃止したときは、速やかに府内及び関係機関、報道機関、市民等に周知・通知を行う。

※本部の組織及び役割、本部の機構図、本部会議の概要は第1節に準じる

第3節 風水害時等の活動体制の確立

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● <u>風水害や大規模事故による災害が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがある場合、事態の推移に応じた必要な災害応急活動体制を確立し、応急活動を実施する。</u>● <u>災害発生時における活動体制については、「苫小牧市職員災害対応マニュアル」に従い確立する。</u> |
| 担当 | <u>全部全班</u> |

第1 気象情報等の収集・伝達

►マニュアル編：Pマ-38

| 実施内容 | |
|-----------------------|--|
| 1 気象情報等の収集・伝達 | <ul style="list-style-type: none">● <u>市内及び近隣市町に係る次の情報の発表状況等を把握するとともに、北海道防災情報システム等により雨量や河川水位の観測情報等を収集する。</u><ul style="list-style-type: none">・ <u>特別警報、警報、注意報</u>・ <u>海上警報</u>・ <u>水防活動用気象等警報及び注意報</u>・ <u>土砂災害警戒情報</u>・ <u>水防警報</u>・ <u>水位情報</u>・ <u>火災気象通報</u>・ <u>その他気象情報（記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等）</u>● <u>気象予報等は、室蘭地方気象台、胆振総合振興局等から発表される。</u>● <u>市は、通知を受けた場合、直ちに市民及び所在の官公署への周知の措置を講ずる。</u> |
| 2 大規模事故災害に関する情報の収集・伝達 | <ul style="list-style-type: none">● <u>市は、次の大規模事故災害に関する情報収集に努める。</u><ul style="list-style-type: none">・ <u>海上災害（海難事故、流出油等事故）</u>・ <u>航空災害</u>・ <u>鉄道災害</u>・ <u>道路災害</u>・ <u>危険物等災害</u>・ <u>大規模な火事災害</u>・ <u>林野火災</u>・ <u>大規模停電災害</u>・ <u>その他、多数の避難が必要とされる事故</u>● <u>把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。</u>● <u>火災・災害等即報要領の「即報基準」に該当する火災・災害等のうち「直接即報基準」に該当するものについては、その第1報を消防庁にも報告する。</u> |

(林野火災の場合)

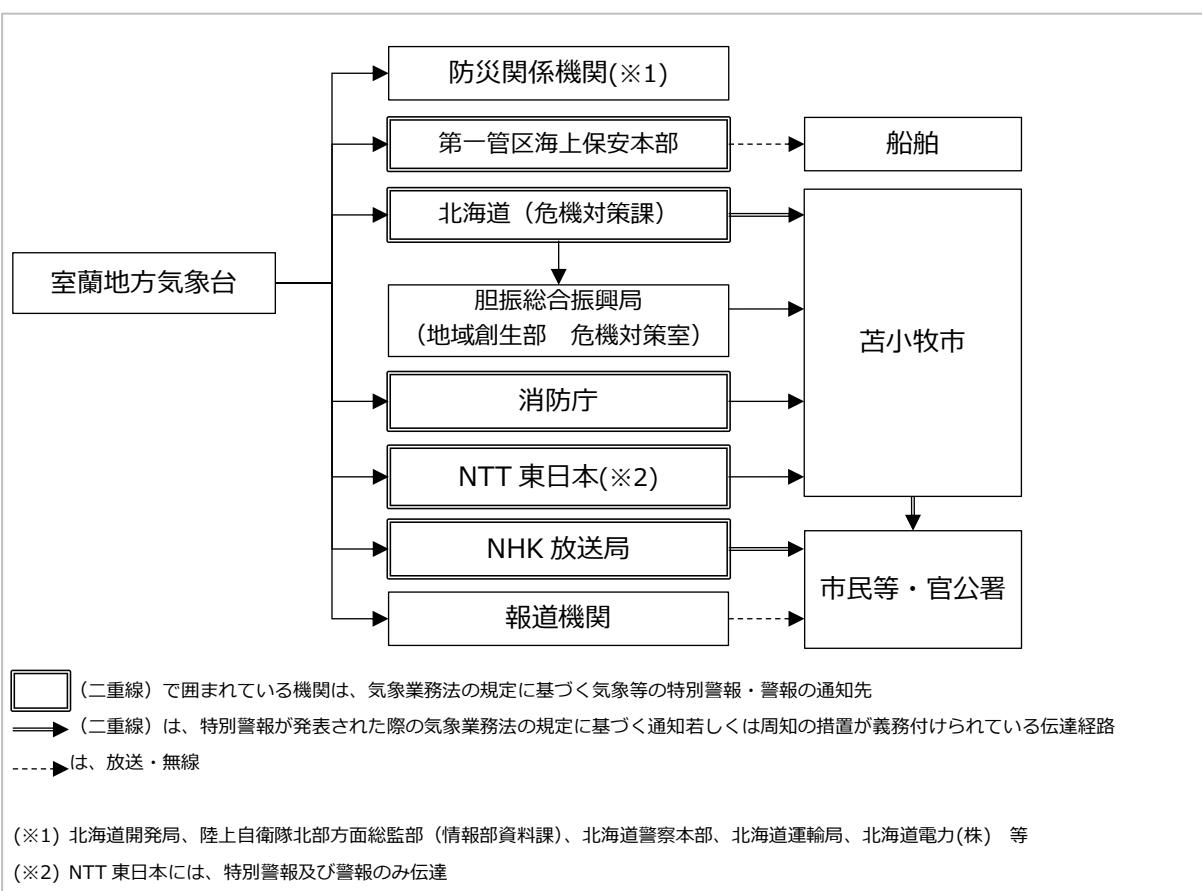
- 林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として室蘭地方気象台が、発表及び終了の通報を行う。
 - 伝達系統は、「本節 第2<火災気象通報の伝達>」に準ずる。
 - 発災時は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

►資料編：<4>情報収集・連絡関係 2気象に関する情報

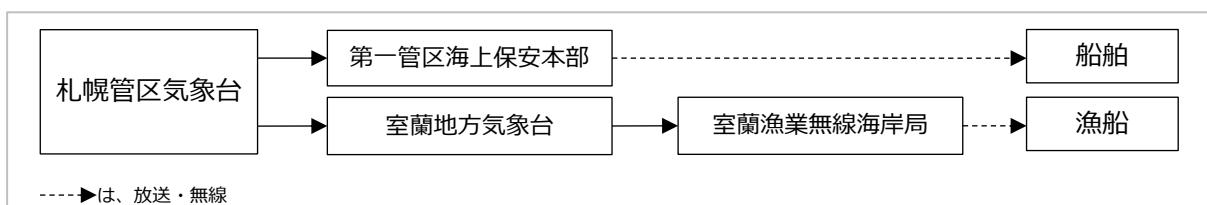
►資料編：<8>民間協力関係 3苦小牧地区林野火災予消防対策協議会構成機関

3 罹當現象発見時の通報・伝達

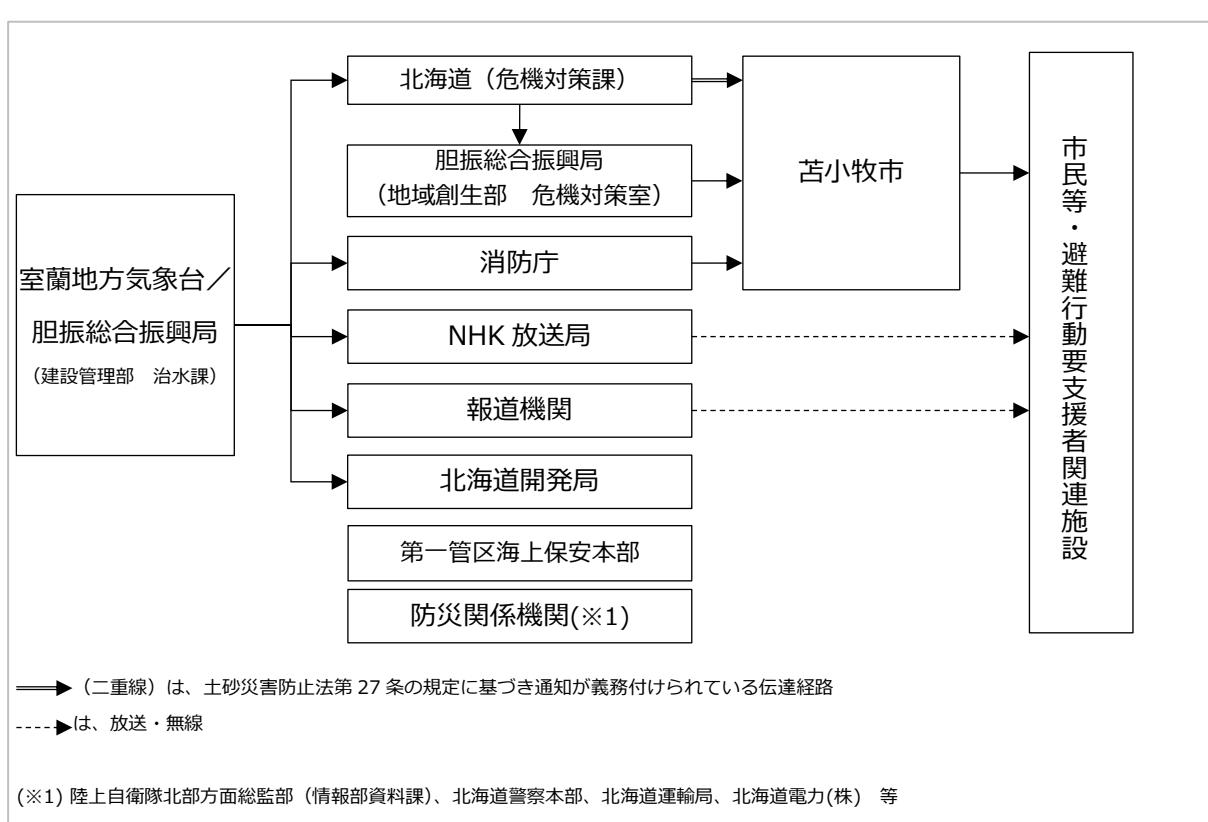
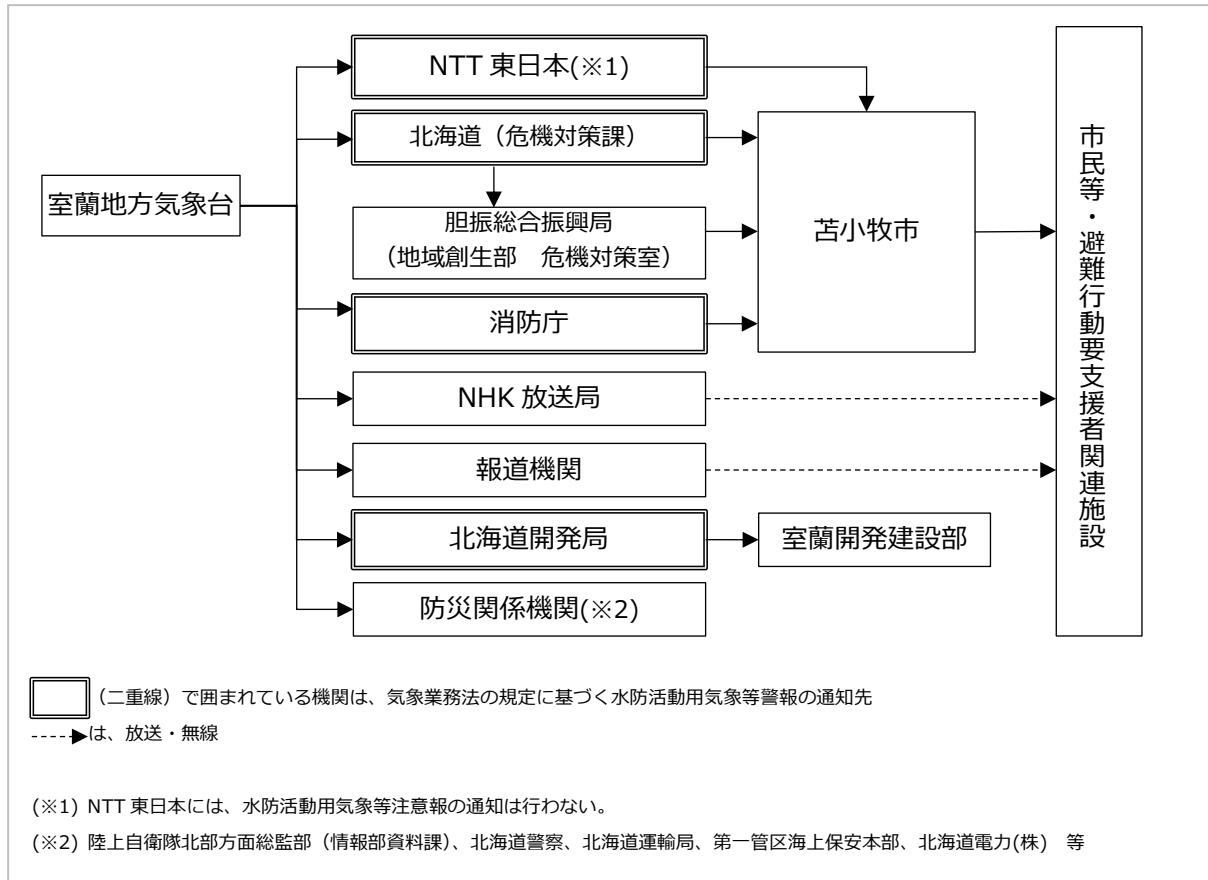
- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
 - 異常現象に関する通報を受けた場合、室蘭地方気象台に通報するとともに、関係機関に伝達する。

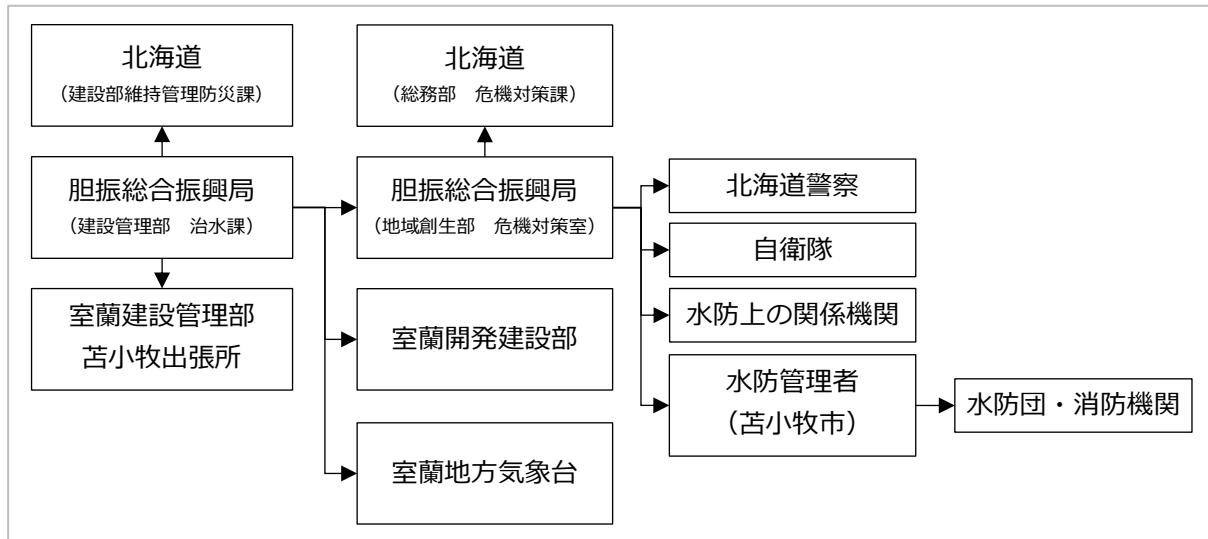


＜気象予報等の伝達系統＞

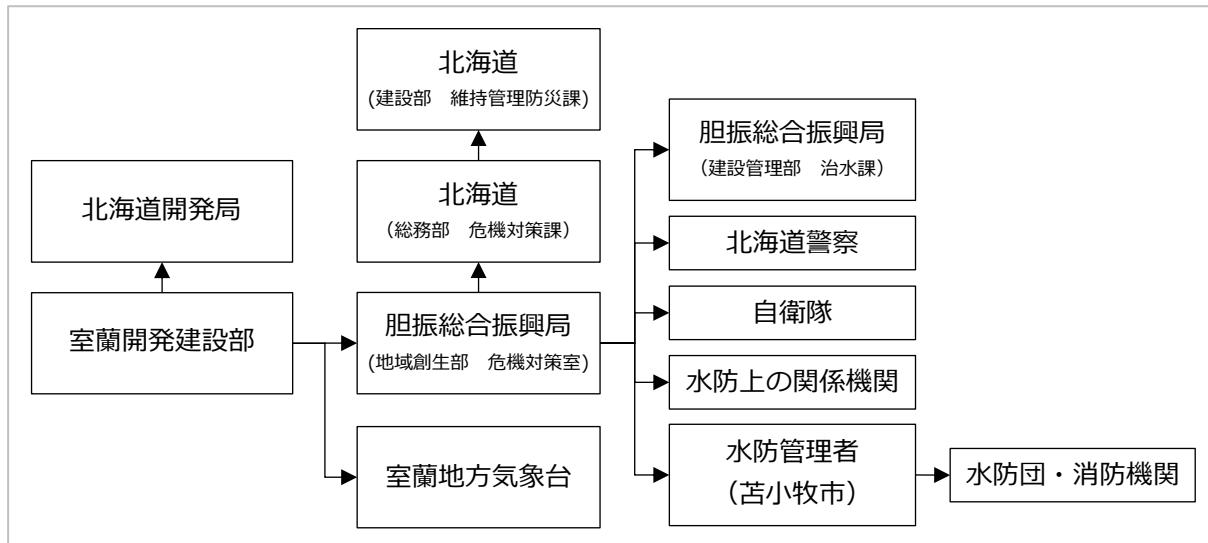


＜海上警報の伝達系統＞

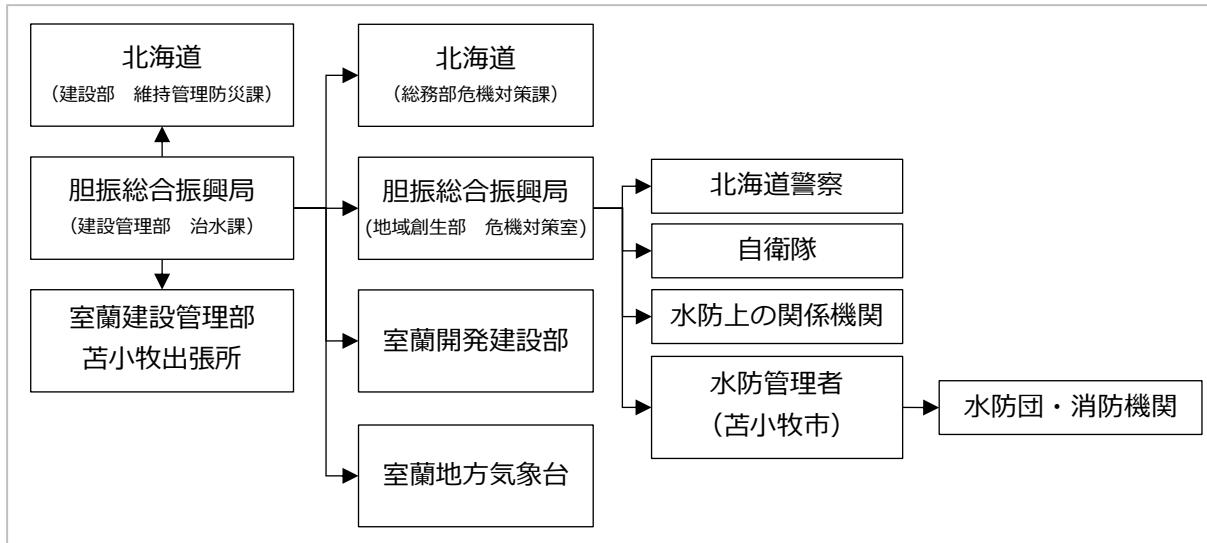




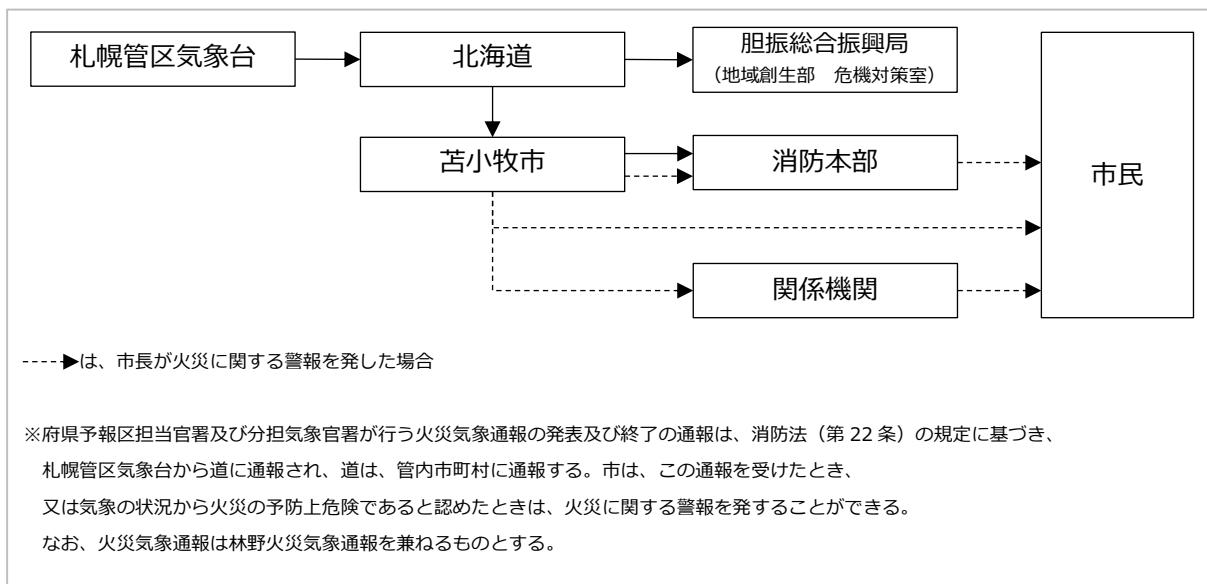
〈河川に関する道が行う水防警報の伝達系統〉



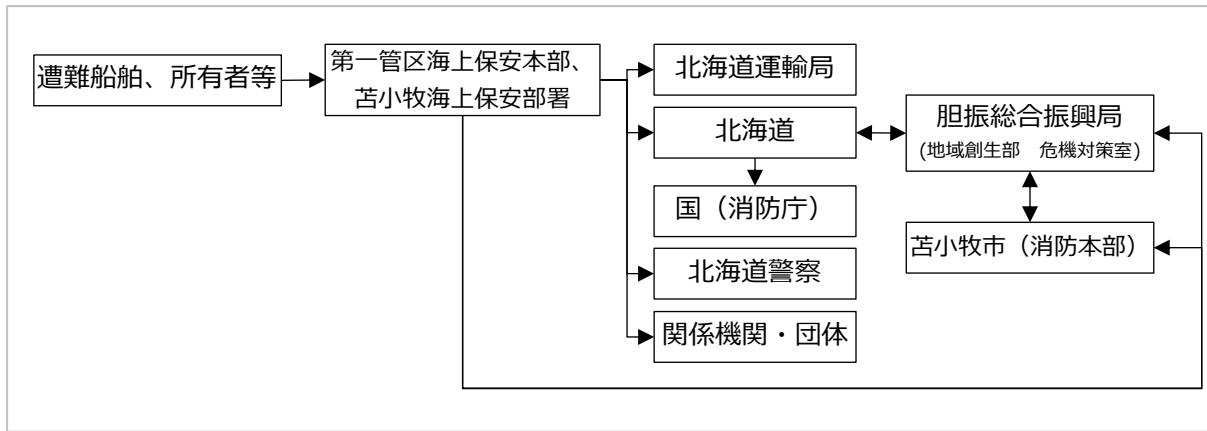
〈海岸に関する国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統〉



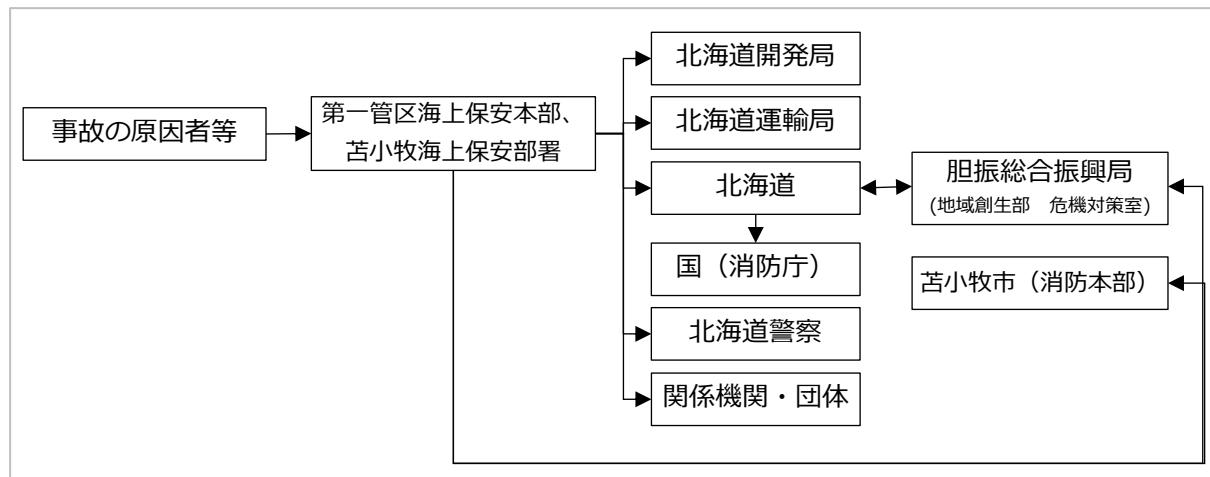
〈水位情報の伝達系統〉



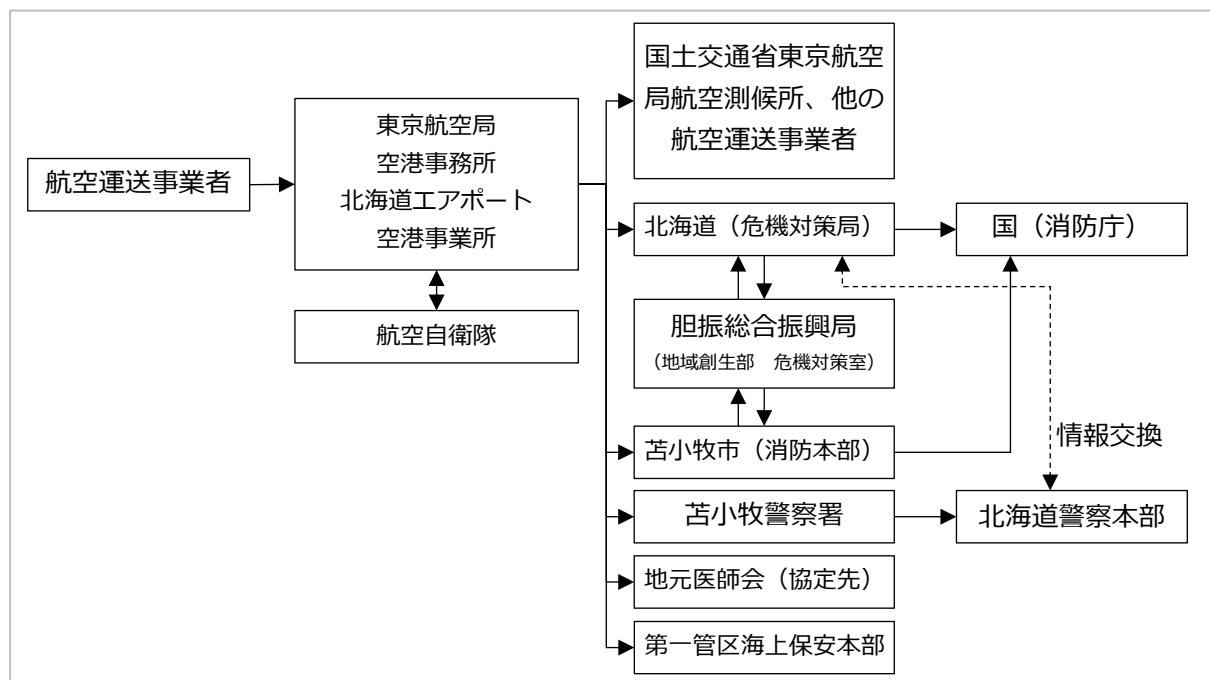
〈火災気象通報の伝達〉



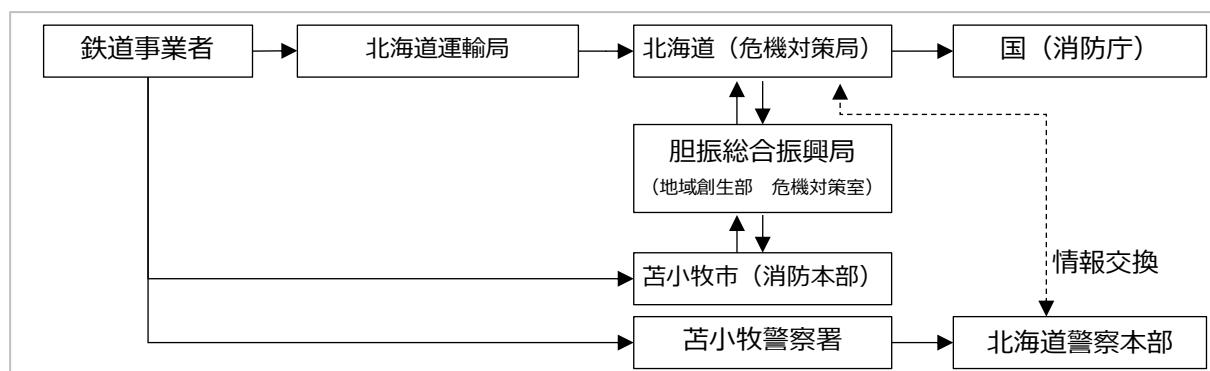
〈海上災害（海難事故）に関する情報の伝達系統〉



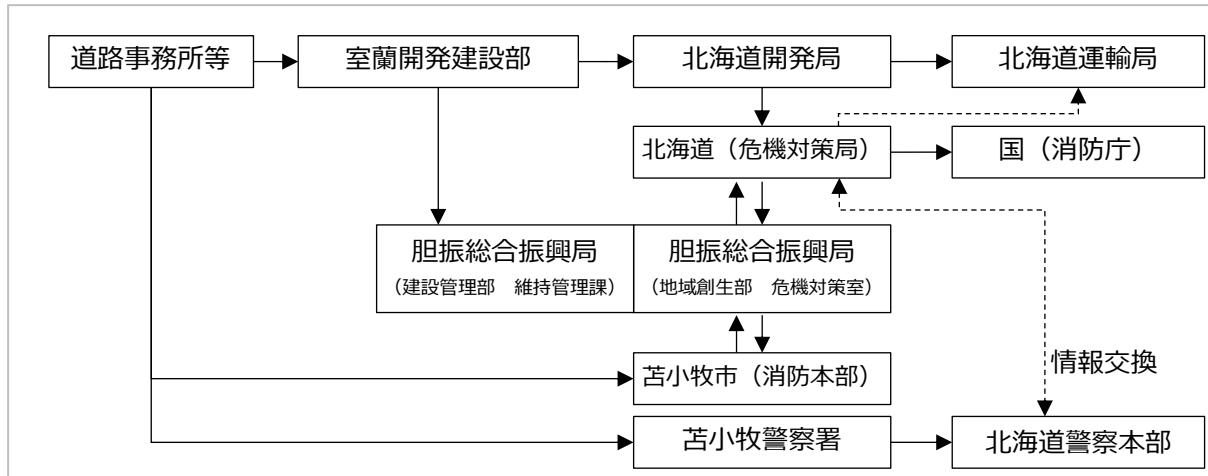
＜海上災害（流出油等事故）に関する情報の伝達系統＞



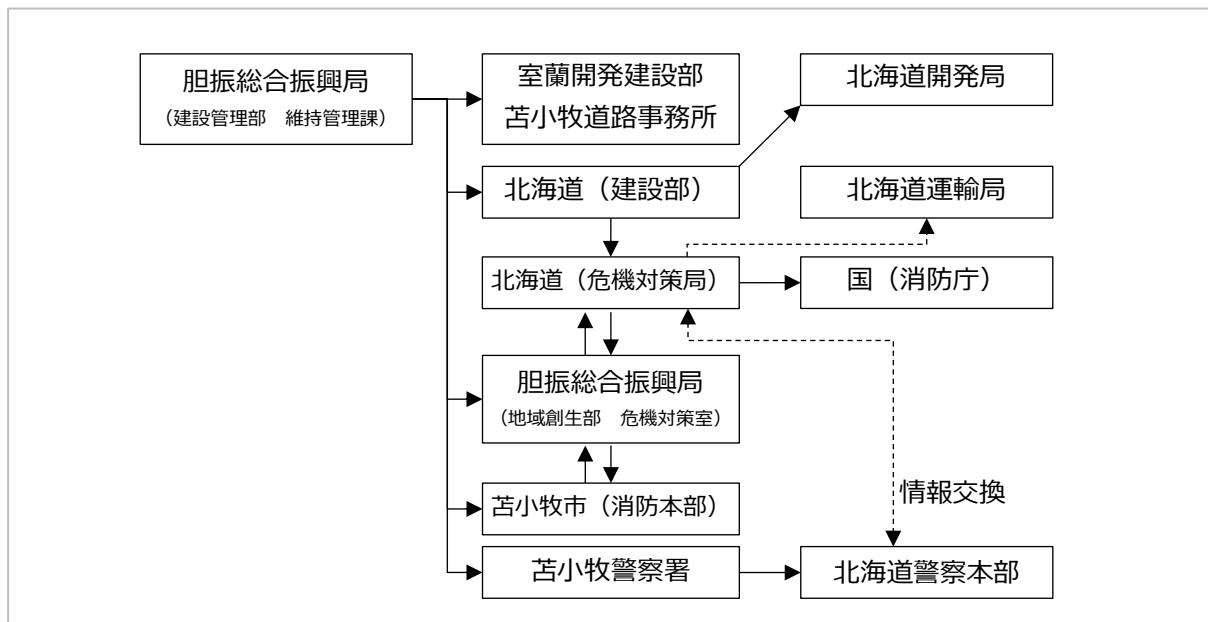
＜航空災害（新千歳空港区域内又は空港区域周辺の場合）に関する情報の伝達系統＞



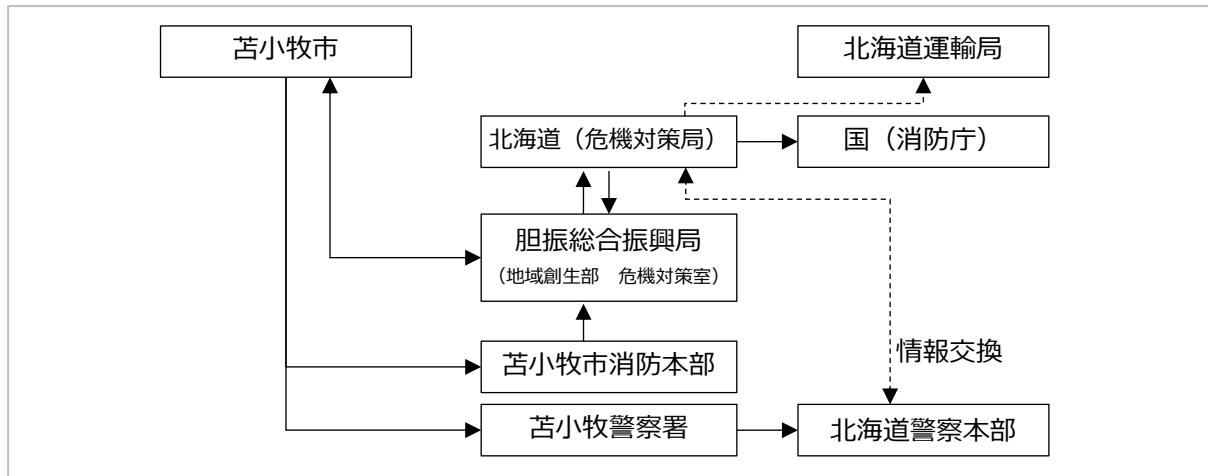
＜鉄道災害に関する情報の伝達系統＞



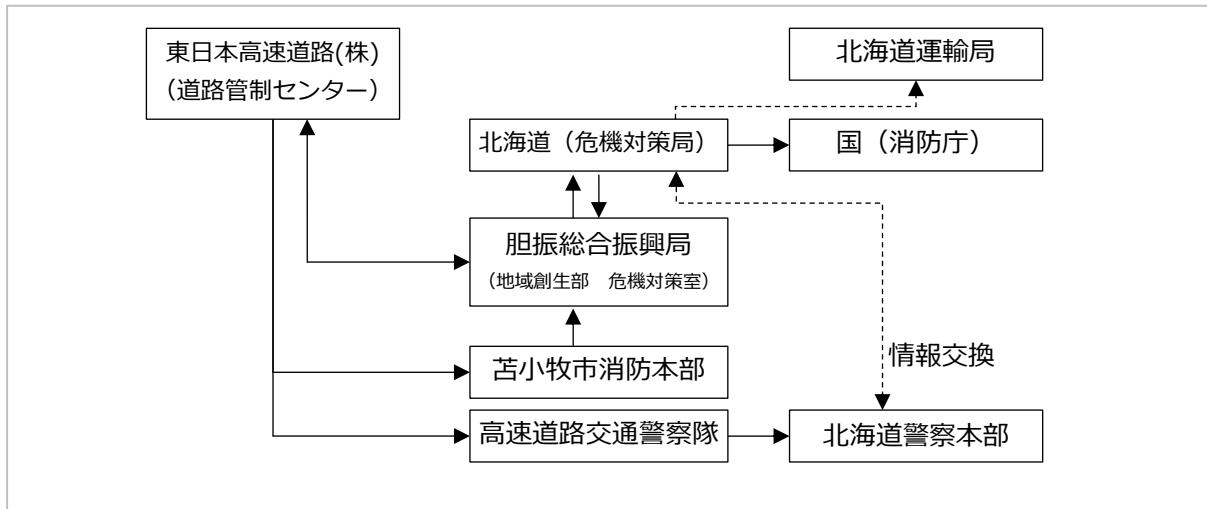
＜道路災害に関する情報の伝達系統（国の管理する道路の場合）＞



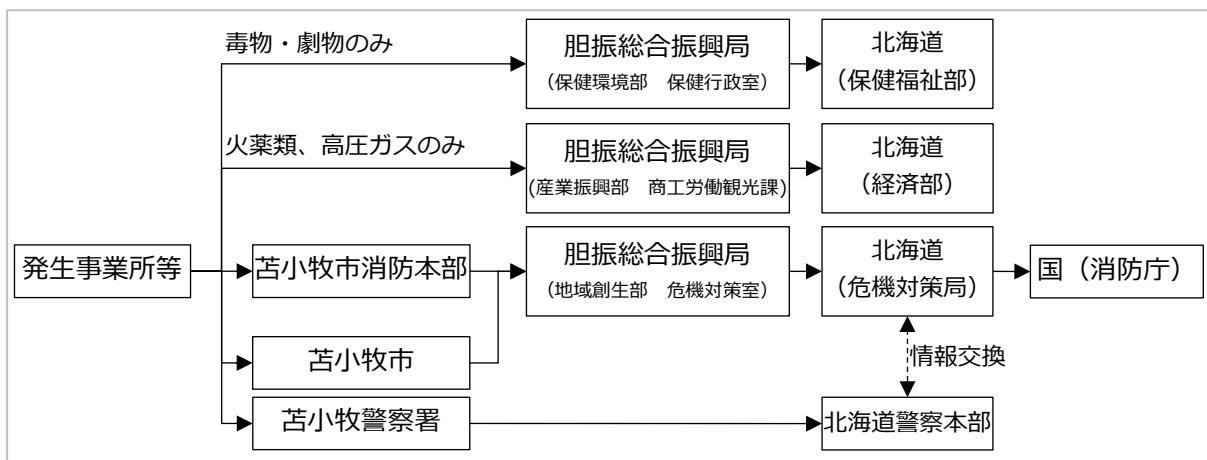
＜道路災害に関する情報の伝達系統（道の管理する道路の場合）＞



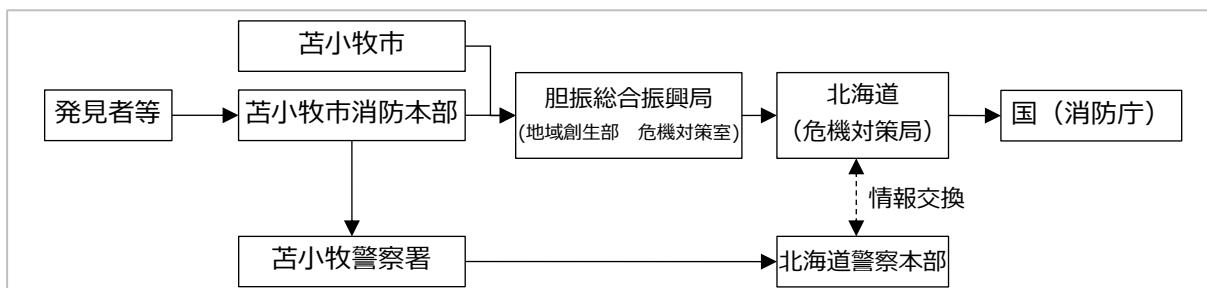
＜道路災害に関する情報の伝達系統（市の管理する道路の場合）＞



＜道路災害に関する情報の伝達系統（高速道路の場合）＞

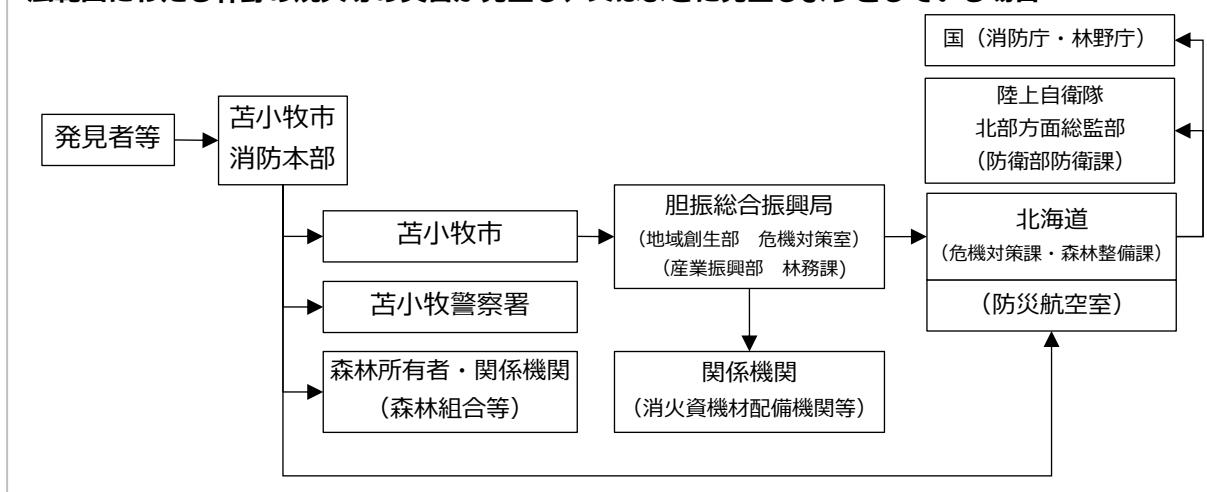


＜危険物等災害に関する情報の伝達系統＞



＜大規模な火事災害に関する情報の伝達系統＞

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合



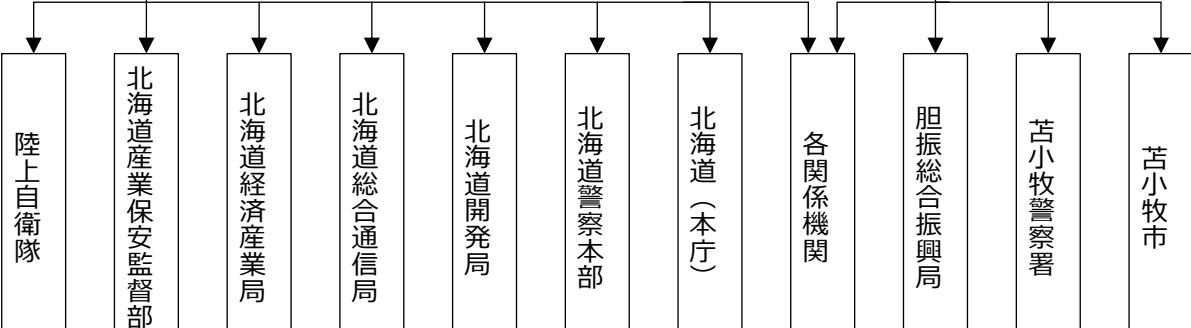
＜林野火災に関する情報の伝達系統＞

北海道電力株式会社 本店

北海道電力ネットワーク株式会社 本店

北海道電力ネットワーク株式会社

支店・ネットワークセンター



＜大規模停電災害に関する情報の伝達系統＞

第2 職員の動員

►マニュアル編：Pマ-40

1 勤務時間内の配備の伝達

- 気象情報や被害状況等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。
- 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。
- 配備職員は、速やかに所定の場所で勤務する。
- 配備職員以外の職員は、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備える。

2 勤務時間外の配備の伝達

- 気象情報や被害状況等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。
- 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。
- 配備職員は、原則、所属先に参集する。
- 災害の状況によって、道路の渋滞が予想される場合は、原則、徒歩で参集する。
- 参集時は、被害の状況、火災の発生状況等に応じ、安全に留意してルート選択を行う。
- 参集途中は、被害状況等の情報を収集する。

►資料編：<4>情報収集・連絡関係 6市の情報収集用様式

※各部への動員指示の系統、勤務時間外の参集の流れは第1節に準じる

＜風水害時の活動体制と配備基準＞

| 体制 | 配備 | 配備基準 | 活動内容 | 配備担当 |
|-------|--------------------|--|--|--|
| 本部設置前 | 情報連絡体制 注意配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象警報（大雨、高潮、洪水、大雪等）が発表された場合 ○降雨、風雪、大雪等の状況により注意が必要な場合 (○報道発表等、市民へ情報提供が必要な場合) (○情報収集、巡回広報等が必要な場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・河川、がけ地の警戒（待機） ・市民からの問合せ対応 ・マスコミ対応 | 危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部（総合政策部） (財政部) |
| | 非常警戒本部体制 警戒配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○河川・がけ地の警戒又は水防活動が必要な場合 ○局地的浸水、がけ崩れが発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・地域の警戒 ・水防活動 ・河川・がけ地の警戒 ・市民からの問合せ対応 ・マスコミ対応 | 危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 総合政策部 財政部 |
| 本部設置後 | 災害対策本部体制 第1非常配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令する場合 ○土砂災害の前兆現象が発見された場合 ○浸水・がけ崩れが発生した場合 ○局地的な被害の発生があった場合 ○交通災害・ガス爆発等事故の発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・被害記録の作成 ・市民からの問合せ対応 ・マスコミ対応 ・災害地への警戒 ・水防活動 ・避難広報 ・避難所開設と運営 ・道路等施設の応急復旧 ・要配慮者の安全確保 | 各部 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○気象特別警報（大雨、高潮、大雪等）が発表された場合 ○土砂災害が発生 ○人的被害が発生 ○道路、ライフライン等市民生活に影響のある物的被害が発生 ○広範囲にわたる災害発生があった場合 ○油、海難事故等重大な事故が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・被災者の救出 ・応急医療救援 ・災害地への警戒 ・水防活動 ・市民からの問合せ対応 ・マスコミ対応 ・避難広報 ・避難所開設と運営 ・道路等施設の応急復旧 ・要配慮者の安全確保 ・被災者避難者救援 | 全職員 |

第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

►マニュアル編：Pマ-41

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 情報連絡体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を確立する。<ul style="list-style-type: none">・気象警報（大雨、高潮、洪水、大雪等）が発表された場合・降雨、風雪、大雪等の状況により注意が必要な場合・報道発表等市民へ情報提供が必要な場合・情報収集・巡回広報等が必要な場合 |
| <p>2 情報連絡体制の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none">● 情報連絡体制を確立した場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・情報連絡・被害状況の把握・河川、がけ地の警戒（待機）・市民からの問合せ対応・マスコミ対応● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none">・危機管理室・消防本部（署）・都市建設部・上下水道部・総合政策部・財政部● 危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。● 総合政策部、財政部は、必要に応じて、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 |
| <p>3 情報連絡体制の廃止</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none">・情報収集の結果、市内に災害が発生するおそれが解消したとき・非常警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき |

第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

►マニュアル編：Pマ-42

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 非常警戒本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、非常警戒本部を設置する。<ul style="list-style-type: none">・<u>河川・がけ地の警戒又は水防活動が必要な場合</u>・<u>局地的浸水、がけ崩れが発生した場合</u>● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。● 組織及び役割は、本部の組織に準じ、必要なものを指名して対策に充てる。● 非常警戒本部の組織及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。<ul style="list-style-type: none">・第1位…副市長● <u>水防法に基づく水防本部体制は、非常警戒本部体制とみなし、実際に水害が発生したときは、災害対策本部体制に移行する。</u> |
| <p>►資料編：<2> 災害対策本部関係 3 苫小牧市水防計画</p> |
| <p>2 非常警戒本部の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none">● 非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・<u>情報連絡</u>・<u>被害状況の把握</u>・<u>地域の警戒</u>・<u>水防活動</u>・<u>河川・がけ地の警戒</u>・<u>市民からの問合せ対応</u>・<u>マスコミ対応</u>● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none">・<u>危機管理室</u>・<u>消防本部（署）</u>・<u>都市建設部</u>・<u>上下水道部</u>・<u>総合政策部</u>・<u>財政部</u>● <u>危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。</u>● <u>総合政策部、財政部は、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。</u>● <u>配備職員は、各勤務先で業務を行う。</u>● <u>配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</u> |
| <p>3 非常警戒本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するとき、非常警戒本部体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none">・<u>予想された災害の危険が解消したと認められる場合</u>・<u>市長の判断により災害対策本部体制に移行したとき</u> |

第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

►マニュアル編：Pマ-44

| 実施内容 |
|--|
| <p>1 本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、本部を設置する。<ul style="list-style-type: none">・避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令する場合・浸水や土砂災害が発生又は前兆現象が発見された場合・大規模事故災害が発生した場合・気象特別警報（大雨、高潮、大雪等）が発表された場合● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。● 市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、市消防庁舎、白鳥アリーナ等に本部を移設する。● 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順により、その権限を委任する。<ul style="list-style-type: none">・第1位…副市長・第2位…消防長● 本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分し、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。<ul style="list-style-type: none">・初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。・応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。・復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。 |
| <p>2 現地災害対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● 被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。● 現地対策本部長は、本部長が指名したものとする。● 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。 |
| <p>3 防災関係機関連絡室の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● 本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。<ul style="list-style-type: none">・自衛隊・警察署・海上保安署・室蘭地方気象台・室蘭開発建設部・室蘭建設管理部・ライフライン機関・港管理組合・医師会・その他 |
| <p>4 本部の運営</p> <ul style="list-style-type: none">● 本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。● 本部は、災害の被害予測・被災地のニーズより災害応急対策を決定し、全体方針や中長期的な需給予測、復旧目標を設定する。● 本部が設置された場合、各班は、災害の推移に応じて、次の3段階の事務分掌に従い、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。 |

- ・初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。
- ・応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。
- ・復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。
- 次の場合は、第1非常配備として、全班から必要な職員を配備する。
 - ・避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令する場合
 - ・土砂災害の前兆現象が発見された場合
 - ・浸水・がけ崩れが発生した場合
 - ・局地的な被害の発生があった場合
 - ・交通災害・ガス爆発等事故の発生した場合
- 次の場合は、第2非常配備として、全職員を配備する。
 - ・気象特別警報（大雨、高潮、大雪等）が発表された場合
 - ・土砂災害が発生
 - ・人的被害が発生
 - ・道路、ライフライン等市民生活に影響のある物的被害が発生
 - ・広範囲にわたる災害発生があった場合
 - ・油、海難事故等重大な事故の発生
- 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

5 本部・現地災害対策本部の廃止

- 本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。
- 本部を設置又は廃止したときは、速やかに府内及び関係機関、報道機関、市民等に周知・通知を行う。

※本部の組織及び役割、本部の機構図、本部会議の概要は第1節に準じる

第4節 被害情報の収集・伝達・報告

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 災害発生直後から効果的な応急対策を実施するためには、正確かつ迅速な被害情報を把握することが必要である。● 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を道に報告する。<ul style="list-style-type: none">・ 災害の状況及び応急対策の概要…発災後速やかに・ 災害対策本部等の設置…災害対策本部等を設置したとき直ちに・ 被害の概要及び応急復旧の見通し…被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時・ 被害の確定報告…被害状況が確定したとき |
| 担当 | <u>全部全班</u> |
| 連携先 | 道、隣接市町、消防庁、警察署、札幌管区気象台、室蘭地方気象台、火山専門家 |

第1 被害情報の収集

►マニュアル編：Pマ-46

| 実施内容 |
|--|
| 1 通信手段の確保 <ul style="list-style-type: none">● 災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。● その場合において、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。● 災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、NTT 東日本等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。 |
| 2 被害状況の報告 <ul style="list-style-type: none">● 災害が発生し、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した場合、被害の状況を把握し、本部に報告する。● 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。● 多様な手段を活用して災害情報等の収集・伝達を行うとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。 |
| 3 地震発生時の報告 <ul style="list-style-type: none">● 震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。● 震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。● 消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。 |

4 風水害発生時の警戒・巡回

- 河川、がけ地等について、次の場合に警戒を実施する。
 - ・河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき
 - ・堤防、がけ地等に異常を発見したとき
 - ・高潮等により非常事態が予想されるとき
- 巡視員を設け河川、海岸、堤防等を巡回する。
- 危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報する。

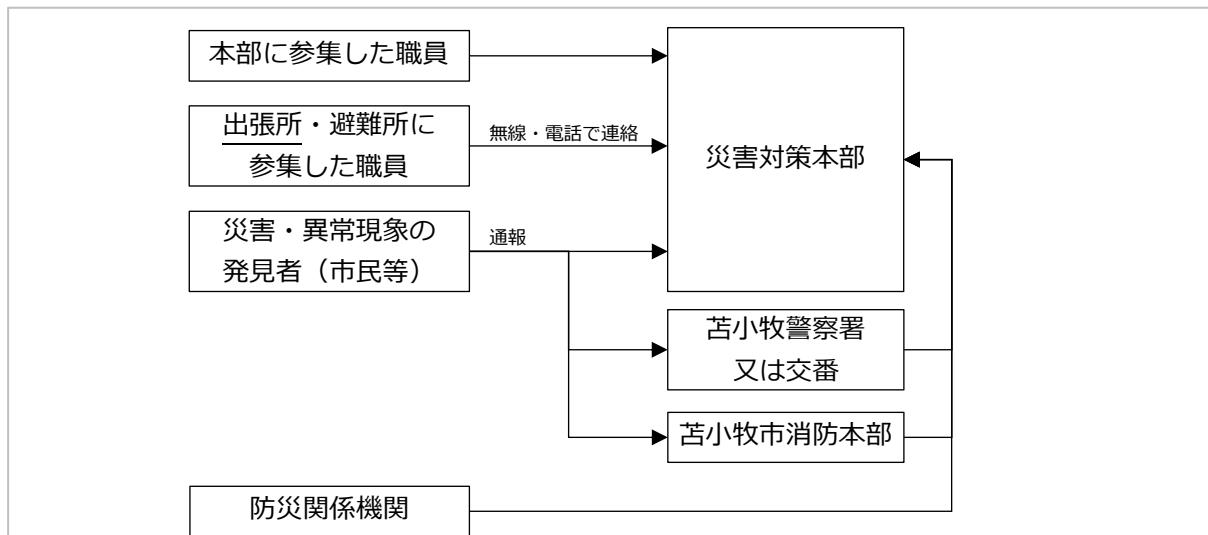
5 火山現象発生時の調査

(異常現象の調査)

- 異常現象の通報を受けた場合は、通報後直ちに異常現象の発見現場等を調査し、その事実を確認する。
- 調査に当たっては、警察署、札幌管区気象台、火山専門家等に協力を要請する。
- 異常現象の調査結果を気象官署、道、近隣市町等に通報する。

(警戒・監視)

- 異常現象が発見され、あるいは噴火活動が開始した場合は、噴火の状況を把握するために、警戒・監視活動を実施する。
- 道、札幌管区気象台等との協力により、噴火の状況を把握する。

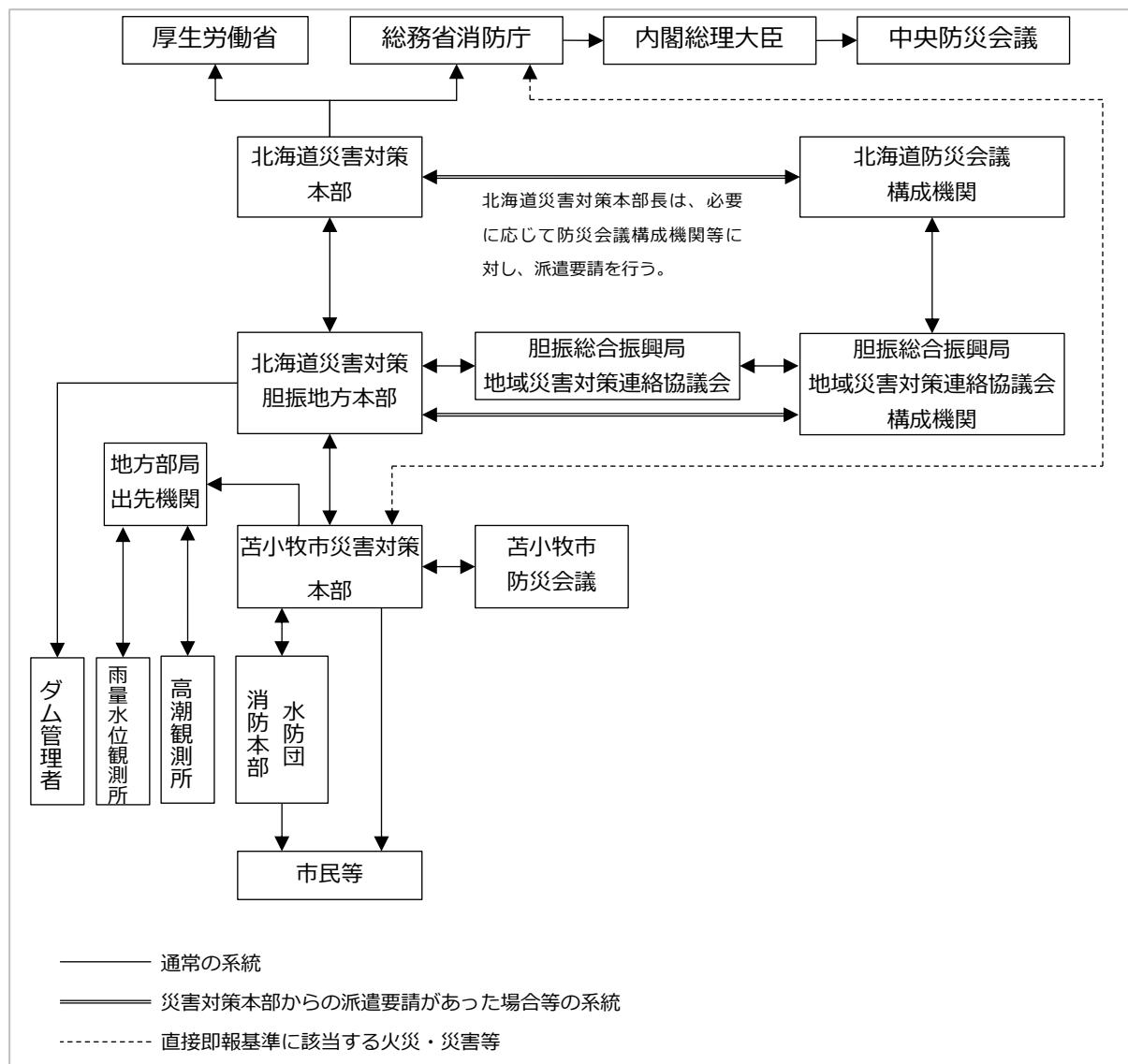


| 実施内容 | |
|--|--|
| 6 初期活動期の被害調査 | |
| ● 広報調査部を派遣、又は職員の見聞情報を収集し、次の内容を調査する。 | ・第1順位…人、住家被害 ・第2順位…公共施設被害 ・第3順位…農業、土木、商工、林業、水産被害 |
| ● 各部班は所管する施設等について調査する。 | |
| ● 調査結果は、速やかに総括部連絡記録班を通じて本部に報告する。 | |
| ▶資料編：<4>情報収集・連絡関係 6市の情報収集用様式 | |
| 7 応急活動期の被害調査 | |
| ● 応急活動期の被害調査は、各部門を所管する班が実施する。 | |
| ● 調査の基準は、 <u>災害情報等報告取扱要領</u> の「被害状況の判定基準」によるものとする。 | |
| ● 応急活動期の調査結果は、総括部連絡記録班を通じて本部に報告する。 | |
| ▶資料編：<4>情報収集・連絡関係 5災害情報等報告取扱要領 | |

第2 被害情報の伝達・報告

►マニュアル編：Pマ-50

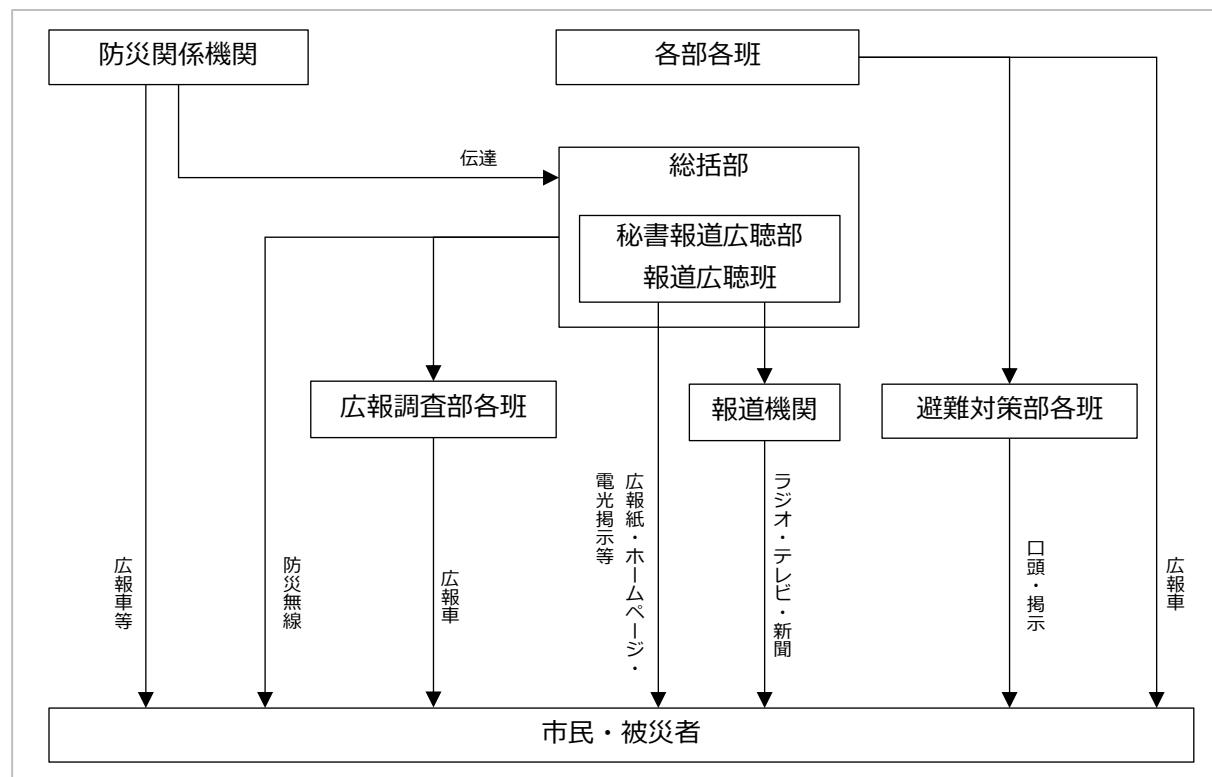
| 実施内容 |
|---|
| 1 防災関係機関への被害情報の伝達 ● 被害調査結果を、直ちに防災関係機関へ通報する。 ►資料編：<4>情報収集・連絡関係 7 防災関係機関の情報連絡先一覧表 |
| 2 道への被害情報の報告 ● 災害情報及び被害状況を道（胆振総合振興局）に報告する。 ►資料編：<4>情報収集・連絡関係 5 災害情報等報告取扱要領 |
| 3 その他の報告 (災害対策が困難な災害が発生した場合の状況報告) ● 119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。 ● <u>自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。</u> (国への報告) ● <u>一定規模以上の災害（火災・災害等即報要領の「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合の第一報、又は、道（胆振総合振興局）への報告ができない場合、直接国（消防庁）に報告する。</u> ● <u>消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き国（消防庁）に報告するものとする。</u> ►資料編：<4>情報収集・連絡関係 4 火災・災害等即報要領 |



〈被害情報等連絡系統〉

第5節 災害広報

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生後には、市民に対して被害の状況、ライフラインの被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等、正確な情報を提供する。 ● 情報を提供する際は、内容の正確性と迅速性を確保するとともに、誤解や混乱を招かないよう、分かりやすく整理された情報発信に留意する。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、広報調査部、避難対策部、関係各部 |
| 連携先 | 道、報道機関、警察署 |



〈災害広報の伝達系統〉

第1 避難所・市民・事業所への広報

►マニュアル編：Pマ-51

| 実施内容 | |
|---------------|--|
| 1 広報活動 | <ul style="list-style-type: none">● 応急活動期には、避難所及び市民に対して状況に応じた手段で広報を行う。● 災害広報紙は、全戸配布が不可能であると想定されるため、配布場所等を他の広報手段により、周知する。● 市ホームページは、災害対策本部設置により、災害時専用ホームページに切り替える。● あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。● L アラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。● 防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする市民に対し、ボランティア団体や NPO 等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。● 偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信に努めることとする。● 必要に応じて、総務省に対し、SNS 等のプラットフォーム事業者へ適正な対応を要請するよう求める。 |
| 2 広聴活動 | <ul style="list-style-type: none">● 災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。 |

第2 報道機関への対応

►マニュアル編：Pマ-54

| 実施内容 | |
|-------------------|---|
| 1 報道機関への対応 | <ul style="list-style-type: none">● 応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。● 必要に応じて記者会見・発表を行う。 |

第3 安否情報の提供

►マニュアル編：Pマ-55

| 実施内容 |
|---|
| 1 安否情報の照会手続 <ul style="list-style-type: none">● 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。● 安否情報の照会を受けた場合、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めるここと等により、照会者が本人であることを確認するものとする。● 安否情報の照会を受けた場合、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等、一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る被災者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供ができるものとする。● 上記に関わらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供ができるものとする。 |
| 2 災害時の氏名等の公表 <ul style="list-style-type: none">● 道は、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応を行う。● 市は、関係機関の協力を得て、要救助者の情報を積極的に収集するとともに、死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無並びに家族等（家族又は遺族をいう。）の同意の状況の確認及び確認結果の道への報告を行う。 |
| ►資料編：<9>北海道の指針等 1 災害時の氏名等の公表取扱方針 |

第6節 応援派遣要請と受入れ

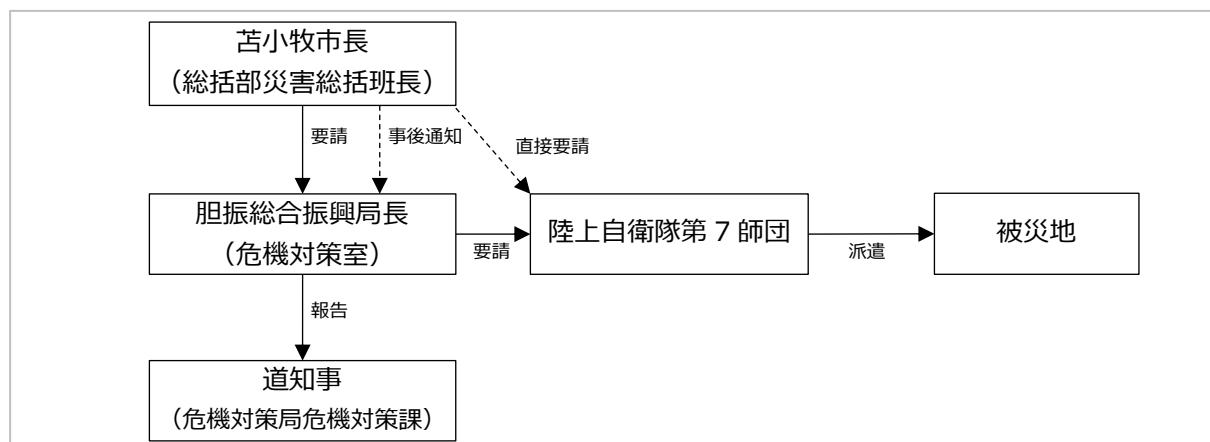
| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 大規模災害が発生し、市だけでは対応しきれない場合、自衛隊、道、他の市町村、各種団体等の応援を要請する。● 要請時は、市の被害状況や必要な応援内容等を簡潔かつ正確に伝達することに留意する。 |
| 担当 | 総括部 |
| 連携先 | 道、道内市町村、自衛隊、応援協定先機関、民間企業 |

第1 自衛隊派遣要請

►マニュアル編：Pマ-56

| 実施内容 | |
|------------|--|
| 1 自衛隊の派遣要請 | <ul style="list-style-type: none">● 災害により、人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生した場合には、市長は道知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。● 要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接陸上自衛隊第7師団の長に通知することができる。● ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、手続を行うものとする。● 自衛隊の活動経費のうち、資材費及び機器借り上げ料、電話料及びその施設費、電気料、水道料、汲み取り料は市が負担する。● その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。● 派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。 |

►資料編：<7>自衛隊関係



<自衛隊派遣の要請の流れ>

第2 自治体への要請

►マニュアル編：Pマ-58

| 実施内容 |
|---|
| 1 道（胆振総合振興局）への要請 <ul style="list-style-type: none">● 「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、道知事に対し、道による応援の要請又は職員派遣の要請を行う。● ただし、緊急の場合は、<u>口頭</u>又は<u>電話</u>等で直接要請し、<u>速やか</u>に文書を送付する。 ►資料編：<9>北海道の指針関係 2 北海道災害時応援・受援マニュアル |
| 2 道内市町村への要請 <ul style="list-style-type: none">● 道内の市町村への要請は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、原則、道知事に対して応援の要請を行う。 |
| 3 消防防災ヘリコプターの要請 <ul style="list-style-type: none">● ヘリコプターによる負傷者等の搬送、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。 ►資料編：<9>北海道の指針関係 3 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 |
| 4 道内消防組織への要請 <ul style="list-style-type: none">● 道内の市町及び消防の一部事務組合への要請は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、市町の長に対して応援の要請を行う。 |

第3 応援協定先、民間企業等への要請

►マニュアル編：Pマ-60

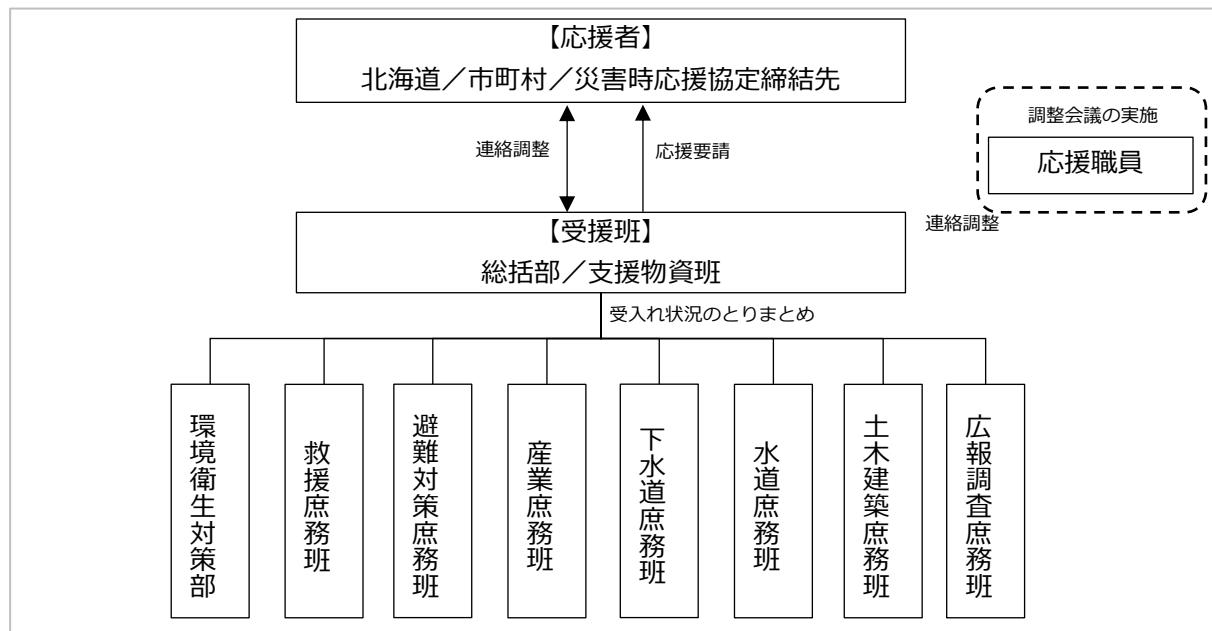
| 実施内容 |
|--|
| 1 応援協定先への要請 <ul style="list-style-type: none">● 応援協定に基づき次の自治体及び事業所等に応援要請を行う。 ►資料編：<4>情報収集・連絡関係 8 災害時応援協定一覧表 |
| 2 民間企業等への要請 <ul style="list-style-type: none">● 必要に応じて、民間企業等へ協力要請を行う。 |

第4 受援体制の確立

►マニュアル編：Pマ-62

| 実施内容 | |
|-----------|--|
| 1 受援体制の確立 | <ul style="list-style-type: none">● 大規模災害時には人的・物的支援を要請することが必要となり、受入れに関する府内調整、受援のとりまとめ、調整会議の実施等、様々な対応が求められる。● 応援隊の派遣等が確定したときは、円滑な受入れを実現するため、関係する各部各班と連携し、応援隊の受入れ体制を準備する。● 応援を要する部署は、応援隊の受入れについて担当連絡員を指名するとともに、受入れ場所の確保等を行う。 |

＜受援体制＞



第5 応援隊の撤収

| 実施内容 | |
|----------|---|
| 1 応援隊の撤収 | <ul style="list-style-type: none">● 災害救助活動が終了し、応援の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに応援元の機関（自衛隊の撤収要請は道）に応援部隊の撤収の連絡を行う。● 災害応急対策活動に要した経費を精算する。 |

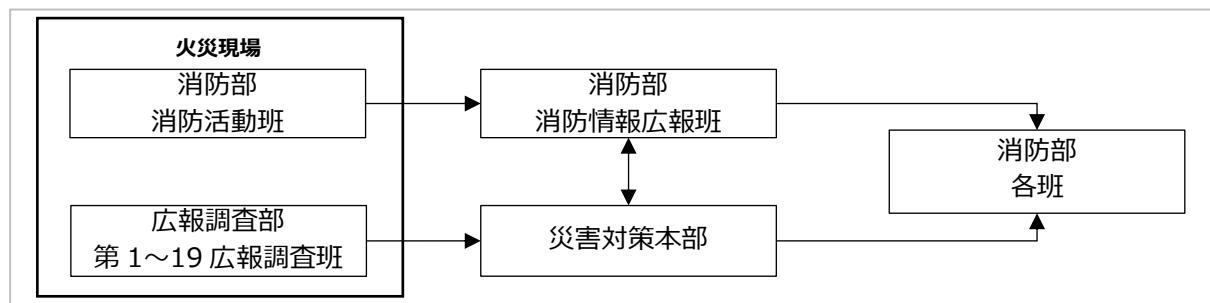
第7節 消防活動

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時に、同時多発的に火災が発生した場合、断水のため消火栓が機能しない中で迅速な消火活動を行う。 ● 現場の状況に応じた柔軟な判断と、限られた水利や資機材を最大限に活用した迅速な消火活動に留意する。 |
| 担当 | 消防部 |
| 連携先 | 道、警察署、自主防災組織、協定締結先自治体 |

第1 消火活動

►マニュアル編：Pマ-64

| 実施内容 | |
|---------------------|--|
| 1 消防部の活動 | <ul style="list-style-type: none"> ● 多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。 ● 延焼状況、消防活動の状況、通行可能な道路、消防水利等の状況について情報を収集する。 ● 発生した火災について、火災の原因、被害調査のため現場検証を行う。 |
| 2 市民、自主防災組織、事業所等の活動 | <ul style="list-style-type: none"> ● 火災防止のため、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止等、火気を遮断する。 ● 火災が発生したときは、消火器、汲み置き水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を行う。 ● 近隣に軽微な下敷者を発見した場合は、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。 ● 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。 |



＜出動要請までの流れ＞

第2 火災のパトロール

►マニュアル編：Pマ-66

| 実施内容 | |
|------------|---|
| 1 火災のパトロール | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織等と協力して、ガス復旧時の火災の警戒、停電復旧時の通電火災の警戒、消火後の再燃警戒、放火等の防止等のパトロールを行う。 |

第8節 救助・救出

| | |
|------|---|
| 基本方針 | ● 災害発生時には、倒壊家屋の下敷き、ガラス・看板等の落下による負傷等、多数の要救出者が発生するため、迅速な救出活動を行う。 ● 救出の優先順位を的確に判断し、関係機関との連携のもと迅速かつ的確な救出活動に留意する。 |
| 担当 | 消防部 |
| 連携先 | 建設事業者、道、他自治体、自衛隊、警察署、自主防災組織、協定締結先自治体 |

第1 救助・救出活動の実施

►マニュアル編：Pマ-67

| 実施内容 | |
|--------------|--|
| 1 救出資機材の確保 | ● 初動期における救出資機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。 ● 救出資機材等に不足が生じた場合は、道や民間業者から調達する。 |
| 2 救助・救出活動の実施 | ● 救出要員は、原則として3人一組で編成し、必要に応じて、付近の住民に呼び掛け、協力を求める。 ● 職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。 ● 特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。 |
| 3 応援隊の要請 | ● 市単独では対応しきれない場合は、隣接市町、道等に応援を求める。 |

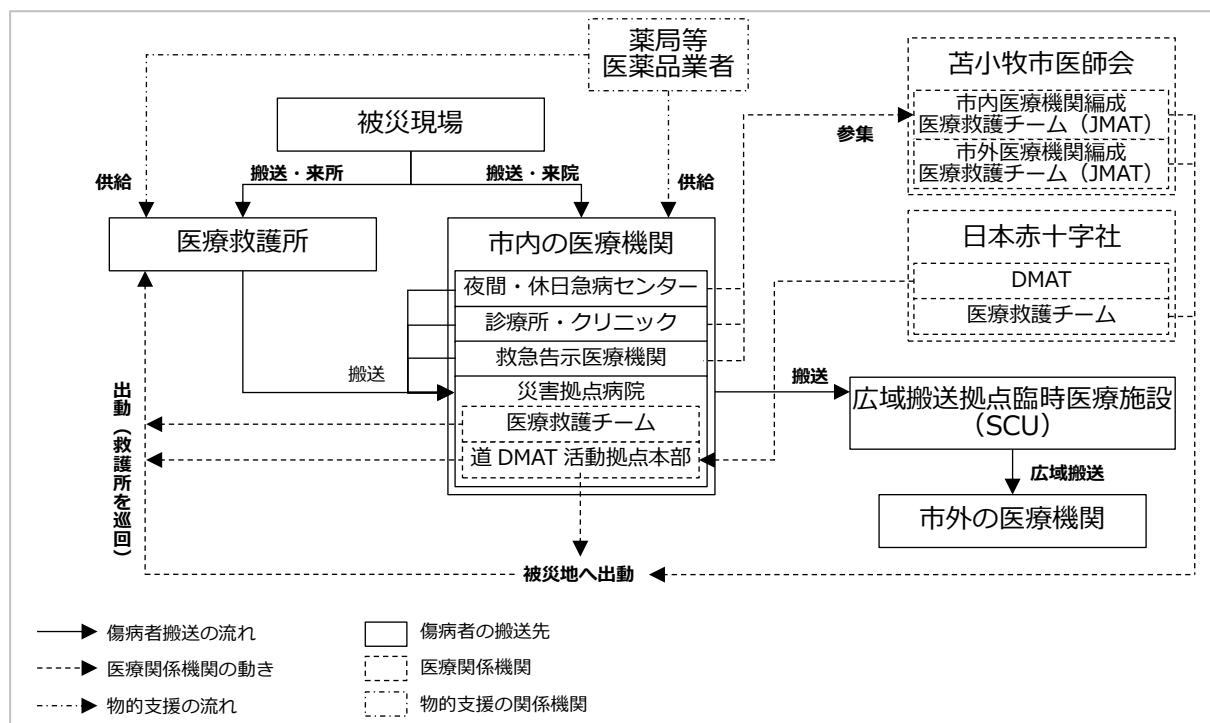
第2 医療救護所への傷病者の搬送

►マニュアル編：Pマ-69

| 実施内容 | |
|----------------|---|
| 1 消防部による傷病者の搬送 | ● 医療救護所や医療機関への傷病者の搬送は、救命処置を要する者を優先とする。 ● 搬送は、消防部、医療関係等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプターで行う。 ● 自衛隊のヘリコプターによる搬送が必要となった場合は、道知事に要請依頼する。 |
| 2 警察署による傷病者の搬送 | ● 救出救護活動は倒壊家屋の多発地帯及び医療機関、学校等、多人数の集合する場所を重点に行う。 ● 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。 |

第9節 応急医療

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に医療活動体制を確立し、医療救護所の開設、応急措置、搬送支援、健康管理、精神ケア等を実施する。 ● 限られた医療資源を活用し、傷病者の重症度に応じた適切なトリアージを行い、救命に繋げることに留意する。 |
| 担当 | 秘書報道広聴班、総括部、避難対策部、第1救援対策部、医療救護対策部、物資食糧対策部、消防部 |
| 連携先 | 医師会、道保健医療福祉調整本部、警察署、自主防災組織、災害ボランティア、保健所、薬剤師会、日本赤十字社 |



第1 医療救護活動

►マニュアル編：Pマ-70

| 実施内容 |
|---|
| 1 医療救護チームの出動要請 <ul style="list-style-type: none">● 医療救護チームは、医師、看護師、その他補助員で構成する。● 災害時に多数の傷病者が発生した場合、医師会及び関係機関に、医療救護チームの出動を要請する。● 医療関係者が自ら必要と認め、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動した場合は、直ちに本部長に報告する。● 災害の状況に応じ道知事に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等、必要な措置を要請する。● 自衛隊のヘリコプターによる搬送が必要となった場合は、道知事に要請依頼する。 |
| 2 医療救護所の設置 <ul style="list-style-type: none">● 医療救護所は、指定避難所におけるニーズを踏まえ、指定避難所内に設置する。● 被害の状況に応じて、未使用の公共施設等に医療救護所を設置する。● 医療機関と協力して医療救護所の環境を整備する。● 飲料水、洗浄のための水や、電気、電話等のライフラインを確保する。● 著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。 |
| 3 医療救護所の活動 <ul style="list-style-type: none">● 医療救護活動は、原則として医療救護チーム及び災害派遣医療チーム（DMAT）が医療救護所で実施する。実施内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・トリアージ・傷病者に対する応急措置及び医療・傷病者の医療機関への搬送支援・助産救護・道が設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）への広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整 |

►資料編：<6>救援・救護関係 1.5 応急医療救護に関する様式

第2 搬送体制の確保

►マニュアル編：Pマ-72

| 実施内容 |
|--|
| 1 後方医療体制の確立 <ul style="list-style-type: none">● <u>医療救護所</u>で対応できない負傷者を搬送する医療機関を確保する。● <u>医療機関</u>の受入れ可否については、EMIS等を活用して把握する。● 市外へ<u>搬送</u>が必要な場合は、道又は近隣市町へ要請する。 ►資料編：<6>救援・救護関係 1.1 救急告示医療機関一覧表 |
| 2 後方医療機関への搬送 <ul style="list-style-type: none">● <u>医療救護所</u>から後方医療機関への搬送については、道、<u>自主防災組織</u>、<u>市民ボランティア</u>、<u>その他関係機関等</u>の協力を得て行う。● 道路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、<u>ドクターへリ</u>、<u>道の所有するヘリコプター</u>、<u>自衛隊のヘリコプター</u>等で行う。 |
| 3 市外医療機関への搬送 <ul style="list-style-type: none">● 重症者を市外の医療機関へ搬送する場合は、<u>自衛隊</u>、<u>道</u>に要請する。 |

第3 医薬品・資機材の調達

►マニュアル編：Pマ-73

| 実施内容 |
|--|
| 1 医薬品、医療用資機材の調達 <ul style="list-style-type: none">● 医薬品は、市内の薬局等医薬品販売業者、卸業者から調達し、入手が困難な場合は、道及び<u>関係機関</u>を通じて市外の薬局等医薬品販売業者、他医療機関等に要請する。● 医療用資機材等は、市内の医療機関や販売業者に調達を要請し、入手が困難な場合は、道及び<u>関係機関</u>を通じて市外の医療機関や販売業者に要請する。● 調達した医薬品等は、総合体育館に設置される救援物資総合センターに集約し、<u>医療救護所</u>等へ配分する。● 市の医療機関で編成された医療救護チーム及び市の要請で出動した医師会による医療救護チーム（JMAT）が使用する医薬品等は、市が調達したもので対応する。● DMAT 及び JMAT、日本赤十字社による医療救護チームは、それぞれの機関が保有する医薬品等を使用する。 |

第4 避難所の巡回活動

►マニュアル編：Pマ-74

| 実施内容 |
|--|
| <p>1 心のケア</p> <ul style="list-style-type: none">● 災害時は、医療救護活動に関わった人たちの心的外傷に対応する。<ul style="list-style-type: none">・医療機関等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施・災害相談所で心のケアについて対応・心的外傷に関する広報活動の実施・専門ボランティアの受入れ● 必要に応じて、道に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。 |
| <p>2 保健・栄養指導</p> <ul style="list-style-type: none">● 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。 |

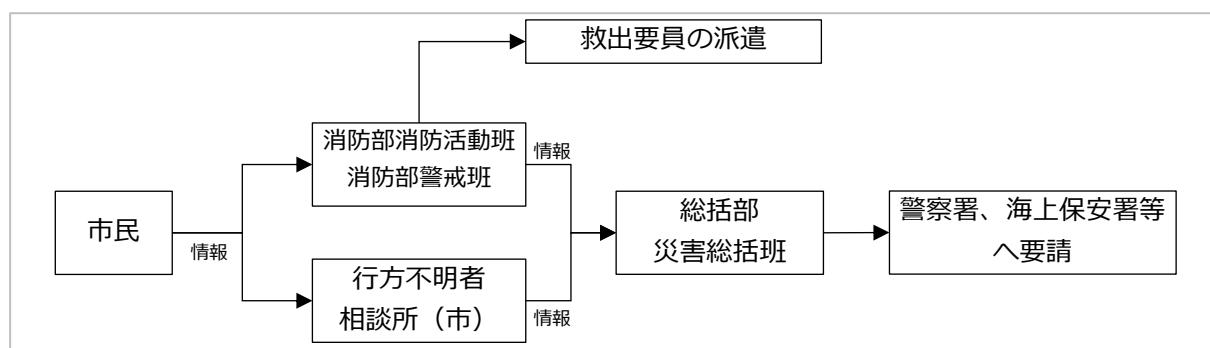
第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に行方不明者の情報を収集し、搜索・遺体処理・安置・埋葬までの対応を関係機関と連携して実施する。 ● 災害時の行方不明者の搜索に当たっては、搜索者の安全確保や、行方不明者の氏名公表に関する慎重な取扱いに留意する。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、環境衛生対策部、消防部 |
| 連携先 | 道、警察署、海上保安署、医師会、葬儀業者、靈柩自動車協会、日本赤十字社、保健所、自主防災組織、近隣市町 |

第1 行方不明者の搜索

►マニュアル編：Pマ-76

| 実施内容 | |
|---------------|--|
| 1 行方不明者リストの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市役所に「行方不明者相談所」を開設し、所在の確認できない市民に関する問合せや行方不明者の搜索依頼・届出の受付を行う。 ● 届出のあった者については、避難者名簿で確認した上で、行方不明者リストを作成する。 ● 行方不明者リストは、搜索活動を行う消防部や警察署に共有する。 |
| 2 搜索活動 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の搜索活動を実施する。 ● 搜索は、行方不明者リスト、避難行動要支援者名簿等を活用する。 ● 必要に応じて警察署、海上保安署等に協力を要請し、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。 ● 搜索の実施期間は災害発生の日から原則として10日以内とする。 ● 死者・行方不明者等の氏名等の公表については、本編第3章第5節第3「安否情報の提供」を参照。 |



＜応援要請の流れ＞

第2 遺体の処理

►マニュアル編：Pマ-78

| 実施内容 |
|--|
| 1 資機材の確保 |
| <ul style="list-style-type: none">● 遺体を納めるための棺や保存のためのドライアイスは、葬儀業者<u>のほか、流通備蓄等</u>により確保する。● 搜索、収容、火葬に必要な人員並びに処理のための施設の確保を行う。 |
| 2 遺体の検案、処理 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者がいる場合、速やかに警察に届け出て、警察の検視（見分）及び医師による遺体の検案を受ける。● 死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委任を受けた日本赤十字社が行い、市は遺体の一時保存を行う。● 遺体収容所を開設し、苫小牧市所有の車両及び災害時における靈柩自動車輸送の協力に関する協定に基づき、検案を終えた遺体を搬送する。● 遺体収容所は、付近の寺院、葬儀場、公共施設等の了承を得て開設する。● 適当な既存建物が確保できない場合は、避難所等に仮設安置所を設置するほか、他自治体への協力を要請する。 |
| 3 遺体の安置 |
| <ul style="list-style-type: none">● 検案を終えた遺体について、警察等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。● 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成するとともに、各収容所で共有する。● 遺族その他より遺体引き取りの申出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上引き渡す。● 遺体の埋火葬許可証を発行する。 |

►資料編：<6>救援・救護関係 17 災害救助法様式

第3 遺体の埋火葬

►マニュアル編：Pマ-79

| 実施内容 |
|--|
| <p>1 遺体の埋火葬</p> <ul style="list-style-type: none">● 遺族等が遺体の埋火葬を行うことが困難な場合、又は遺族がいない場合は、応急的に遺体を埋火葬（土葬）する。● 応急的に行う遺体の埋葬（土葬）先は、高丘第2霊園とする。● 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、高丘霊葬場で保管する。● 遺体が多数のため、霊葬場で処理できないときは、近隣市町の霊葬場に協力を依頼する。● 火葬した遺骨は一時的に高丘霊葬場に安置し、埋火葬台帳を作成する。● 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。● 埋火葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。● 大規模災害等により、平時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。● 市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。 |

第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある市民に対して避難指示等を発令し、安全な場所に避難させる等、人命の被害の軽減を図る。● 災害が発生し、避難所を開設したときは、必要に応じて、食料や飲料水、毛布等の生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。● 関係機関と連携して臨機応変な支援体制を構築・運用することに留意する。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、広報調査部、土木建築対策部、上下水道対策部、避難対策部、第1・2救援対策部、文教対策部、物資食糧対策部、消防部 |
| 連携先 | 警察署、自主防災組織、報道機関、近隣市町、室蘭地方気象台、道、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、鉄道事業者、バス事業者 |

第1 警戒区域の設定

►マニュアル編：Pマ-81

| 実施内容 | |
|-----------|---|
| 1 警戒区域の設定 | <ul style="list-style-type: none">● 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるとときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずる。● 道又は札幌管区気象台から火山情報の通知を受けたとき、又は火山の状況により必要と認めたときは、樽前山への立ち入りを制限または禁止、若しくは退去の措置をとる。● 登山規制にあたっては、関係市町村と緊密な連携のもと同一対策を施すとともに、登山規制区域は、札幌管区気象台、道、火山専門家等との協議によって設定するように留意する。 |

＜発令者と設定の要件＞

| 発令者 | 設定の要件 | 根拠法令 |
|--------------------------|--|------------------------|
| 本部長（市長） 又はその委任を受けた市職員 | 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるととき | 災害対策基本法第63条、地方自治法第153条 |
| 警察官 又は 海上保安官 | 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき ※警戒区域を設定した場合、その旨を市長に通知する。 | 災害対策基本法第63条、地方自治法第153条 |
| 自衛官 | 市長若しくはその委任を受けた市職員がその場にいないとき ※警戒区域を設定した場合、その旨を市長に通知する。 | 災害対策基本法第63条 |
| 消防職員 | 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定 | 消防法第28条、第36条 |
| 警察官 | 上記の場合において、災害の現場において、消防職員が火災の現場にいないとき又は消防職員から要求があったとき | 消防法第28条、第36条 |
| 水防団長、水防団員 又は消防職員 | 水防上緊急の必要があるとき | 水防法第21条 |
| 警察官 | 上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防職員がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき | 水防法第21条 |

第2 避難指示

►マニュアル編：Pマ-83

| 実施内容 |
|---|
| 1 避難指示の発令 |
| <ul style="list-style-type: none">● 大規模災害の発生により緊急避難の必要を認めた場合、本部長等は、<u>避難指示を発令する。</u>● 津波災害の場合…危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、津波警報等が発表され、避難が必要となった場合「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」を発令する。● 洪水の場合…水位周知河川（苫小牧川、勇払川、安平川）、その他の河川に対し、<u>避難情報を発令する。</u>● 土砂災害の場合…土砂災害警戒区域等を対象に、<u>避難情報を発令する。</u>● 高潮の場合…高潮の影響がある地域を対象に、<u>避難情報を発令する。</u>● 火山災害の場合…噴火規模や時期に応じて、<u>避難情報を発令する。</u>● 避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、<u>必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び室蘭地方気象台、室蘭開発建設部等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求める。</u>● 必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。● 避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。 |
| ►資料編：<2>避難関係 3避難関連計画・ガイドライン |
| 2 避難指示等の周知 |
| <ul style="list-style-type: none">● 避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、<u>消防機関等関係機関の協力を得つつ、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫する。</u>● 避難指示等に対応する警戒レベルや対象者を明確にして、<u>警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、市民にとって具体的で分かりやすい内容とする</u>よう配慮する。● 防災行政無線、北海道防災情報システム、ニアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。● 特に、<u>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</u> |
| 3 避難指示の報告 |
| <ul style="list-style-type: none">● 本部長は、避難指示を発令したときは、速やかにその旨を、胆振総合振興局長を通じて道知事に報告する。 |

第3章 災害応急対策計画

第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

〈避難指示の発令者と要件〉

| 発令者 | 指示を行う要件 | 根拠法則 |
|--------------------|--|---------------------------------------|
| 本部長 (市長) | 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があるとき | 災害対策基本法 第60条 |
| 警察官 又は 海上保安官 | 市長から要請があったとき、又は市長が避難の指示をできないと認められるとき ※指示を発令した場合、その旨を市長に通知する。 災害による危険が急迫したとき（その場の危害を避けるため） ※指示を発令した場合、その旨を所属の公安委員会に報告する。 | 災害対策基本法 第61条、警察官職務執行法 第4条 |
| 自衛官 | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいないとき ※指示を発令した場合、その旨を市長に通知する。 | 自衛隊法第94条 |
| 知事又は知事の命を受けた職員 | 洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるとき | 災害対策基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条 |
| 知事 | 市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができないとき | 災害対策基本法第60条 |
| 水防管理者 | 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第29条 |
| 消防職員 | 消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認めるとき | 消防法 第23条の2 |

〈警戒レベルと避難情報等〉

| 警戒レベル | 住民がとるべき行動 | 住民に行動を促す情報 (避難情報等) |
|--------|---|--------------------------|
| 警戒レベル5 | 指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 | 緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない |
| 警戒レベル4 | 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 | 避難指示 |
| 警戒レベル3 | ・高齢者等は危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 | 高齢者等避難 |
| 警戒レベル2 | 災害に備え自らの避難行動を確認する。 | 大雨・洪水・高潮注意報 |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。 | 早期注意情報 |

〈避難情報の伝達先と手段〉

| 伝達先 | 伝達手段 | 担当 |
|---|---|---------------|
| テレビ視聴者 | 北海道防災情報システムへの入力 | テレビ放送 |
| ラジオ聴取者 | アラート経由でマスメディアへ | ラジオ放送 |
| 市内に滞在する携帯電話保持者 | 情報提供 | 緊急速報メール |
| PC ユーザー・携帯電話保持者 | ホームページ・フェイスブック・LINE・登録制メール (苫小牧市防災メール) | 災害総括班、秘書広報広聴班 |
| 住民 | 防災行政無線（同報系） | 災害総括班 |
| | 広報車 | 第1～19広報調査班 |
| | 消防車 | 消防活動班 |
| 要配慮施設※ | 電話又はFAX | 救援庶務班 |
| 町内会、自主防災組織（避難支援関係者） | 電話又はFAX | 災害総括班、動員班 |
| 胆振総合振興局 室蘭開発建設部 札幌管区気象台 室蘭地方気象台 警察署 | 電話 | 災害総括班 |

第3 避難誘導

►マニュアル編：Pマ-90

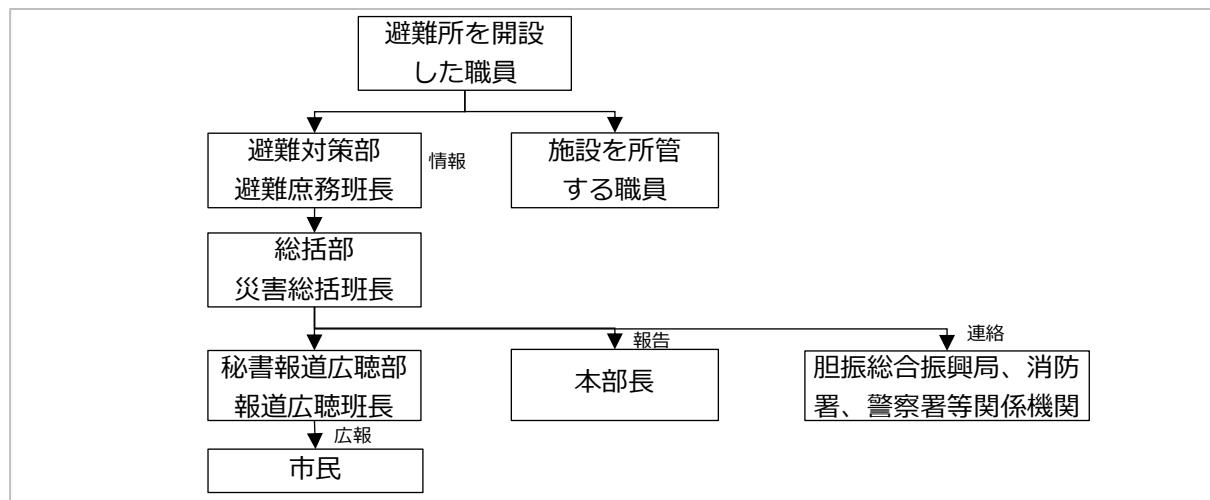
| 実施内容 |
|--|
| <p>1 避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none">● 人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。● <u>自力避難の困難な避難行動要支援者</u>に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に<u>援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</u>● <u>災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。</u>● <u>特に、台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</u>● <u>学校、幼稚園、保育所、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等が行う。</u>● <u>市職員、消防職・団員、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。</u>● <u>火山災害の場合は、樽前山火山避難計画に従い、避難誘導等を実施する。</u> |

►資料編：<2>避難関係 3 避難関連計画・ガイドライン

第4 避難所の開設

►マニュアル編：Pマ-91

| 実施内容 | |
|--|--|
| 1 避難所の安全確保 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所等、安全性を確保する。 ● 避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を判断する。 | |
| 2 避難所の開設 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況に応じて開設する避難所を決定し、所管する施設へ連絡する。 ● 津波警報及び大津波警報が発表された場合は、全ての指定緊急避難場所・指定避難所を開設する。 ● 勤務時間外（夜間・休日）に避難所を開設する場合は、避難所近隣に居住する地域指定職員が開設する。 ● 施設の損壊等により、避難者数に対して、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の公共施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。 ● 指定避難所以外の公共施設を避難所として開設した場合であっても、避難者数に対して、施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努め、ホームページや SNS 等の多様な手段を活用して周知する。 ● 特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。 ● 必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。 ● 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。 | |
| 3 避難所開設の報告 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に道に報告する。 ● 避難所の開設状況を市民に周知する。 | |



〈避難所開設の報告の流れ〉

第5 避難所の運営

►マニュアル編：Pマ-93

| 実施内容 |
|---|
| 1 避難所の運営 |
| <ul style="list-style-type: none">● 避難所運営は、自主防災組織、町内会、避難者等の地域住民による自主運営を基本として、避難対策部各班、学校職員、ボランティアスタッフは運営支援や協力をする。● 避難所の自主運営の確立は、その後の復旧・復興対策について職員体制を充実させることになるため、早期の確立を目指す。● 運営等の詳細は避難所運営マニュアルに別途定める。 |
| 2 避難者の把握 |
| <ul style="list-style-type: none">● 避難所の職員は、避難者カードを用いて避難者名簿を作成し、保管する。● 避難者名簿の写しを関係部班に送付する。● <u>在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努める。</u>● <u>被災者の把握に当たっては、デジタル技術を活用し効率的な情報の収集に努める。</u> |
| 3 生活環境の整備 |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>指定避難所が、誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、常に良好な生活環境を確保するよう、実態とニーズ把握に努める。</u>● <u>道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に努める。</u>● <u>適温食等の提供を目的として、キッチンカー等の設置に努める。</u>● <u>プライバシー確保のためのパーティションを設置する。</u>● <u>食事供与の状況、トイレの設置状況、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。</u> |
| 4 多様なニーズに配慮した避難所運営の実施 |
| <ul style="list-style-type: none">● 男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した物資や支援を実施する。● <u>こどもや若者の居場所の確保に努める。</u>● <u>災害時における女性やこどもに対する暴力への対策を行う。</u>● <u>避難所生活での役割分担についての固定的な性別分担意識の排除に努める。</u>● <u>災害後の性別によるストレスの違いへの配慮を行う。</u> |
| 5 要配慮者の支援 |
| <ul style="list-style-type: none">● ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力をう。● <u>関係部署（避難対策部、第1・2救援対策部）のほか、関係機関（訪問看護ステーション、市立病院、医師会、保健師、DMAT、DPAT、DWAT、DHEAT）が連携し、避難所における要配慮者への支援を行う。</u>● <u>障がい特性に応じた情報伝達手段を用いた生活上の情報提供を行う。</u>● <u>避難スペースの優先的割当て、福祉避難所、福祉仮設住宅への入居を検討する。</u>● <u>福祉避難所の開設・運営については、本編第3章第18節第2「避難所の要配慮者の援護」を参照。</u> |

6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援

- やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季の寒さ対策等、健康への配慮を行う。
- 在宅避難者・車中泊避難者等に対して、支援物資等の配給や医療支援に関する広報活動を実施する。
- 在宅避難者・車中泊避難者等への支援は、指定避難所を拠点として実施する。
- 被災者の所在と支援ニーズの全体像を把握するため、各部で相互に情報を共有する。
- 在宅避難者・車中泊避難者等への支援は、関係機関（災害ボランティア、DWAT 等）と連携し、行う。

7 物資の供給

- 指定避難所ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新する等、最新の状況を把握する。
- 指定避難所における食料、水、生活必需品等の物資の配布について、避難者、市民、自主防災組織、町内会、自治会、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- 必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。
- 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮する。
- 避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用する等、体制を構築する。
- 詳細は、本編第3章第14節「生活救援対策」を参照。

8 感染症対策

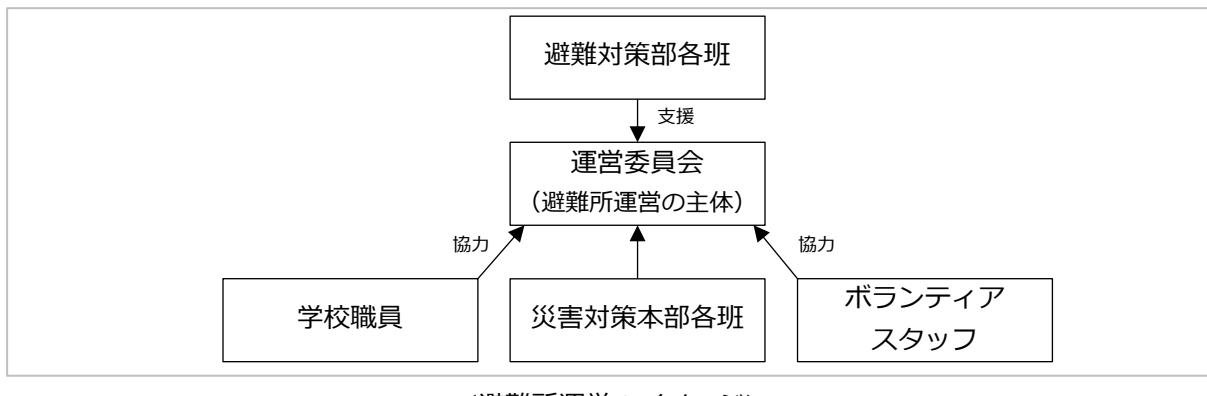
- 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行う等、避難所の衛生環境を確保する。
- 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、避難対策部、第1救援対策部、医療対策部が連携して、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分ける等、必要な措置を講ずる。

9 家庭動物への対応

- 避難所における家庭動物のためのスペースを確保する。
- 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

10 避難長期化への対応

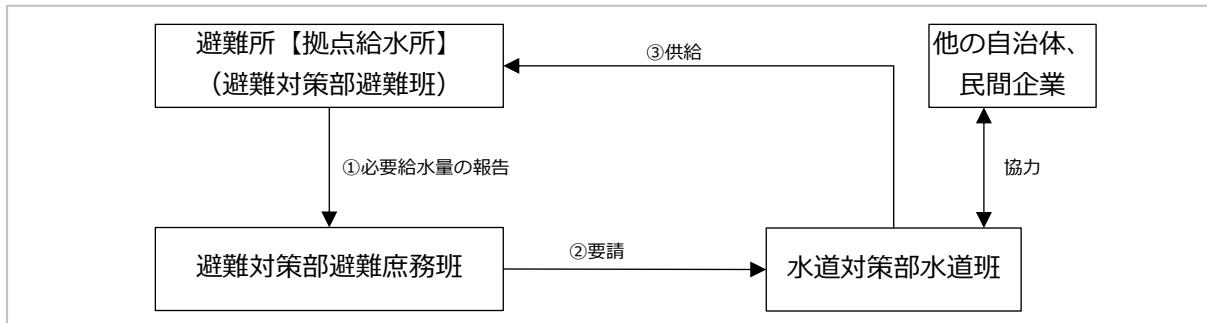
- 避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。
 - ・たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達
 - ・報道機関等の取材、立入りの制限
 - ・防犯に努める他、被災者の精神安定に配慮
 - ・衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）
 - ・避難者間のルール策定時の十分な合意形成への配慮
 - ・避難所の暑さ・寒さ対策
 - ・プライバシー確保に必要な対策
 - ・男女のニーズの違い、ストレス等による負担に配慮した避難所運営
 - ・相談窓口の設置
 - ・旅館やホテル等への移動の促進



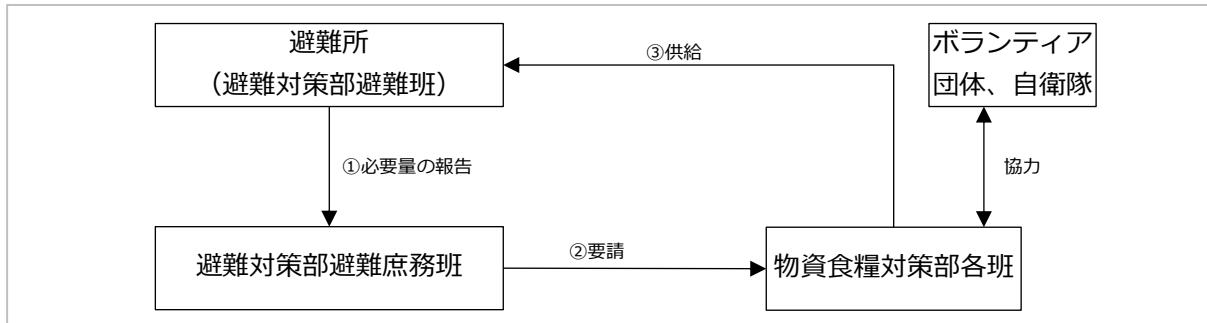
〈避難所運営のイメージ〉

〈多様なニーズに配慮した避難所運営内容の例〉

- ・女性専用の物干し場、授乳室等必要なスペースを設置する。
- ・生理用品等の確保、巡回警備や防犯ブザー・ホイッスル等の配布等により、指定避難所における安全性を確保する。
- ・仮設トイレを設置する場合、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- ・トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- ・照明を増設する。
- ・性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。
- ・警察、医療機関、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口の情報提供を行う。
- ・キッズスペース、学習スペースの設置を行う。



〈飲料水、生活用水の供給の流れ〉



〈食料、生活必需品の供給の流れ〉

第6 避難所の統合・閉鎖

►マニュアル編：Pマ-95

| 実施内容 |
|---|
| 1 避難所の統合・閉鎖 |
| ● 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、 <u>応急仮設住宅</u> の迅速な提供、 <u>公営住宅</u> 及び <u>空き家</u> 等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、 <u>指定避難所</u> の早期解消に努めることを基本とする。 |
| ● 災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び閉鎖を行う。 |
| ● 本部長は、避難指示等を解除したときは、速やかにその旨を、胆振総合振興局長を通じて道知事に報告する。 |

第7 広域避難

►マニュアル編：Pマ-96

| 実施内容 |
|---|
| 1 道内における広域避難 |
| ● 災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、 <u>指定避難所</u> 及び <u>指定緊急避難場所</u> の提供が必要であると判断した場合は、当該市町村に対して広域避難に係る協議等を行うことができる。 |
| 2 道外への広域避難 |
| ● 他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し他の都府県との協議を求める。 |
| ● 事態に照らし緊急を要すると認めるときは、道知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができる。 |
| 3 関係機関の連携 |
| ● 広域避難により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。 |
| ● 道、市、運送事業者等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施する。 |
| ● 次の事項に留意して対応する。 |
| ・ 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理 |
| ・ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保 |
| ・ バス等、被災者の移送手段の確保 |
| ・ 広域避難についての被災者の意向の把握 |
| ・ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング |
| ・ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送 |
| ・ 広域避難先での継続的な支援 |

第8 広域一時滞在

►マニュアル編：Pマ-97

| 実施内容 |
|---|
| 1 道内における広域一時滞在 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めた場合、道内の他の市町村長に被災住民の受入れについて、協議を行う。● 適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、道知事に助言を求める。● 道内広域一時滞在の協議をする場合、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて道知事に報告する。● あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。● 協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、道知事に報告する。● 道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、道知事に報告する。 |
| 2 道外への広域一時滞在 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道知事に対し、他の都府県知事と協議することを求めることができる。● 道知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。● 道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を道知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。 |
| 3 関係機関の連携 |
| <ul style="list-style-type: none">● 広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。● 道、市、運送事業者等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施する。 |

第9 帰宅困難者対策

►マニュアル編：Pマ-98

| 実施内容 |
|--|
| 1 帰宅困難者への広報 <ul style="list-style-type: none">● <u>自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客、買い物客等の帰宅困難者や滞留者が発生したときは、道、警察、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者等と相互に連携をとり、帰宅困難者や滞留者に対して適切な広報活動を行い、不安を解消する。</u> |
| 2 一時滞在施設の確保 <ul style="list-style-type: none">● <u>帰宅困難者や滞留者が発生し、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、一時滞在施設を確保する。</u>● <u>帰宅困難者への水、食料の提供を行う。</u> |

第12節 交通対策・緊急輸送

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">●生活物資の輸送、応急対策資機材・支援隊員・要員等の輸送等、交通対策を行う。●道路の被災状況や交通規制を的確に把握した上で、通行ルートの安全性と確保状況を確認する必要がある。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、産業輸送対策部、物資食糧対策部 |
| 連携先 | 道、警察署、室蘭建設管理部、室蘭開発建設部、東日本高速道路（株）、苫小牧港管理組合、道路情報センター、報道機関、輸送業者、応援協定締結先団体、自主防災組織、災害ボランティア |

第1 交通規制

►マニュアル編：Pマ-99

| 実施内容 | |
|--------|---|
| 1 交通規制 | <ul style="list-style-type: none">●市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努める。●交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示する。●関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。 |

＜各機関の交通規制＞

| 実施機関 | 交通規制を行う状況 | 内容 | 根拠法令 |
|-------------------|---|----------------------------------|-------------------------------|
| 公安委員会 | 道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合 | 歩行者、車両等の安全確保 | 道路交通法第4条 |
| | 道内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき | 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限 | 災害対策基本法第76条 |
| 警察署長 | 道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合 | 歩行者、車両等の安全確保 | 道路交通法第5条、第114条の3 |
| 警察官 | 車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためにやむを得ないと認める場合 | 車両等の通行の禁止、制限 | 道路交通法第6条、第75条の3、災害対策基本法第76条の3 |
| | 通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる場合 | 当該車両の移動、その他必要な措置 | 災害対策基本法第76条の3 |
| 自衛官 又は 消防吏員 | 通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる場合（警察官がその場にいない場合） | 当該車両の移動、その他必要な措置 | 災害対策基本法第76条の3 |
| 道路管理者 | 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 | 区間を定めて通行を禁止、又は制限、理由、回り道等の道路標識の設置 | 道路法第46条 |

第2 緊急輸送

►マニュアル編：Pマ-100

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 輸送手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none">● 被災者の避難、災害対策要員及び災害対策に要する緊急物資の輸送等を実施するため、次の緊急輸送手段を確保する。<ul style="list-style-type: none">(1) 陸上輸送<ul style="list-style-type: none">・市有車両のほか、輸送業者等から車両を借り上げる。・必要に応じて、燃料を調達する。(2) 鉄道輸送<ul style="list-style-type: none">・JR 北海道に要請する。(3) 海上輸送<ul style="list-style-type: none">・フェリー会社、海上保安署、<u>自衛隊（船舶）</u>等に要請する。(4) 航空輸送<ul style="list-style-type: none">・道の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターを要請する。● 陸上輸送については、市有車両、バス運送事業者や「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づきトラック協会に応援を要請する。 |
| <p>2 緊急通行車両の確保</p> <ul style="list-style-type: none">● 緊急輸送車両として確認される車両は、次のいずれかの車両とする。<ul style="list-style-type: none">・災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策に従事する車両・市が保有する車両・協定により使用される車両災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両● 通行規制が行われたときは、緊急通行車両として確認を受けた車両を使用し、応急対策に当たる。● 必要に応じて北海道公安委員会に対して緊急通行車両の申請を行う。● 緊急通行車両であることの確認、標章、証明書の交付は、胆振総合振興局又は警察署、交通検問所で受ける。● 緊急通行車両のガソリン等を確保する。● 緊急通行車両は、発災後に中核SSにおいて優先給油を受けることができる。 |
| <p style="text-align: center;">►資料編：<6>救援・救護関係 1 2 緊急通行車両確認証明書の様式</p> <p style="text-align: center;">►資料編：<6>救援・救護関係 3 SS一覧表</p> |
| <p>3 緊急輸送路の確保</p> <ul style="list-style-type: none">● 緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送路を確保する。作業内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・道路の被害状況の調査・緊急輸送路の決定・道路管理者、警察への復旧・交通規制の要請及び通報● 本部長（市長）の指示に基づき主要な路線から確保し、困難な場合は代替路線を確保する。 |
| <p style="text-align: center;">►資料編：<6>救援・救護関係 1 3 緊急輸送道路ネットワーク図</p> |
| <ul style="list-style-type: none">● 市が管理する道路に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。● 運転者がいない場合等においては、道路管理者である市が車両の移動等を行う。 |

4 輸送拠点の整備

(救援物資総合センターの設置)

- 調達した物資や北海道、他都府県市町村等からの救援物資を受け入れ、保管し、配布するため、救援物資の集中管理を行う「救援物資総合センター」を総合体育館に設置する。
- 日の出防災倉庫、日吉体育館、川沿公園体育館、市民文化ホール、豊川コミュニティセンターを「救援物資補完センター」として設置する。
- 「道の駅 ウトナイ湖」を物資輸送に係る中継地点として活用する。

(ヘリポートの設置)

- 長距離の輸送が必要な場合は、ヘリポートを指定する。
▶資料編：<6>救援・救護関係 8 防災救急ヘリコプター離着陸場一覧表（候補地）

(海上輸送拠点の設置)

- 苫小牧港管理組合と協議して、使用可能な埠頭（耐震強化岸壁）、利便性の高い岸壁や荷捌き可能なスペースを海上輸送拠点として使用する。

第13節 災害時の警備対策

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 災害発生時には、犯罪の予防・防止のため、被災地、避難所、海上等の警備、その他、災害危険箇所の監視を行う必要がある。● 警察署、海上保安署を中心とした体制を確立し、犯罪予防・防止のための、被災地、避難所、海上等で必要な警備、治安維持を行う。● 当該業務にあっては、各機関の防災業務計画等による。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、 <u>避難対策部</u> |
| 連携先 | 警察署、海上保安署、 <u>道路管理者</u> |

第1 連絡体制の確立

►マニュアル編：Pマ-103

| 実施内容 |
|--|
| 1 連絡体制の確立 |
| <ul style="list-style-type: none">● 警察署と連絡体制を確立し、災害情報の収集を行う。● 収集した情報は、必要により関係機関に伝達する。 |

第2 警備活動

►マニュアル編：Pマ-104

| 実施内容 |
|---|
| 1 避難所における犯罪予防 |
| <ul style="list-style-type: none">● 開設された避難所の犯罪予防・防止に努める。● 必要に応じて、警察署等の関係機関が実施する対策に協力する。 |
| 2 危険箇所の監視 |
| <ul style="list-style-type: none">● 二次災害を防止するため、危険箇所の重点パトロールを強化し、関係機関に情報共有する。● 新たに危険な状況を確認した場合には、市民への注意喚起等を実施する。 |
| 3 海上における治安維持 |
| <ul style="list-style-type: none">● 海上保安署は、<u>巡視船艇・航空機</u>による災害発生地域の所要海域の犯罪の予防、取締り、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒、治安維持に必要な情報の収集を行う。 |

第14節 生活救援対策

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● <u>被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、備蓄する物資・資機材の供給に関し、関係機関と相互に協力するよう努める。</u>● <u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。</u>● <u>夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u>● <u>新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新する等、最新の状況を把握する。</u> |
| 担当 | <u>秘書報道広聴班、総括部、上下水道対策部、産業輸送対策部、避難対策部、第1救援対策部、物資食糧対策部</u> |
| 連携先 | <u>道、災害ボランティア、自主防災組織、自衛隊、協定締結先事業者</u> |

第1 給水活動

►マニュアル編：Pマ-105

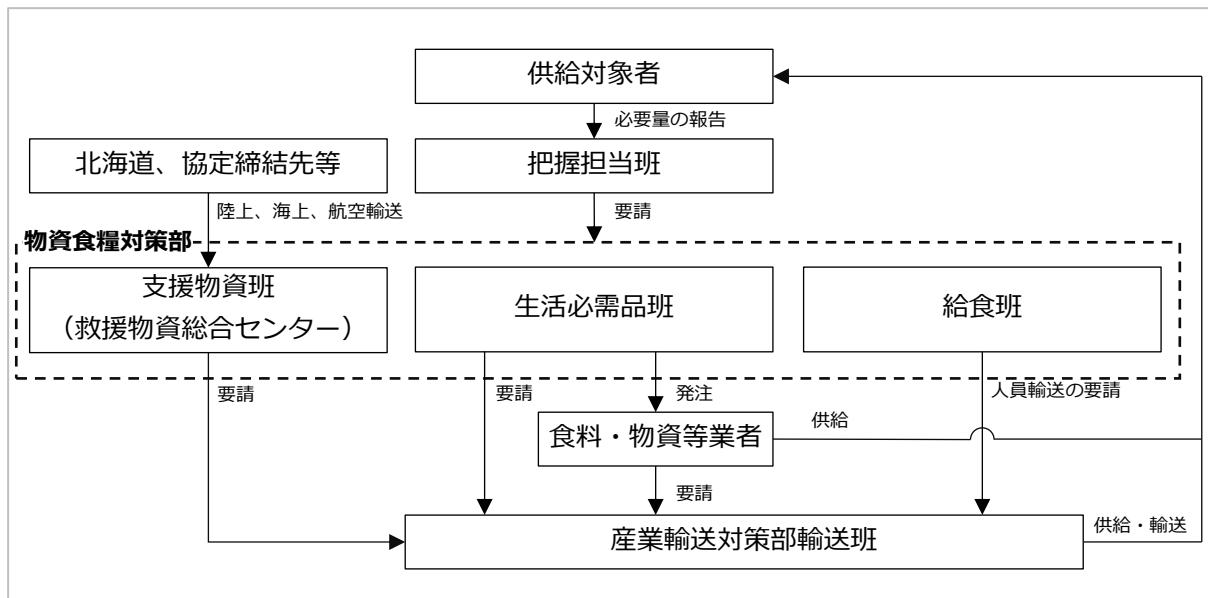
| 実施内容 |
|---|
| 1 被害状況の把握 <ul style="list-style-type: none">● 給水施設の被災状況や断水状況を把握する。● 必要に応じて応急措置を行う。● 詳細は、本編第3章第19節第1「上水道の応急・復旧対策」、第2「下水道の応急・復旧対策」を参照。 |
| 2 応急給水体制の構築 <ul style="list-style-type: none">● 応急給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の調査を実施する。<ul style="list-style-type: none">・応急給水が必要な地域の特定・応急給水班の編成・給水拠点の開設・状況調査・給水所の見直し● 応急給水に必要なリソースとして、上下水道部が所有するものや、自衛隊、公共団体、民間企業等の関係機関に応援要請を行い不足となるリソースを確保する。● 給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立する。 |
| 3 応急給水の実施 <ul style="list-style-type: none">● 市では耐震性貯留施設（緊急貯水槽）による給水を行う応急給水拠点として、日の出公園と16の指定避難所、運搬による給水を行う応急給水拠点として、6の指定避難所を指定している。● 応急給水拠点への運搬は、水道対策部水道班及び支援機関が浄水場配水池及びポンプ場から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。● 必要に応じて、医療救護所、医療機関、社会福祉施設、応急給水拠点以外の避難所等にも運搬する。● 応急給水拠点のうち避難所では、派遣された職員が災害時の応援協定や地区の消防団、自主防災組織の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。● 給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。● 給水所を設定したときは関係部班が連携して、給水に関する広報を行い、市民への周知を図る。 |

►資料編：<6>救援・救護関係 7応急給水拠点一覧表

第2 食料・生活必需品の供給

►マニュアル編：Pマ-107

| 実施内容 |
|---|
| 1 食料・生活必需品の需要の把握 <ul style="list-style-type: none">● 避難者等の状況を確認し、食料・生活必需品の需要量を把握する。● 供給する食料は、災害発生第1日目は市の備蓄、市民の家庭内備蓄、事業所内備蓄、流通備蓄とし、第2日目以降は米飯の炊き出し又は弁当・パン等により行う。● 乳幼児に対しては粉ミルクを供給するとともに要配慮者を優先して食料を供給する。 |
| 2 食料・生活必需品の確保 <ul style="list-style-type: none">● 備蓄食料・生活必需品の保管場所、備蓄量を確認する。● 市の備蓄で不足する場合は、製パン業者、食料加工業者、スーパー等のほか、協定に基づき、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜、生活必需品等を調達する。● 炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について農林水産省農産局長に直接、又は、総合振興局長を通じ道知事に要請する。● 道知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合は、この限りではない。）に基づいて農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体（以下「受託事業体」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡し方法により受託事業体から米穀を受領し、被災等に配給する。 |
| ►資料編：<4>情報収集・連絡関係 8 災害時応援協定一覧表 |
| 3 救援物資の受入れ <ul style="list-style-type: none">● 救援物資の集中管理を行う「救援物資総合センター」を総合体育館に設置する。● 日の出防災倉庫、日吉体育館、川沿公園体育館、市民会館、豊川コミュニティセンター等を「救援物資補完センター」とする。● 大規模災害時には、国や北海道を通じた救援物資のほか災害時応援協定等により、多くの支援物資を要請し、受入れ保管・配分を行うこととなるため、状況に応じて支援物資の管理体制を構築するため、宅配事業者・倉庫業者等に協力要請も検討する。 |
| 4 食料・生活必需品の輸送 <ul style="list-style-type: none">● 食料・生活必需品の需要量と確保量に基づき、配分計画、配車計画を作成する。● 輸送業務は協定に基づき業者が行うが、必要な場合は市が行う。● 市は、調達した食料及び道等から支給を受けた食料の輸送を総括する。 |
| 5 炊き出しの実施 <ul style="list-style-type: none">● 炊き出しに必要な人員や資機材を準備し、必要に応じて自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織、婦人団体等のボランティアに協力を要請する。● 炊き出しは学校給食センターを使用する。● 学校給食センターが使用できない場合は避難所で行う。 |



〈食料・生活必需品の調達フロー〉

〈食料・生活必需品の供給対象者〉

- ・避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- ・住家が被害を受け、炊事の不可能な人（在宅避難者）
- ・住家が被害を受けたため一時に縁故先等へ避難する人
- ・旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- ・災害応急対策活動従事者
- ・米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人
- ・車中泊による避難をしている人
- ・指定避難所以外の場所に避難している人

〈供給する生活必需品〉

- ・寝 具：就寝に必要な最小限度の毛布等
- ・衣 類：上着、下着、防寒着等
- ・身回り品：タオル、手拭い、運動靴、傘等
- ・炊事用具：鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
- ・日用品：石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等、常備薬等
- ・光熱材料：灯油等、照明器具等

第15節 建物対策

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 大規模災害により、建築物や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し市民の安全の確保を図る。● <u>判定員の安全確保を前提としつつ、迅速かつ正確な情報収集と判定結果の共有を通じて、市民の避難行動や二次災害防止に資する対応が必要である。</u> |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、避難対策部 |
| 連携先 | 建築業者、道、災害ボランティア |

第1 被災建築物応急危険度判定

►マニュアル編：Pマ-109

| 実施内容 |
|--|
| 1 判定体制の構築 <ul style="list-style-type: none">● 建築物の被害状況を把握し、需要を推定する。● 多数の判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために判定実施本部（窓口）を設置する。● 判定実施計画を作成する。● 次のとおり建物の危険度判定士の有資格者を確保する。<ul style="list-style-type: none">・市内建築関係団体へ派遣を要請する。・道、他の市町村へ派遣を要請する。・ボランティア募集の広報を行う。 |
| 2 判定の実施 <ul style="list-style-type: none">● 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従って行う。● 発災後、出来る限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。● 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等を記載し、建物の出入り口等の見やすい場所に貼り付ける。 |
| 3 判定後の措置 <ul style="list-style-type: none">● 判定の結果、「危険」とされた建物については、立入り禁止を促す。● 「危険」と判断された建築物を優先して、住民に解体、撤去の措置を促す。 |
| 4 公費解体 <ul style="list-style-type: none">● 災害の規模に応じ、公費解体の実施の要否を判断する。● 解体時は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。 |

第2 被災宅地危険度判定

►マニュアル編：Pマ-111

| 実施内容 |
|---|
| 1 判定体制の構築 <ul style="list-style-type: none">● 宅地の被害状況を把握し、需要を推定する。● 多数の判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために判定実施本部（窓口）を設置する。● 判定実施計画を作成する。● 次のとおり宅地の危険度判定士の有資格者を確保する。<ul style="list-style-type: none">・市内建築関係団体へ派遣を要請する。・道、他の市町村へ派遣を要請する。・ボランティア募集の広報を行う。 |
| 2 判定の実施 <ul style="list-style-type: none">● 判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に従って行う。● 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。● 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に、3色の判定ステッカー（赤「危険宅地」、黄「要注意宅地」、青「調査済宅地」）を表示する。 |
| 3 判定後の措置 <ul style="list-style-type: none">● 判定の結果、「危険」とされた建物については、立入り禁止を促す。 |

第3 住宅の整備

►マニュアル編：Pマ-113

| 実施内容 |
|---|
| 1 需要の把握 <ul style="list-style-type: none">● 災害発生後7日以内に応急仮設住宅の入居希望者を把握する。● 調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を避難所で受け付ける。● 被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。 |
| 2 応急仮設住宅の建設 <p>(建設用地の確保)</p> <ul style="list-style-type: none">● 被害状況を把握した上、公共用地、公園用地、民有地等を借用し、建設用地を確保する。● <u>他の活動拠点として使用されている場合があることに留意する。</u> |
| ►資料編：<6>救援・救護関係 10 公共用地一覧表 |
| <p>(建設の実施)</p> <ul style="list-style-type: none">● 応急仮設住宅建設実施の決定は、本部長が行う。● 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、道知事が行い、市長はこれを補助する。● 災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。● 必要に応じて建設業者に協力を要請する。● 入居希望世帯の構成状況に応じ、いくつかのタイプに分けて建設する。● 高齢者等の災害弱者のために、福祉仮設住宅の設置を図る。● 応急仮設住宅を近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用できる施設の設置を図る。 |

＜応急仮設住宅の建設用地の条件＞

- ・浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
- ・飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと
- ・児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- ・交通の便がよいこと
- ・公有地であること
- ・敷地が広大であること
- ・概ね5年程度利用可能な状態であること

＜応急仮設住宅の入居者の条件＞

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- ・居住する住家がない者であること
- ・自らの資力では住宅を確保することのできない者であること
- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない失業者
- ・特定の資産のない寡婦、母子世帯
- ・特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
- ・特定の資産のない勤労者
- ・特定の資産のない小企業者
- ・上記に準ずる経済的弱者

3 借り上げ型応急住宅の確保

(公営・民間住宅の確保)

- 公営住宅、民間住宅の空き家の確保を行う。
- 必要に応じて住宅事業者等の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすることで居住を維持できる住宅の応急修繕を推進するものとする。
- 公営住宅は、被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、少人数世帯向け住宅の確保に努める。
- 民間の賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅に準ずるものとして確保する。
- 公営・民間住宅の入居者の選定については、本編第3章第15節第3の2「応急仮設住宅の建設」を準用する。

(災害公営住宅の確保)

- 北海道地域防災計画の定めるところにより、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させるものとする。
 - (1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合
 - ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ・市区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ・滅失戸数が市区域内の住宅戸数の1割以上のとき
 - (2) 火災による場合
 - ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ・滅失戸数が市区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- 災害公営住宅は、市が整備し、管理するものとする。
- ただし、道知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行う。

<災害公営住宅の整備基準>

- ・構造：再度の被災を防止する構造とする。
- ・整備年度：原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度に整備する。
- ・国庫補助：建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。
ただし、激甚災害の場合は3/4。
借り上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

<災害公営住宅の入居者資格>

- ・当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- ・収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

4 入居者の選定

- 入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。
- 要配慮者を福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

5 応急仮設住宅の管理

- 安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮する。
- 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

第4 被災住宅の修理

►マニュアル編：Pマ-115

| 実施内容 |
|--|
| 1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 |
| <ul style="list-style-type: none">● 次の市民を対象に、修理を実施する。<ul style="list-style-type: none">・住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある市民● 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張等により、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。● 住宅の応急修理に要する費用は、災害救助法の定めるところによる。 |
| 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 |
| <ul style="list-style-type: none">● 次の市民を対象に、修理を実施する。<ul style="list-style-type: none">・住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、住家の修理ができない、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民・原則として応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる市民・急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む。）を利用しない市民● 居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について必要な最小限度の修理を行う。● 住宅の応急修理に要する費用は、災害救助法の定めるところによる。 |
| 3 公営住宅の応急修理 |
| <ul style="list-style-type: none">● 被災状況を調査し、修理の必要度の高い住宅から実施する。 |

第16節 災害廃棄物処理・防疫

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● <u>被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、災害廃棄物処理体制及び防疫体制の具体的な確立を図る。</u>● <u>市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興を図る。</u> |
| 担当 | <u>秘書報道広聴部、土木建築対策部、産業輸送対策部、第1救援対策部、環境衛生対策部</u> |
| 連携先 | <u>道、警察署、医師会、保健所、医療機関、動物愛護団体、災害ボランティア、協定締結先事業者</u> |

第1 被災者等の保健衛生

►マニュアル編：Pマ-117

| 実施内容 |
|---|
| 1 衛生活動 <ul style="list-style-type: none">● 避難所収容者や地域住民に対し、広報活動等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。● 食中毒が発生しやすい時期は市民に注意喚起の広報活動を実施する。● 保健所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。 |
| 2 保健活動 <ul style="list-style-type: none">● 保健所と協力し、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう保健活動を実施する。● 医師会、保健所等との連携の下に、避難所の巡回による被災者の検病検査・健康診断・健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。● 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。● 被災者及び災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。 |

第2 被災地の防疫活動

►マニュアル編：Pマ-118

| 実施内容 |
|--|
| 1 体制の構築 <ul style="list-style-type: none">● 衛生技術者及び作業員で防疫チームを編成する。● 市が保有する薬剤・資機材を使用するが、不足する場合は道及び薬剤師会等に協力を要請する。 |
| 2 消毒等の実施 <ul style="list-style-type: none">● 道知事の指示・指導に従い、次のようなときに地域の床下、汚染した溝・井戸、その他不衛生な場所等の消毒等を実施する。<ul style="list-style-type: none">・感染症が発生したとき・水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき・汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のあるとき・家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき・土壤還元によるし尿処理を行うとき・鼠、害虫等が大量に発生したとき・災害廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき |
| 3 感染症対策 <ul style="list-style-type: none">● 1～4類感染症の患者が発生し、又は明らかに感染症を呈す者が発見されたときは、速やかに本部に報告する。● 感染症への対策は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・被災地及び避難所における感染症患者、病原体保有者の早期発見・1・2類感染症の患者、疑似症患者の感染症指定医療機関への移送、入院勧告、報告・手指の消毒等必要な指導及び消毒液等の配布・感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実施・広報の依頼・入院が必要な感染症患者は感染症指定医療機関に収容 |
| 4 水質・大気汚染等の監視 <ul style="list-style-type: none">● 被災地及び避難所周辺の水質・大気汚染等について監視する。● 汚染が発生した場合、その場所について市民への周知等を行うとともに、解消に向けた対応を行う。 |
| 5 死亡獣畜の処理 <ul style="list-style-type: none">● 死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明又は被災者であって、かつ自力で処理できない場合は、市が馬、牛、豚等の家畜の死体等処理を行う。● 野生鳥獣等の収集及び死体処理が必要となったときは、特別班を編成して収集し、処理する。● 死亡獣畜は、「化製場等に関する法律」等、関係法令に従い適正に処理を行う。 |
| 6 飼養動物の取扱い <ul style="list-style-type: none">● 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 |
| 7 放浪動物の捕獲 <ul style="list-style-type: none">● 放浪動物は捕獲して適当な場所に収容し、市民に対し、放浪動物を収容している旨を周知する。 |

第3 し尿の処理

►マニュアル編：Pマ-121

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 仮設トイレの設置</p> <ul style="list-style-type: none">● トイレの状況（既設トイレの復旧、避難者数の増減等）について情報を収集し、不足している避難所については、簡易トイレ・仮設トイレ等を設置する。● 仮設トイレは、「災害時における応急対策用資機材の供給の協力に関する協定」に基づき、リース会社等から調達するが、市で調達できない場合は道へ支援要請する。● 設置は、下水道使用不可能な地域にある避難所、住宅密集地等の公園を優先する。● 断水世帯については、自宅トイレの便座等に装着して使用できる便収納袋を配布する。● 備蓄数が不足する場合は、道や協定締結事業者、他自治体と連携し、災害用トイレを調達する。 |
| <p>2 し尿の収集・処理</p> <ul style="list-style-type: none">● 「苫小牧市災害廃棄物処理計画」に基づき、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。● し尿の収集・処理は避難所の仮設トイレ及び医療機関等を優先して行う。● 収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬許可業者とし、不足する場合は道へ支援要請を行う。● 処理施設が被災等により長期的な稼働の停止やし尿収集量の受入れ能力が大幅に超過する場合等についても、道へ支援要請を行う。 |

第4 生活ごみの処理

►マニュアル編：Pマ-123

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 処理施設被害状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none">● 災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び復旧見込みを把握する。● 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。 |
| <p>2 生活ごみの処理</p> <ul style="list-style-type: none">● 「苫小牧市災害廃棄物処理計画」に基づき、生活ごみの収集運搬及び処理を行う。● 生活ごみは、原則として平時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しない。● ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両の不足や処理施設での受入れ能力が不足した場合、又は一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、市民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して、一時集積場所を指定する等の対策を講ずる。● 一時集積場所を指定した場合は、定期的に消毒を実施する。● 収集運搬車両が不足する場合は、道や災害の協定締結先等に支援要請を行う。 |

第5 災害廃棄物処理の計画・実施

►マニュアル編：Pマ-124

| 実施内容 |
|--|
| 1 処理施設被害状況等の把握 <ul style="list-style-type: none">● 災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び復旧見込みを把握する。● 災害廃棄物の発生量を推計し、収集運搬体制を整備する。 |
| 2 災害廃棄物処理実行計画の策定 <ul style="list-style-type: none">● 発災前に策定した処理計画をもとに、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を策定する。● 発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を策定する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。● 冬季に発災した場合、収集運搬・処理のスピードの低下を考慮した実行計画を策定する。 |
| 3 仮置場の開設 <ul style="list-style-type: none">● 平時に調査した仮置場の候補地リストの中から選定し、仮置場を開設する。● 仮置場を設置したときには、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込み禁止物等を明確にした上で広報を行う。 |
| 4 災害廃棄物の処理 <ul style="list-style-type: none">● 災害廃棄物ごとに処理と再生利用、処分の手順を定める。● 仮置場に排出された災害廃棄物を最終処分場へ搬出する。● 分別品目の種類は、平時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決定する。● 害虫駆除や悪臭対策に当たっては、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。● 緊急性のある災害廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時の分別・保管を行う。● 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、廃棄物処理特例地域に指定されたときは、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。 |

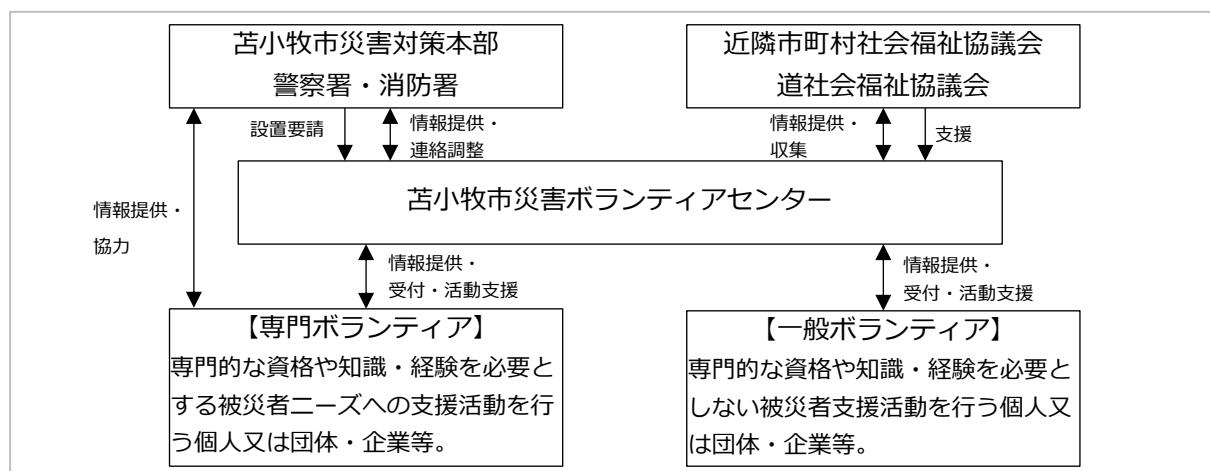
第17節 災害ボランティアの活用

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 大規模災害発生時には全国から各種団体、個人ボランティアの申出があり、これらを効果的に活用することにより、被災者等の負担が軽減されるとともに早期の復旧に繋がる。● ボランティアによる支援を行う際は、ボランティアの安全確保と地域ニーズに即した支援活動に留意する。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、第1・2救援対策部、医療救護対策部、物資食糧対策部 |
| 連携先 | 市社会福祉協議会 |

第1 災害ボランティアセンターの設置・運営

►マニュアル編：Pマ-126

| 実施内容 |
|---|
| 1 災害ボランティアセンターの設置 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害ボランティアセンターの設置が必要と判断した場合、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する。● 市民活動センターにボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターを設置する。● 災害ボランティアセンター設置及び運営は別途定める苦小牧市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルによる。 |
| 2 ボランティアの活動連絡 |
| <ul style="list-style-type: none">● ボランティア活動の支援を必要とする部班は、災害ボランティアセンターの代表者と、毎日1回、ボランティアの活動内容等について打ち合わせを行う。 |
| 3 ボランティアの受入れ |
| <ul style="list-style-type: none">● ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンター内に窓口を設置して行う。● 必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。 |



〈災害ボランティアセンターの組織〉

第18節 要配慮者への対応

| | |
|------|---|
| 基本方針 | ● 災害時に関係機関と連携し、要配慮者の安否確認、避難支援、指定避難所・福祉避難所の運営、巡回ケア、相談窓口設置等を実施する。 ● 事前に整備された名簿や個別避難計画を活用し、関係機関と連携して柔軟かつ臨機応変な支援体制を構築・運用することに留意する。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、避難対策部、第1・2救援対策部、医療救護対策部 |
| 連携先 | 道、警察署、自主防災組織、施設管理者、市社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体、介護・障がい者サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、医師会、保健所 |

第1 要配慮者の安否確認・避難支援

►マニュアル編：Pマ-128

| 実施内容 |
|---|
| 1 要配慮者の安否確認 |
| ● 要配慮者利用施設の施設管理者及び施設利用者の安否の確認を行う。 ● 自主防災組織、町内会その他福祉関係団体等と協力し、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。 |
| 2 要配慮者の避難支援 |
| ● 平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行う。 ● 平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。 ● 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。 ● 在日外国人や旅行者等に対し、多言語による情報発信を実施する。 |

第2 避難所の要配慮者の援護

►マニュアル編：Pマ-130

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 要配慮者の把握</p> <ul style="list-style-type: none">● <u>避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。</u>● <u>避難者リストのうち、要配慮者が分かるよう整理する。</u>● <u>本人の希望に応じ、身に着けることで配慮が必要であることが容易に確認できるものを配布する（例：聴覚障がいや視覚障がいであることが分かるカードを配布）。</u>● <u>要配慮者への支援に必要な物資やニーズをとりまとめて要請し、支援を行う。</u> |
| <p>2 要配慮者専用施設等への移送</p> <ul style="list-style-type: none">● <u>避難所の生活スペースにおける避難生活が困難な要配慮者に向けて、福祉スペースを確保し、生活に配慮する。</u>● <u>要配慮者の専用スペースが必要と判断した場合は、次のスペースの確保を施設管理者に依頼する。</u><ul style="list-style-type: none">・ 「災害時における福祉避難所施設に関する協定」等により指定した<u>福祉避難所</u>・ <u>社会福祉施設等</u>・ <u>市施設（ベッドが置ける施設）</u>● <u>要配慮者の負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、上記施設に移送する。</u> |
| <p>3 福祉避難所の開設、運営</p> <ul style="list-style-type: none">● <u>指定避難所における避難者のうち、福祉避難所への移送が必要な要配慮者がいる場合、又は、一般の避難者との共同生活が難しい要支援者がいる場合、福祉避難所運営マニュアルに従い、必要に応じて福祉避難所を開設、運営する。</u>● <u>福祉避難所の開設期間は指定避難所が閉鎖するまでとし、延長が必要な場合は施設との協議により決定する。</u>● <u>福祉避難所の開設を決定した場合、第1・2 救援対策部から福祉避難所担当職員を配置し、要配慮者から健康相談を受ける等、福祉避難所全体の健康管理を実施する。</u>● <u>関係機関と連携し、福祉避難所において要配慮者の支援を行う人員を確保する。</u>● <u>指定避難所から福祉避難所へ要配慮者を移送する場合は、原則として、要配慮者本人及びその家族が市及び自主防災組織等による支援を受け移送する。</u> |

第3 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

►マニュアル編：Pマ-133

| 実施内容 |
|---|
| 1 巡回ケア |
| <ul style="list-style-type: none">● 在宅での生活が可能と判断された在宅要配慮者の生活実態を的確に把握する。● 関係機関や災害ボランティアによる避難所や在宅要配慮者の巡回体制を構築し、健康診断、健康相談、生活介助等を実施する。 |
| 2 広報 |
| <ul style="list-style-type: none">● 要配慮者への支援活動の概要を広報する。● 聴覚障がい者や外国人等、情報収集に配慮が必要な者への広報を行う。 |
| 3 相談窓口の設置 |
| <ul style="list-style-type: none">● 市社会福祉協議会やカウンセラー、災害ボランティア等と連携し、生活相談窓口、外国人向け相談窓口等を開設する。 |

第4 要配慮者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策

►マニュアル編：Pマ-135

| 実施内容 |
|--|
| 1 福祉仮設住宅の供給計画 |
| <ul style="list-style-type: none">● 応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。● 必要に応じて、要配慮者のニーズを把握し、福祉仮設住宅を設置する。 |
| 2 福祉仮設住宅の災害弱者ケア対策 |
| <ul style="list-style-type: none">● 福祉仮設住宅を開設した場合は、福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営を行う。● 医療ボランティア等の協力による健康チェック・心のケア対策を行う。 |

第19節 公共機関・施設の応急対策

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 大規模災害時には、水道・下水道・電気・電話・ガス・鉄道の各公共機関・施設の管理者は、それぞれの「防災業務計画」「個別危機対策マニュアル」等に基づいて、被害状況の把握、迅速な応急復旧を行う。● 各機関は、被害状況の的確な把握と優先順位の判断を行い、市民の生活や安全に直結する重要インフラの早期復旧に留意する。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、上下水道対策部、 <u>施設を所管する部</u> |
| 連携先 | 道、協定締結先自治体、道路管理者、関係事業者、北海道電力、NTT、苫小牧ガス、JR 北海道、各施設 |

第1 上水道の応急・復旧対策

►マニュアル編：Pマ-136

| 実施内容 |
|--|
| 1 上水道施設の応急対策 |
| <ul style="list-style-type: none">● 大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、災害に際しては速やかに応急復旧し、市民に対する水道水の供給に努める。● 上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。● 応急対策として、被害調査を実施し、漏水を確認したときは、バルブ操作により水道水を確保する。● 配水管等の被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。● 原水から給水栓に至るまでの水質監視レベルを維持する。 |
| 2 上水道施設の復旧対策 |
| <ul style="list-style-type: none">● 復旧体制を確立するため、上下水道部が所有する資機材や、自衛隊、公共団体、民間企業、他の市町村等の関係機関に応援要請を行い、必要なリソースを確保する。● 断水状況、開設している給水所、節水のお願い、復旧見込み等の情報を広報車、ホームページ等により市民に発信する。 |

第2 下水道の応急・復旧対策

►マニュアル編：Pマ-138

| 実施内容 |
|---|
| <p>1 下水道施設の応急対策</p> <ul style="list-style-type: none">● 市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、災害に際しては速やかに応急復旧を行う。● 上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。● 応急対策として、被害調査を実施する。● 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替る。● 污水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行う。● 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。 |
| <p>2 下水道施設の復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none">● 復旧体制を確立するため、上下水道部が所有する資機材や民間企業、他の市町村等の下水道事業者の協力を得て必要なリソースを確保する。● 工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限に留めるよう状況に応じた措置をとることを指示する。● 市民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置、復旧見込み等を広報する。 |

第3 電気・通信・ガス・鉄道等施設の応急・復旧対策

►マニュアル編：Pマ-140

| 実施内容 |
|--|
| <p>1 電気・通信・ガス・鉄道等施設の応急・復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none">● 各事業者は、災害によりライフラインや鉄道等が停止又は停止するおそれがあるときは、各社が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。● 市は、各事業者が行う措置に協力する。 |

第4 道路・橋りょうの応急・復旧対策

►マニュアル編：Pマ-141

| 実施内容 |
|---|
| 1 道路施設の応急対策 |
| <ul style="list-style-type: none">● 災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれの所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。● 市が管理する道路施設については、災害が発生した場合に次の事項を中心に道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。<ul style="list-style-type: none">・損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間・迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点・緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無● 被害状況調査の結果、市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。● 通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。● 必要に応じて自衛隊、土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。● <u>道路を塞いでいる損壊建物等の撤去に伴い発生した災害廃棄物等については、仮置場等へ搬入する。</u>● <u>廃建材等に石綿が混入されているおそれがあるときは、他の廃棄物とは別に集積し、飛散防止対策等を講ずる。</u> |
| 2 道路施設の復旧対策 |
| <ul style="list-style-type: none">● 被害を受けた市道について市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。● 道路の応急復旧が困難な場合は、道、自衛隊に対し応援を求める。● 道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。 |

第5 河川・海岸・指定地の応急・復旧対策

►マニュアル編：Pマ-142

| 実施内容 |
|---|
| 1 河川・海岸施設の応急・復旧対策 <ul style="list-style-type: none">● 施設の管理者は、災害が発生した場合に河川、海岸の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。● 津波や洪水によって浸水被害が発生した場合は、状況により応急排水を実施する。● 河川等に障害物がある場合は、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合に、除去する。 |
| 2 指定地の警戒活動 <ul style="list-style-type: none">● 管理者は、地すべり、土砂災害警戒区域等の指定地の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。● がけ崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で行う。がけ崩れが拡大するおそれがある場合には避難を指示する。● 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて住民の避難、警戒を行う。● 大規模な地震、津波被害を受けた場合、地盤沈下により、浸水しやすい地形になる場合があるため、出水期等以後の河川水位の情報に注意する。● 二次被害防止のため、被害状況に応じ、応急的な危険防止策を講ずる |

第6 その他の公共施設の応急・復旧対策

►マニュアル編：Pマ-143

| 実施内容 |
|--|
| 1 その他の公共施設の応急・復旧対策 <ul style="list-style-type: none">● 災害が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">・避難対策の実施・混乱の防止・施設入所者の人命救助・本部への通報・施設が被災した場合、安全確保のため立入り禁止措置・施設の応急復旧活動の実施 |

第20節 応急教育活動

| | |
|------|--|
| 基本方針 | ● 災害時、学校等の施設では、園児・児童・生徒の安全確保を行うとともに、避難所開設への協力と、速やかな教育活動の再開に向けた活動を行う。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、第2救援対策部、文教対策部 |
| 連携先 | 学校、保育園、自主防災組織、警察署、道 |

第1 学校の災害直後の措置

►マニュアル編：Pマ-144

| 実施内容 | |
|------------------|---|
| 1 校舎等の緊急点検 | ● 学校長及び教職員は、 <u>校舎等の被害状況の把握</u> 等の緊急措置を行い、文教対策部を通じて本部に報告する。 ● 市は、必要に応じて人員や物資を派遣する。 |
| 2 児童・生徒、教職員の安否確認 | ● 学校長及び教職員は、児童・生徒の安否確認等の緊急措置を行い、文教対策部を通じて本部に報告する。 ● 学校長は、必要に応じて児童・生徒の保護者への引き渡し、集団下校、休校等の措置を適切に行う。 ● 市は、学校長と連携し、各学校の対応をとりまとめる。 |

第2 応急教育の実施

►マニュアル編：Pマ-146

| 実施内容 |
|--|
| 1 施設・職員の確保 |
| ● 学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえ、応急教育の実施場所を確保する。 ● 市は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援等必要な措置を講ずる。 |
| 2 応急教育の実施 |
| ● 市及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき臨時の学級編成を行う等、応急教育の実施に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。 ● 通学路その他安全について遗漏のないように指導する。 ● 集団登下校の際は、地域住民、関係機関・団体、保護者の協力を得るようにする。 |
| 3 学用品の調達及び給与 |
| ● 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。 ● 災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書及び教材は1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内と定められている。 ● 災害救助法の適用の有無に関わらず、本部長が教育長に調達を指示し、文教対策部が指定業者から調達する。 ● 費用の限度は、被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。 |

第3 避難所開設への支援

►マニュアル編：Pマ-148

| 実施内容 |
|--|
| 1 避難所開設への支援 |
| ● 避難所に指定されている学校の教職員は、避難者が避難してきた場合、体育館等を開放し、避難収容に協力する。 ● 施設の利用等について、避難所に派遣された職員と協議し、運営に協力する。 ● 教職員は、市職員ではないため、避難所の運営要員としては、協力者の立場とする。 |

第4 保育園の災害直後の措置

►マニュアル編：Pマ-149

| 実施内容 |
|---|
| 1 園舎等の緊急点検 <ul style="list-style-type: none">● 保育園長及び職員は、<u>園舎等の被害状況の把握</u>等の緊急措置を行い、<u>第2救援対策部</u>を通じて本部に報告する。● 市は、必要に応じて人員や物資を派遣する。 |
| 2 園児、職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none">● 保育園長及び職員は、園児の安否確認等の緊急措置を行い、<u>第2救援対策部</u>を通じて本部に報告する。● 保育園長は、必要に応じて園児の保護者への引き渡し、休園等の措置を適切に行う。● 施設内で園児の救護が必要な場合、原則として、保育園医及び医師会等に協力を求める。● 市は、園長と連携し、各園の対応をとりまとめる。 |

第5 応急保育の実施

►マニュアル編：Pマ-150

| 実施内容 |
|--|
| 1 応急保育の実施 <ul style="list-style-type: none">● 園長は、次のとおり応急保育を実施する。<ul style="list-style-type: none">・職員を掌握して保護者及び園児の被災状況を把握する。・保育園の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。・応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育園において保育する。● 市は、応急保育について、保護者に周知する。 |

第21節 農林漁業対策

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 災害時に農林漁業の被害調査、飼料確保、防疫活動等を関係機関と連携して迅速かつ的確に実施する。● 農林漁業の被害への対応が遅れることで、衛生上の課題が生じる可能性があるため、速やかかつ適切な対応が重要である。 |
| 担当 | 土木建築対策部、産業輸送対策部 |
| 連携先 | 道、苫小牧港管理組合 |

第1 農林漁業の被害の調査

►マニュアル編：Pマ-151

| 実施内容 |
|-----------------------------------|
| 1 農林漁業の被害の調査 |
| ● 道の被害状況判定基準に基づき、農林漁業用施設の被害調査を行う。 |

第2 飼料の確保

►マニュアル編：Pマ-152

| 実施内容 |
|--|
| 1 飼料の確保 |
| ● 家畜飼料の不足が予想される場合、各農家の飼料の確保に協力する。 |
| ● 確保できないときは、胆振総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請する。 |

第3 農林漁業施設の防疫

►マニュアル編：Pマ-152

| 実施内容 |
|--|
| 1 農林漁業施設の防疫活動 |
| ● 農作物及び家畜の伝染病の予防、被災した農林漁業施設の防疫、被災地の林野の病害虫の防疫等の防疫活動を促進する。 |
| 2 死体獣畜 |
| ● 死体獣畜の処理については、本編第3章第16節第2「被災地の防疫活動」を参照。 |

第22節 大規模事故災害対策

| | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 大規模事故災害が発生した場合、発生した被害に対する対策にあわせて、二次災害の発生を防止する必要がある。● <u>各災害の状況に応じて柔軟かつ確実に対応することに留意する。</u> |
| 担当 | <u>全部全班</u> |
| 連携先 | 道、警察署、海上保安署、苫小牧港管理組合、胆振東部森林管理署、苫小牧広域森林組合、苫小牧漁業協同組合 |

第1 大規模事故災害の応急活動

►マニュアル編：Pマ-154

| 実施内容 | |
|------|---|
| 1 | 災害対策本部の設置 |
| ● | 事故状況等に応じて必要な配備体制をとり、救助・救護等に必要な部班を動員する。 |
| ● | 必要な場合は、現地に現地事故対策本部を設置する。 |
| 2 | 緊急避難 |
| ● | 大火、ガス・化学物質の漏えい等の場合は、警察署と協力して市民に避難を指示する。 |
| ● | 避難方向や避難場所については、風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。 |
| 3 | 応急活動 |
| ● | 警察署、海上保安署等の関係機関と連携し、各機関の防災計画に基づき、応急活動を行う。 |
| ● | 大規模事故対策として必要な応急活動は次のとおり。 |
| ・ | 道・自衛隊・ボランティアへの応援要請…本編第3章第6節を参照 |
| ・ | 傷病者の救出・搬送 …本編第3章第8節を参照 |
| ・ | 災害現場における応急医療 …本編第3章第9節を参照 |
| ・ | 遺体の安置 …本編第3章第10節を参照 |
| ・ | 乗客等の避難誘導 …本編第3章第11節を参照 |
| ・ | 避難所の開設・運営 …本編第3章第11節を参照 |
| ・ | 避難者への食料、必需品の供給 …本編第3章第11節を参照 |
| ・ | 被災者の他地区への移送 …本編第3章第11節を参照 |
| ・ | 他地区からの被災者の受け入れ協力 …本編第3章第11節を参照 |
| ・ | 現場の警戒 …本編第3章第13節を参照 |

＜災害別に対応すべき項目＞

- 海上災害
 - ・船舶等の災害防止
 - ・流出による災害防止
 - ・船舶、人命の救助及び行方不明者の捜索
 - ・消防活動
 - ・緊急輸送
 - ・海上治安の維持
- 林野災害
 - ・林野火災の発生原因の調査
 - ・調査の道への報告

第23節 災害救助法の適用

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 災害救助法の適用により、避難所の設置や食料・水の提供、応急仮設住宅の供与、福祉サービスの提供等、被災者の生活支援を迅速かつ制度的に行うことが可能になる。● 災害救助法の適用が遅れた場合、避難所の設置や支援体制の整備に支障をきたすため、迅速かつ的確な適用手続に留意する。 |
| 担当 | 総括部 |
| 連携先 | 道 |

第1 災害救助法の適用手続

►マニュアル編：Pマ-155

| 実施内容 |
|---|
| 1 災害救助法の適用手続 <ul style="list-style-type: none">● 市域内の災害が災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、市長は直ちにその旨、胆振総合振興局長を経由して道知事に報告する。● その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。<ul style="list-style-type: none">・災害発生の日時及び場所・災害の原因及び被害の状況・適用を要請する理由・適用を必要とする機関・既にとった救助措置及びとろうとする救助措置・その他必要な事項● 被害程度の判断は、別に示す被害の判定基準によって行う。 <p>►資料編：<4>情報収集・連絡関係 5 災害情報等報告取扱要領</p> |
| 2 適用要請の特例 <ul style="list-style-type: none">● 災害の事態が急迫して、道知事による救助の実施の決定を待つことができない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受ける。 |
| 3 特別基準の適用申請 <ul style="list-style-type: none">● 災害救助の程度及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。● 災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合、特別基準の適用を申請できる。● 適用申請は道知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。 |

＜災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項1～4）＞

| 該当条項 | 適用基準 |
|---------------|--|
| 第1項の1 | 市内の住家が滅失した世帯：100世帯以上 |
| 第1項の2 | 道内の住家が滅失した世帯：2,500世帯以上 かつ市内の住家が滅失した世帯の数：50世帯以上 |
| 第1項の3 (前段) | 道内の住家が滅失した世帯：12,000世帯以上 かつ市内の住家が滅失した世帯：多数 |
| 第1項の3 (後段) | 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする 特別の事情がある場合で、かつ市内で多数の世帯の住家が滅失した場合 |
| 第1項の4 | 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当する場合 |

＜滅失世帯数の算定（災害救助法施行令第1条第2項）＞

| 住家被害状況 | 滅失住家1世帯に換算する世帯数 |
|----------|-----------------|
| 全壊、全焼、流失 | 1世帯 |
| 半壊、半焼 | 2世帯 |
| 床上浸水 | 3世帯 |

第2 救助の実施

►マニュアル編：Pマ-156

| 実施内容 | |
|--|-----------------------------------|
| 1 救助の実施 | |
| ● 災害救助法の適用後の救助業務は、道知事が実施者となり、市長は、道知事の補助又は委任による執行として、救助を行う。 | |
| ● 道知事から委任された事項については、市長が実施する。 | |
| ● 救助の実施に当たって、各部班に関係書類の作成を指示し、整理を実施する。 | |
| ● 整理した内容を道災害対策本部に報告する。 | |
| | ►資料編：<6>救援・救護関係 16 災害救助法による救助の内容等 |
| | ►資料編：<6>救援・救護関係 17 災害救助法様式 |

＜災害救助法による救助項目と救助期間＞

| | 救助項目 | 救助期間 |
|----|------------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 避難所の設置 | 7日以内 |
| 2 | 応急仮設住宅の供与 | 着工：20日以内 |
| 3 | 炊き出しその他による食品の供与 | 7日以内 |
| 4 | 飲料水の供給 | 7日以内 |
| 5 | 被服、寝具その他生活必需品の供与・貸与 | 10日以内 |
| 6 | 医療・助産 | 医療：14日以内 助産：7日以内 |
| 7 | 福祉サービスの提供 | 7日以内 |
| 8 | 被災者の救出 | 3日以内 |
| 9 | 住宅の応急修理 (住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理) | 10日以内 |
| | 住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理) | 3か月以内 国の災害対策本部が設置された場合：6か月以内 |
| 10 | 学用品の給与 | 教科書：1か月以内 文房具及び通学用品：15日以内 |
| 11 | 埋葬 | 10日以内 |
| 12 | 死体の搜索 | 10日以内 |
| 13 | 死体の処理 | 10日以内 |
| 14 | 障害物の除去 | 10日以内 |

※実施期間は災害発生の日から起算する。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 災害により被害を受けた者に対し、り災証明書を発行する。● 被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給や各種資金の貸付を行い、市民の生活の安定を図る。● 被災者への支援制度の周知と公平・適切な支給に留意する。● 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者支援業務を支援するシステム（国のクラウド型被災者支援システム等）の活用を積極的に検討する。 |
| 担当 | 秘書報道広聴部、総括部、広報調査部、土木建築対策部、産業輸送対策部、第1救援対策部 |
| 連携先 | 道、苫小牧労働基準監督署、北海道農業共済組合、とまこまい広域農業協同組合、苫小牧漁業協同組合、日本政策金融公庫、苫小牧商工会議所、日本赤十字社、道共同募金会、道社会福祉協議会、市社会福祉協議会、道市長会、災害ボランティア |

第1 り災証明書の発行

►マニュアル編：Pマ-157

| 実施内容 | |
|-------------|--|
| 1 被害認定調査の実施 | <ul style="list-style-type: none">● 被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月内閣府）に基づく被害認定基準に基づき実施する。● 必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手段により調査を実施する。 |
| 2 り災者台帳等の作成 | <ul style="list-style-type: none">● 被害認定調査の結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「り災者台帳」を作成することを基本とする。ただし、被災状況により、り災者台帳の作成が困難な場合は、り災者台帳に準じた資料を作成する。● り災者支援業務の迅速化・効率化のため、り災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 |
| 3 り災証明書の発行 | <ul style="list-style-type: none">● 被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災者台帳等で確認の上、発行する。● り災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。● り災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。<ul style="list-style-type: none">・住家：①全壊（全焼） ②流失 ③半壊（半焼） ④床上浸水 ⑤床下浸水・人：①死亡 ②行方不明 ③負傷● り災証明書については、証明手数料を徴収しない。 |

►資料編：<6>救援・救護関係 19 り災証明書様式

第2 生活資金等の支給・貸付、税の減免

►マニュアル編：Pマ-159

| 実施内容 |
|---|
| 1 被災者生活再建支援法による支援 |
| ● 生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を利用して支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。 |
| 2 災害弔慰金等の支給 |
| ● 苫小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金等の支給・貸付を行う。 ・ 災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。 ・ 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 ・ 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。 |
| 3 租税の徴収猶予及び減免等 |
| ● 租税の減免等の各種被災者支援制度を活用し、被災者を支援する。 ● 国、道及び市の減免制度の概要を広報する。 |
| 4 支援制度の広報 |
| ● 生活福祉資金貸付制度、母子父子寡婦福祉資金制度、災害復興住宅資金等、国、道、その他機関による被災者支援制度の概要を広報する。 |

第3 生活相談

►マニュアル編：Pマ-160

| 実施内容 |
|---|
| 1 職業のあっせん |
| ● 北海道労働局、苫小牧労働基準監督署等が実施する離職者の早期再就職のあっせんについて、概要を広報する。 |
| 2 災害相談の実施 |
| ● 災害の発生等により、市民からの問合せが多数となった場合は災害相談窓口を開設し、市社会福祉協議会の協力を得て運営する。 ● 災害相談窓口においては、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の案内等を行う。 |

第4 農林漁業、中小企業への支援

►マニュアル編：Pマ-161

| 実施内容 | |
|----------------------|---|
| 1 農林漁業関係者への支援 | <ul style="list-style-type: none">● 道、とまこまい広域農業協同組合、苫小牧漁業協同組合の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。<ul style="list-style-type: none">・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に係る融資制度・日本政策金融公庫による融資制度・北海道農業共済組合による農業保険法に基づく農業共済制度 |
| 2 中小企業への支援 | <ul style="list-style-type: none">● 道・国に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。● 被災した中小企業に対し、融資制度の広報活動を行う。<ul style="list-style-type: none">・日本政策金融公庫による融資制度・経営環境変化対応貸付制度 |

第5 義援金の受入れ・配分

►マニュアル編：Pマ-163

| 実施内容 | |
|---------------------|--|
| 1 義援金の受付け、保管 | <ul style="list-style-type: none">● 義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。● 被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受け払い簿を作成し管理・保管する。 |
| | ►資料編：<6>救援・救護関係 18 義援金品受領書の様式 |
| 2 義援金の配分 | <ul style="list-style-type: none">● 苫小牧市義援金配分委員会を組織し、義援金の配分を決定する |
| 3 義援金の受入れ | <ul style="list-style-type: none">● 市で受け入れた後、被災者に適正に配分する。 |

第2節 災害復旧事業

| | |
|------|---|
| 基本方針 | ● <u>激甚法等に基づき、公共施設の災害復旧事業を推進し、民生の安定と社会経済活動の早期回復を図る。</u> ● <u>早期の事業着手に努めるとともに、関係機関との調整や財政措置の適正な活用に留意する。</u> |
| 担当 | 財政課、危機管理室、関係各課 |
| 連携先 | 道 |

第1 激甚法による災害復旧事業

| 実施内容 | |
|----------------|---|
| 1 激甚法による災害復旧事業 | <ul style="list-style-type: none">● 甚大な災害が発生した場合に地方公共団体の経費負担の軽減を目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)が制定されている。● 著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。● 激甚災害に指定された場合は、この法に基づいて、復旧事業を行う。 |
| | ▶資料編：<8>救援・救護関係 2 1 激甚法による財政援助を受ける事業等 |

第2 その他の法律による災害復旧事業

| 実施内容 | |
|-------------------|---|
| 1 その他の法律による災害復旧事業 | |
| | <ul style="list-style-type: none">● 災害復旧事業の推進に当たっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、道と連携し、法律に基づいて復旧事業を実施する。 |

＜復旧事業＞

- ・公共土木施設災害復旧事業（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）
- ・農林水産業施設災害復旧事業
- ・都市施設災害復旧事業
- ・上水道災害復旧事業
- ・住宅災害復旧事業
- ・空港施設災害復旧事業
- ・社会福祉施設災害復旧事業
- ・公共医療施設、病院等災害復旧事業
- ・学校教育施設災害復旧事業
- ・社会教育施設災害復旧事業
- ・その他災害復旧事業

第3節 災害復興事業

| | |
|------|---|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">● 災害復興本部を設置し、災害復興基本計画に基づき都市づくり・経済復興・市民生活の再建等の復興事業を総合的に推進する。● 関係機関との連携や市民の意見の反映を図り、迅速かつ着実な復興の実現に留意する。 |
| 担当 | 政策推進課、まちづくり推進課、危機管理室、関係各課 |
| 連携先 | 道 |

第1 災害復興事業の推進

| 実施内容 | |
|--------------------|---|
| 1 復興体制 | <ul style="list-style-type: none">● 大規模な災害が発生した場合は、市長を本部長とする「苫小牧市災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。● 災害対策基本法の定めるところにより、国が復興対策本部の設置及び復興基本方針を閣議決定した場合には、これらの計画と調整を行い、復興のための都市づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建等、市民生活全てにわたる分野を対象として実施する。 |
| 2 都市復興の推進 | <ul style="list-style-type: none">● 災害復興事業のうち、都市づくりに関する分野の復興については、平時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努める。● 被害状況や基盤整備状況等の地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。● 事業の実施に当たっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。 |
| 3 災害復旧事業に係る国等による代行 | <p>(都市計画の決定又は代行 (法第42条関係))</p> <ul style="list-style-type: none">● 「特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する大規模災害(以下、特定大規模災害という。)」が発生した場合であって、市の行政機能の低下により、復興に必要な都市計画の決定等の措置を速やかに講ずることができない場合には、計画の策定や変更について国や道による代行を要請することができる。 <p>(災害復旧事業に係る工事の国等による代行 (法第43条から第53条関係))</p> <ul style="list-style-type: none">● 特定大規模災害による被害を受けた場合、漁港、砂防、港湾、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧等に係る工事について、国や道に代行を要請することができる。 |

第5章 地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

- この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。
- 想定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、本編第1章第4節第4「災害の特徴」、第5「被害想定」を参照。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

- 本市の地域に係る地震防災に係り、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱の詳細については、本編第1章第3節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 関係者との連携協力の確保に関する事項

| | |
|-----|---------------------|
| 担当 | 全部全班 |
| 連携先 | 道、協定締結先自治体、協定締結先事業者 |

第1 資機材、人員等の配備手配

| 実施内容 | |
|-------------------------|---|
| 1 物資等の調達手配 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、不足分を道に供給要請する。 ● その他、物資調達については、本編第3章第14節「生活救援対策」を準用する。 |
| 2 物資等の調達手配 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。 ● 道に対して市町村内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。 |
| 3 人員の配備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人員の配備状況を北海道に報告する。 ● 人員の配備は、本編第3章第1節「地震・津波災害時の活動体制の確立」を準用する。 |
| 4 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災関係機関は、地震が発生した場合において、苫小牧市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。 ● 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。 |

第2 他機関に対する応援要請

| 実施内容 | |
|------------|--|
| 1 広域応援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策の実施のため必要があるときは、他の市町村、公共的団体等と締結している応援協定に従い、他機関に応援を要請する。 |
| 2 自衛隊の災害派遣 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊の災害派遣要請については、本編第3章第6節第1「自衛隊派遣要請」を準用する。 |

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

| | |
|-----|---|
| 担当 | 全部全班 |
| 連携先 | 道、苫小牧港管理組合、自主防災組織、北海道電力、苫小牧ガス、NTT、自衛隊、警察署 |

第1 津波からの防護

| 実施内容 | |
|--------------------|--|
| 1 津波からの防護のための施設の整備 | <ul style="list-style-type: none">● 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。● 内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。 |
| 2 津波からの防護のための計画策定 | <ul style="list-style-type: none">● 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。<ul style="list-style-type: none">・防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画・防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画・水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法・津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整の方針及び計画 |

第2 津波に関する情報の伝達等

| 実施内容 |
|--|
| <p>1 津波に関する情報の伝達等</p> <ul style="list-style-type: none">● 津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は本編第3章第1節第1「地震・津波情報の収集・伝達」とおりとするほか、次の事項にも配慮する。<ul style="list-style-type: none">・居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達し、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。・道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。・船舶、漁船等に対して速やかに津波警報等の伝達を行うものとし、この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置をあわせて示すことに配慮するものとする。・管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報収伝達体制を整備するものとする。・必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。 |

第3 地域住民の避難行動等

| 実施内容 | |
|--|--|
| 1 避難対象地区 | |
| ● 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）のとおりとする。 | |
| 2 避難の確保 | |
| （避難計画の作成） | |
| ● 道の示す指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて津波避難計画の見直しを行うとともに、地区別津波避難計画を策定する。 | |
| ● 避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 | |
| ● これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練等による検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。 | |
| （避難に関する情報の周知） | |
| ● 津波ハザードマップを活用し、津波に関する被害想定や避難に関する情報等の市民への周知に努めるものとする。 | |
| ● 避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。 | |
| （避難路等の整備） | |
| ● 指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。 | |
| （市民等の備え） | |
| ● 避難対象地区的居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。 | |
| 3 避難のための指示 | |
| ● 以下の場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。 | |
| ・道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合 | |
| ・強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき | |
| ・海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき | |
| ● 津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高層ビル等に緊急避難するよう指示するものとする。 | |
| ● 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。 | |

第5章 地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

4 避難場所の確保

- 耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。
- 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用する等、津波避難ビル等の活用を推進するものとする。

5 避難場所及び避難所の維持・運営

- 避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう、配慮する。
- 冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築等、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

6 避難所における救護

- 避難所において避難者に対し実施する救護は次のとおり。
 - ・受入れ施設への受入れ
 - ・飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ・その他必要な措置
- 上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ・流通在庫の引き渡し等の要請
 - ・道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ・その他必要な措置

7 避難行動要支援者の避難支援

- あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊娠婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、上記に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- 海溝型地震が発生した場合、市は上記に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

8 避難誘導等

- あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等して、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。
- 津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置に当たっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。
- 避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

9 意識の普及啓発

- 地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬季の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

第4 消防機関等の活動

| 実施内容 | |
|---|--|
| 1 消防機関等の活動 | |
| ● 津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。 | <ul style="list-style-type: none">・津波警報等の情報の的確な収集・伝達・津波からの避難誘導・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 |
| ● 活動に必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。 | |

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

| 実施内容 | |
|------|---|
| 1 水道 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損による道路陥没等の二次災害を軽減させるため、耐震性の高い水道管に更新する等の措置を実施するものとする。</u> |
| 2 電気 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬季の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする需要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</u> ● <u>電力事業者が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置に協力する。</u> |
| 3 ガス | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ガス事業者が行う、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な対策に関する広報等の措置に協力する。</u> |
| 4 通信 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>通信事業者が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置に協力する。</u> |
| 5 放送 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>放送事業者が行う措置に協力する。</u> |

第6 交通対策

| 実施内容 | |
|------------|---|
| 1 道路の予防対策 | ● 道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、市民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。 ● 冬季においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。 |
| 2 海上の予防対策 | ● 海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。 ● 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。 ● 市は、関係機関が行う措置に協力する。 |
| 3 鉄道の予防対策 | ● 鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずるものとする。 ● 市は、鉄道事業者が行う措置に協力する。 |
| 4 乗客等の避難誘導 | ● 鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。 ● 避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。 |

第7 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

| 実施内容 |
|--|
| 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 各施設に共通する事項として、以下の対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の入場者等への伝達 <p style="margin-left: 20px;">岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。</p> ・入場者等の退避のための措置 ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 ・出火防止措置 ・飲料水、食料等の備蓄 ・消防用設備の点検、整備 ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等で情報を入手するための機器の整備 ・防災訓練並びに地震・津波防災上必要な教育及び広報 ● 個別事項として、以下の対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置 ・学校、職業能力開発校、研修所等にあっては、次の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置 ・特別支援学校等、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置 ・災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受け入れ方法等 ・社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置 ・要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める |
| 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の前段に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保 ・無線通信機等通信手段の確保 ・災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 ● 災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。 ● この推進計画に定める避難所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は1に掲げる措置を講ずるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。 |
| 3 工事中の建築物等に対する措置 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。 ● 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。 |

第8 迅速な救助

| 実施内容 |
|--|
| 1 迅速な救助 |
| ● 救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。 |
| ● <u>自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</u> |
| ● 消防団の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。 |

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

| | |
|-----|---|
| 担当 | 全部全班 |
| 連携先 | 道、苫小牧港管理組合、自主防災組織、北海道電力、苫小牧ガス、NTT、自衛隊、警察署 |

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

| 実施内容 | |
|-----------|---|
| 1 整備方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行う。 ● 施設等の整備の推進について、日本海特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。 ● 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。 ● 施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。 ● 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。 |
| 2 整備すべき施設 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所 ● 避難経路 ● 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 ● 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路 ● 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空き地、又は建築物 ● 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設 ● 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設 ● 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設 ● 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 ● 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強 ● 農業用用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの ● 地域防災拠点施設 ● 防災行政無線設備その他の施設又は設備 ● 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備 ● 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫 ● 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材 ● 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等 |

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

| 実施内容 |
|--|
| 1 建築物の耐震化 |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。</u>● <u>防災拠点等の耐震診断を行い、その結果を公表する。</u>● <u>防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。</u> |
| 2 ライフライン施設等の耐震化 |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。</u>● <u>主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。</u>● <u>ライフライン事業者等と連携し、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。</u>● <u>関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。</u> |
| 3 長周期地震動への対応等 |
| <ul style="list-style-type: none">● <u>国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。</u> |

第5節 防災訓練計画

| | |
|-----|------------------------|
| 担当 | <u>危機管理室</u> |
| 連携先 | <u>道、防災関係機関、自主防災組織</u> |

| 実施内容 | |
|----------|---|
| 1 防災訓練計画 | |
| | <ul style="list-style-type: none">● 地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を実施するものとする。● 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、<u>後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。</u>● 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。● 道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。<ul style="list-style-type: none">・動員訓練及び本部運営訓練・要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練・津波警報等の情報収集、伝達訓練・災害の発生の状況、避難指示等の避難情報、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練● 防災訓練の実施に当たっては、津波避難訓練を年1回以上実施するように努める。● 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報等を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。 |

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

| | |
|-----|----------------------|
| 担当 | <u>危機管理室</u> |
| 連携先 | <u>防災関係機関、自主防災組織</u> |

| 実施内容 | |
|------|---|
| 1 | 市職員等に対する教育 |
| ● | 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。 |
| ● | 防災教育は、各部、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 |
| ・ | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 |
| ・ | 地震・津波に関する一般的な知識 |
| ・ | 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 |
| ・ | 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 |
| ・ | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 |
| ・ | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題 |
| ・ | 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 |

2 市民等に対する教育・広報

- 市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施するものとする。
- 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・地震・津波に関する一般的な知識
 - ・後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ・正確な情報の入手方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - ・防寒具等の冬季における避難の際の非常持ち出し品
- 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

3 児童・生徒に対する教育・広報

- 学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。
 - ・過去の地震及び津波災害の実態
 - ・地震や津波の発生の仕組みと危険性
 - ・地震や津波に対する身の守り方と心構え
 - ・地域における地震・津波防災の取り組み 等

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

- 防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な管理者は、道、市が実施する研修に参加するように努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

- 自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置

- 地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7節 地域防災力の向上に関する計画

| | |
|-----|--------------------|
| 担当 | 危機管理室 |
| 連携先 | 防災関係機関、自主防災組織、各事業所 |

| 実施内容 | |
|--------------|---|
| 1 市民の防災対策 | <ul style="list-style-type: none">● 市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限に留めるために必要な措置をとるものとする。● 市民は、平時から地震・津波に対する備えを心掛け、地震防災に関する研修や訓練等への参加を通じて、実践的な災害対応能力を身に付けるよう努めるものとする。● 市は、市民の防災対策を推進するため、防災訓練の実施や防災知識の普及に努める。 |
| 2 自主防災組織の育成等 | <ul style="list-style-type: none">● 市民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。● 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 |
| 3 事業所等の防災対策 | <ul style="list-style-type: none">● 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。● 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、市町村、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。● 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。● その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。 |

第8節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

担当 全部全班

| 実施内容 | |
|-------------------------------------|---|
| 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する組織等の設置等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道が受けた後、市へ伝達される。 ● 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。 ● 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。 ● 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。 ● 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。 |
| 2 市の災害に関する組織等の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、本編第3章第1節「地震・津波災害時の活動体制の確立」を準用する。 |
| 3 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。 |
| 3 災害応急対策をとるべき期間等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。 |
| 4 市のとるべき措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、平時からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼び掛ける。 ● 施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。 |

第9節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

| | |
|-----|--------------|
| 担当 | <u>危機管理室</u> |
| 連携先 | <u>道</u> |

| 実施内容 | |
|---|--|
| 1 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 | |
| ● 津波避難対策の推進に関する基本的な方針として、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を定める。 | |
| ● 津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、目標及びその達成期間を定める。 | |

| 地区名 | 事業種類 | 目標 | 達成期間 |
|-----------------|-----------------|------------------|----------------------|
| <u>勇払地区</u> | <u>津波避難施設整備</u> | <u>避難困難地域の解消</u> | <u>令和 12 年 3 月まで</u> |
| <u>錦糸・ときわ地区</u> | <u>津波避難施設整備</u> | <u>避難困難地域の解消</u> | <u>令和 12 年 3 月まで</u> |